

## 第7章 医療救護・保健等対策

### 本章における対策の基本的考え方

#### ○ 医療救護・保健等対策の基本的な考え方

震災時には、家屋やブロック塀の倒壊、火災、がけ崩れ等により多数の負傷者が発生することが想定されるため、災害発生直後から多数の負傷者に対し迅速に医療救護活動が行われなければなりません。

また、御遺体については、死者への尊厳と御遺族の感情に十分配慮し、迅速かつ適切に取り扱うこととしています。

本章では、発災時における初動医療の確立や医薬品、医療資器材の確保、医療施設の耐震化等の医療施設の基盤整備、御遺体の取扱いについて示していきます。

#### ○ 現在の対策の状況

現在、市では、調布市災害医療コーディネーターを中核とした医療救護活動のため、災害対策医療本部において情報を集約・一元化し、迅速かつ的確な医療救護活動が行える体制を確保しています。

特に、本市は、北多摩南部保健医療圏（調布市、武蔵野市、三鷹市、府中市、小金井市、狛江市）に属しており、北多摩南部の東京都地域災害医療コーディネーターと連携した活動により、大量負傷者に適切な医療提供ができるよう災害拠点病院をはじめ各種の医療機関との連携を深化させています。

災害時において、市では一刻も早い救命処置等が行えるよう、調布市医師会、調布市歯科医師会、調布市薬剤師会、東京都柔道整復師会武蔵野支部の協力を得て、機動的な災害時医療活動を実施する医療救護班（災害時相互連携協定）を編成することとしています。

#### ○ 「首都直下地震等による東京の被害想定」を踏まえた課題

首都直下地震などの大規模災害発生時に、限られた医療資源を最大限に活用するため、医療機関においては、発災直後の医療機能の継続、災害拠点病院をはじめとした医療機関の傷病者受入体制の充実等が課題とされています。

また、医薬品や医療資器材についても、備蓄などの方法により確実に確保するとともに、医療機能を提供するための基盤となる医療機関の耐震化や業務継続計画（BCP）の策定などを促進する必要があります。

#### ○ 主な対策の方向性と到達目標

- ・ 初動対応体制の確立
  - <到達目標> 災害医療コーディネーターを中心とした速やかな災害医療体制の構築による、負傷者、要配慮者への迅速な医療行為の提供
- ・ 医薬品、医療資器材の確保
  - <到達目標> 医薬品等の確保に向けた供給体制の整備
- ・ 検視・検案及び火葬体制の整備
  - <到達目標> 検視・検案体制の構築及び広域火葬体制の充実・強化

## 第1節 現在の到達状況

傷病者の医療救護ニーズに対応するため、医療機関と連携した医療救護体制を早急に確立することで、人的被害の拡大を防止します。また、被災者の健康悪化を防止するため、避難所支援や在宅要配慮者支援などの保健活動を重点に対策を推進することで、災害関連死の発生を未然に防止します。

### 1 災害医療コーディネーターを中核とした医療連携体制の確立

市では、東日本大震災の教訓を得て2016年の熊本地震を機に厚生労働省が設置することとした「調布市災害医療コーディネーター」を中核とした災害時医療体制を確立することとしています。

#### (1) 災害医療コーディネーターの任務

災害医療コーディネーターは、災害時に、市内の医療ニーズの把握や情報収集などをきめ細かにいき、都道府県災害医療コーディネーターとの連携、DMAT等の医療チームの派遣調整を実施する医療救護活動等を実施することとなっています。

市は、事前に調布市医師会の推薦に基づき調布市災害医療コーディネーターを指定します。

また、市は、医療法に定められた二次保健医療圏の北多摩南部保健医療圏に属しており、この圏域では、東京都が指定する東京都地域災害医療コーディネーターが圏内の医療ニーズや情報収集を行い、医療資源の適正配分を行います。

名称	役割分担
東京都災害医療コーディネーター	都内全域の医療救護活動等を統括・調整するため、都に対して医学的な助言を行う、都が指定する医師であり、災害時は都庁に参集します。
東京都地域災害医療コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動等を統括・調整するため、都が指定する医師であり、「多摩総合医療センター・小児総合医療センター」に参集します。
調布市災害医療コーディネーター	市内の医療救護活動等を統括・調整するため、市に対して医学的助言を行い、医師会より推薦された市が指定する医師であり、災害時は「市災害対策本部」に参集します。

※ 二次保健医療圏：市民の保健医療ニーズに的確に対応するため、保健医療資源の適切な配置を図るとともに、適切な保健医療サービスの提供や医療提供施設相互の機能の分担と連携を推進し、疾病の発症から早期発見や治療、リハビリテーションなど相互的な保健医療提供体制の体系を構築するための地域的単位です。調布市は、府中市、小金井市、武蔵野市、三鷹市、狛江市の5市とともに北多摩南部保健医療圏を構成しています。

## (2) 調布市災害医療対策本部の設置等

### ア 設置

災害対策福祉健康部長は「調布市災害医療対策本部」を設置し、災害医療コーディネーターによる医療資源の有効活用、迅速かつ効率的な災害医療活動を実施します。

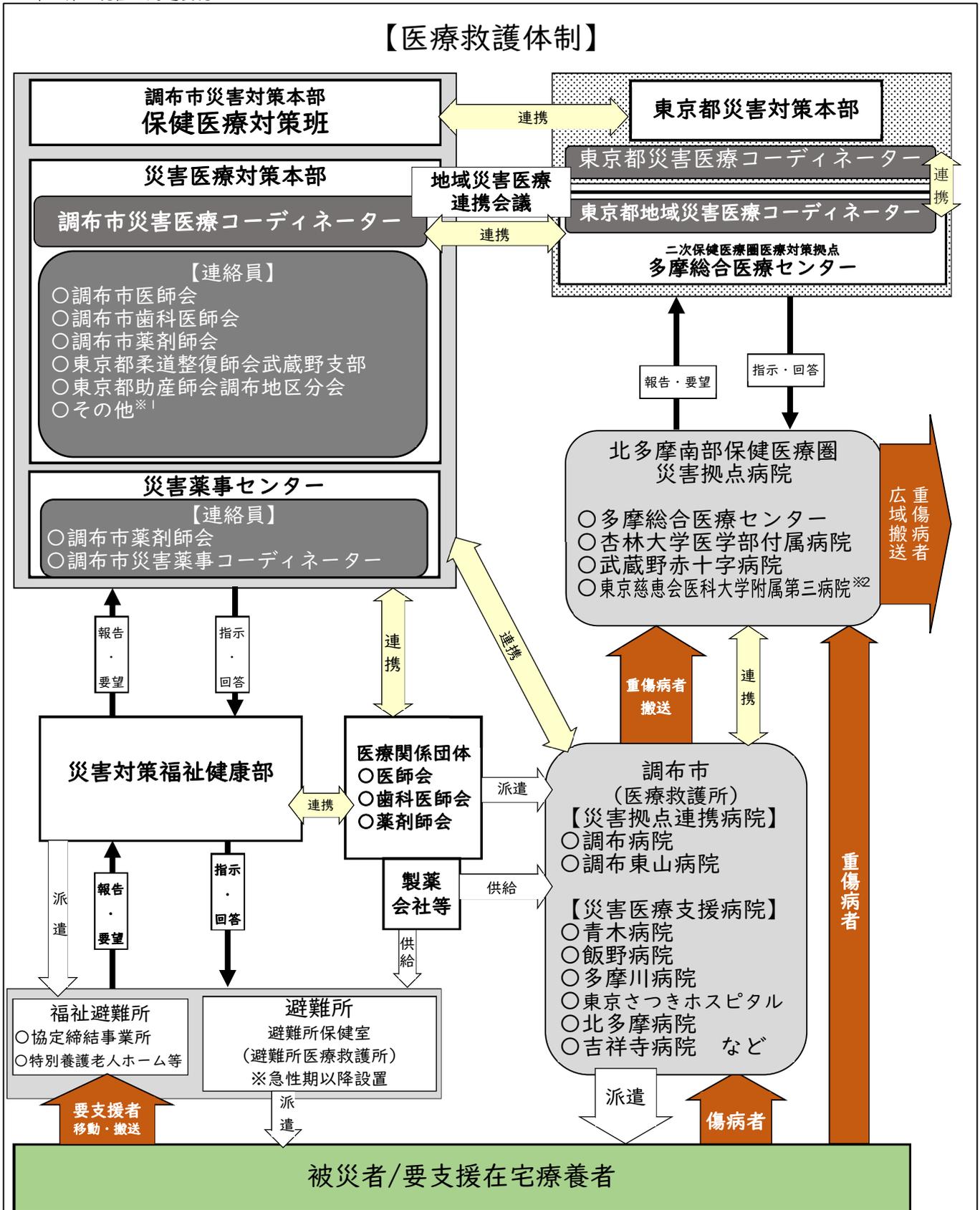
### イ 参集要請

災害対策本部長は、調布市医師会、調布市歯科医師会、調布市薬剤師会、東京都柔道整復師会武蔵野支部及び防災関連機関に対して、調布市災害医療対策本部への参加を要請します。

## (3) 調布市の医療救護活動体制

### ア 事務局保健医療対策班

災害状況に応じて、医療救護所開設場所の選定や、医療関係団体への要員の派遣要請を実施します。また、市内の医療機関の被災状況、診療状況を把握し、被災者や医療機関、医療救護所に情報提供するとともに、医療機関や医療救護所の医療救護活動を支援します。市のみでは医療救護活動の実施が困難であると市長が判断したときは、都知事に対し、地域災害医療連携会議を通じて、保健医療活動チームの派遣要請を行います。



※1 本部長，調布市災害医療コーディネーターより，調布市災害医療対策本部活動のため，連絡員の参加を都度調整します。

※2 調布市と狛江市域に位置する災害拠点病院

(4) 連携態勢

市では、調布市医師会、調布市歯科医師会、調布市薬剤師会、東京都柔道整復師会武蔵野支部等の医療関係団体との災害時協定に基づき、連携して医療救護班を編成し医療救護活動を実施します。

2 医薬品・医療資器材の確保等

(1) 調布市の状況

資器材名	数量	保管場所
救急セット（市販薬等）	1個セット	各避難所（除く都立調布北，神代高校）
緊急医療用医薬セット	1セット	市内各病院，東京慈恵会医科大学附属第三病院
歯科医師用災害医療セット	7セット	小島町倉庫
分娩セット	4セット	小島町倉庫，大町防災倉庫（各2個）
ハイブリッド発電機	1台	各避難所
ポータブルバッテリー	1台	各避難所
資料編 43：歯科医師用災害医療セット		

(2) 東京都の状況

東京都は、最大で500名まで対応できる災害用救急医療資器材を全ての災害拠点病院に備蓄し、さらに約7万4千人に対応できる補充用医薬品の防災倉庫への備蓄や東京DMAT指定病院への災害時医療支援車（東京DMATカー）の配備など、災害時に対応できる医薬品等を確保しています。

(3) 調布市災害薬事コーディネーター

災害時に、市が薬事に関する活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう支援する者であり、調布市災害医療コーディネーターをサポートすることを任務としており、事前に協議のうえ、調布市薬剤師会からの推薦を受け市が指定します。

### 3 医療施設等の基盤整備

本市が位置する北多摩南部保健医療圏には4つの災害拠点病院があります。

#### (1) 災害拠点病院等の分類

名称	任務	病院名
災害拠点病院	○ 主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院	1 東京慈恵会医科大学附属第三病院
災害拠点連携病院	○ 主に中等症者又は容態の安定した重症者の収容・治療を行う都が指定する病院	1 調布病院 2 調布東山病院
災害医療支援病院	○ 主に専門医療, 慢性疾患への対応, 地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院(災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院)	1 青木病院 2 飯野病院 3 多摩川病院 4 東京さつきホスピタル 5 北多摩病院 6 吉祥寺病院
診療所等	○ 専門的医療を行う診療所(救急告示医療機関, 透析医療機関, 産婦人科及び有床診療所)は, 原則として診療を継続 ○ 上記以外の診療所, 歯科診療所及び薬局は, 地域防災計画に定める医療救護活動や診療を継続	

#### (2) 北多摩南部保健医療圏の災害拠点病院

名称
○ 東京慈恵会医科大学附属第三病院※
○ 杏林大学医学部付属病院
○ 多摩総合医療センター・小児総合医療センター
○ 武蔵野赤十字病院

※ 調布市は, 狛江市とともに東京慈恵会医科大学附属第三病院との間で「災害時における緊急医療救護所に関する協定」を締結し, 傷病者に対するトリアージ及び軽症者に対する応急措置等を実施することとしています。

#### (3) 災害拠点精神病院等の分類

名称	説明
災害拠点精神科病院	措置入院患者及び隔離・拘束中の患者の受け入れを行う病院で, 国の示した基準等に基づき都が指定する病院
災害拠点精神科連携病院	医療保護入院患者の受け入れを行う都が指定する病院

(4) 広域医療災害救急医療システム（EMIS：イーミス）の整備

東京都では、災害拠点病院等の医療機能を確保するため、医療施設を対象に耐震化等施設整備事業を実施するとともに、自家発電装置の設置等を推進しています。また、全病院（救急診療所を含む。）を対象に広域災害救急医療情報システム（EMIS）を整備しています。

- 災害拠点病院の指定83病院（令和5年3月31日現在）
- 災害拠点連携病院の指定137病院（令和5年3月31日現在）
- 広域災害救急医療情報システムの整備650病院（令和5年3月31日現在）

4 御遺体の取扱い

災害発生時に死者が発生したときは、遺体安置所の設置、御遺体の搬送、住民への広報、御遺体の引き渡し業務を実施することとしています。検視・検案活動については調布警察署を中心に調布市医師会、調布市歯科医師会に協力を要請して行います。

東京都内の被災による死者は、最大で6,100人が想定されており、発災時において、迅速な検案活動等を実施するためには、検案医等の不足が生じないように、関係機関と連携した体制強化等の取り組みが必要となります。

(1) 遺体安置所

調布市の遺体安置所
○ 調布市民プール（調布市染地2丁目43番地1）
○ 西調布体育館（調布市上石原2丁目4番地1）

(2) 検案等のための都の取り組み状況

取組状況
<p>【都内火葬場】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 26箇所 区部 9箇所（うち7箇所が民営）</li> <li>○ 多摩地域 9箇所（うち1箇所が民営）</li> <li>○ 島しょ8箇所</li> </ul> <p>【締結した協定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 御遺体の搬送に関する協定</li> <li>○ 御遺体保存用ドライアイスの供給に関する協定</li> <li>○ 火葬の実施に関する協定</li> <li>○ 棺等葬祭用品の供給に関する協定</li> </ul>

## 第2節 課題

【多摩東部直下地震（M7.3）被害想定】※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

被害	原因		規模
人的被害 (※1)	死者		55人
	原因別	揺れ	38人
		火災	11人
		その他	6人
	負傷者		1,045人
	(うち重傷者)		(99)人
	原因別	揺れ	885人
		火災	16人
		その他	144人
	物的被害	ゆれ・液状化・急傾斜地崩壊による建物被害	
原因別		揺れ	669棟
		液状化	5棟
		急傾斜地崩壊	1棟
火災による焼失棟数(※2)		1,160棟	
避難人口(※2)		34,277人	

※1 冬5時 風速8m/s

※2 冬18時 風速8m/s, 揺れ・液状化建物被害, 急傾斜地崩壊, ブロック塀棟, 屋外落下物の計

### 1 初動医療体制等の確立

本市では、99人の重傷者を含めた1,045人の負傷者発生が想定されており、迅速な医療救護活動と災害拠点病院を中心とする受入医療機関の確保が必要となります。このため、限られた医療資源を最大限有効に活用できるような初動医療体制の確立と他市町村からの保健医療活動チームの受入れや配置などについて迅速に調整する機能が必要です。

また、被災状況や医療機関の活動状況等を迅速に把握できる情報連絡体制及び傷病者の搬送体制の構築が必要です。

さらに、災害時において円滑に医療救護活動を行えるよう、引き続き地域の実情に沿った市の体制強化を図る取組が必要です。

### 2 医薬品・医療資器材の確保

市では、災害時に備えた医療用資器材を備蓄しているが、不足が予測される医薬品や災害時応急用資器材等を確実に確保する必要があります。

### 3 医療施設等の基盤の整備

市の災害医療の中核的機能を担う災害拠点連携病院や被災を免れた医療機関等が連携するためには、医療機関相互の情報通信手段や医療連携体制の整備など、地域における医療機能を維持するための基盤を強化する必要があります。

#### 4 御遺体の取扱い

市内の被災による死者は、最大で55人が想定されており、発災時に迅速な検案活動等を実施するためには、関係機関と連携した体制の強化が必要です。

また、東京都の見積もりでは、区部及び多摩地域の18箇所の火葬施設（火葬炉は171炉）のみで火葬処理を行うとした場合、相当の期間が必要となるため、都内火葬場の被害状況に応じて、広域火葬実施計画による都外での火葬も検討する必要があるとしています。

### 第3節 対策の方向性

---

#### 1 初動医療体制等の確立

市は、被災地域の状況を踏まえ、限られた医療資源を発災直後から最大限活用できるように、調布市医師会、調布市歯科医師会、調布市薬剤師会、東京都柔道整復師会武蔵野支部等の医療関係団体の協力のもとに調布市災害医療対策本部を設置し、調布市災害医療コーディネーターと連携し、迅速かつ的確な初動医療体制を確立します。

さらに、地域の実情に応じて構築している災害時の情報連絡システムや緊急医療救護所の設置場所などが円滑に機能するよう、引き続き体制強化を図っていきます。

また、精神科領域の災害時における医療体制の整備を推進するとともに、小児・周産期に係る災害時の情報収集や関係機関との調整機能について体制を構築します。

なお、市災害対策本部保健医療対策班と災害対策福祉健康部は、調布市災害医療対策本部と緊密に連携し、関係各部や調布消防署、調布警察署、自衛隊等の関係各機関と協力しつつ医療救護活動等を行います。

#### 2 医薬品・医療資器材の確保

市は、東京都及び医療関係団体と連携して医薬品・医療資器材の備蓄を推進するとともに、卸売販売業者と協定を締結し、(又は「協力のもと」)、医薬品等の供給体制を強化します。

#### 3 医療施設等の基盤整備

市は、東京都地域防災計画に基づき、災害医療コーディネーターと連携し医療機関等の役割分担等を検討していきます。

また、各医療機関は、施設の耐震化や水、食料の備蓄、自家発電に必要な燃料等の確保などライフライン機能の強化に努めていきます。

#### 4 検視・検案及び火葬体制の整備

市は、調布警察署、調布市医師会、調布市歯科医師会と連携し、検案活動体制を確立します。

また、葬祭事業者との協定を推進し、御遺体の搬送や棺等葬祭用品の確保に努めます。さらに、御遺体の保存などにより犠牲者の尊厳を保つとともに、火葬体制の検討を進め、迅速な対応の実現を図ります。

## 第4節 到達目標

### 1 災害医療コーディネーターを中心とした災害医療体制を強化

市は、調布市災害医療コーディネーターの医学的助言に基づき市全域の医療資源を配分します。特に、トリアージによる傷病者への適切な治療、医療対応を必要とする要配慮者や在宅療養患者の迅速な安否情報の取得と手当てに重視した取組を実施します。

また、東京都地域災害医療コーディネーターが開催する地域災害連携会議などを活用し、関係機関との連携を強化するとともに、迅速かつ確実な情報連絡体制及び地域の実情を踏まえた医療連携体制を構築します。

負傷者等の搬送について、東京都は、他県等被災地域外への負傷者等の搬送を行う航空搬送拠点臨時医療施設（SCU：Staging Care Unit）の設置場所を確保することとしています。調布市は、「調布飛行場」が設けられていること、災害拠点病院である東京慈恵会医科大学附属第三病院の近接地に「調布市民野球場」をヘリコプター緊急離着陸場として確保していますので、緊急度や搬送人数等に応じ、ヘリコプター等による空路搬送を最大かつ積極的に活用していきます。

### 2 医薬品等の確保に向けて、薬剤師会や事業者と連携した供給体制の強化

市は、医薬品や医療資器材の確保に向けて、卸売販売業者、調布市薬剤師会、災害薬事コーディネーターや東京都と連携した供給体制を強化します。

特に医薬品等の確保については、医療機関及び薬局が、卸売販売業者から購入することを基本とするため、卸売販売業者が早期に復旧できるように支援するとともに、医療機関において、卸売販売業者が復旧するまでの間に必要となる医薬品等を備蓄するよう働きかけていきます。

また、京王多摩川地域の再開発と合わせ、医薬品の備蓄庫の整備を進めていきます。

### 3 病院等の耐震化促進及び災害拠点病院・災害拠点連携病院等との連携

市は、災害拠点病院・災害拠点連携病院及び災害医療支援病院が、水、食料、自家発電に必要な燃料等を確保できる体制を整備するため、関係団体と協定を締結するなどして供給体制を確立するとともに、衛星携帯電話の整備促進など、複数の通信手段による確実な情報連絡体制を構築していきます。

### 4 検視・検案体制の構築及び広域火葬体制の充実・強化

震災時における御遺体の検視・検案等に関しては、速やかな検視・検案等に資するため、調布警察署をはじめとする関係機関と連携し、検案医等の体制や情報連絡体制を確保します。

また、震災時における火葬に関しては、速やかに火葬を行う体制の充実・強化を図り、民間事業者や他自治体との連携や協力体制を確保します。

## 第5節 具体的な取組

### 【予防対策】(地震前の行動)

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1 初動医療体制等      | 5 医薬品・医療資器材の確保 |
| 2 医療救護活動等      | 6 医療施設の基盤整備    |
| 3 傷病者等の搬送手段の確保 | 7 御遺体の取扱い      |
| 4 防疫体制の整備      |                |

#### 1 初動医療体制等

##### (1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
事務局保健医療対策班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市が指定する災害医療コーディネーターを中核とし、市内で行われる医療活動、地区医療救護活動等の統括・調整</li> <li>○ その他、必要な保健医療に係る総合調整</li> </ul>
災害対策福祉健康部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調布市災害医療対策本部体制の整備（または構築）</li> <li>○ 医療機関や地区医療救護班等との連絡体制確立</li> <li>○ 急性期における医療救護所及び医療救護活動拠点の設置</li> <li>○ 調布市災害医療コーディネーターを中心とした二次保健医療圏医療対策拠点及び市区町村管内の関係機関との情報連絡体制を構築</li> </ul>
都保健医療局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療機関の被害状況及び活動状況等を掌握</li> <li>○ 東京都災害医療コーディネーターを中心とした都全域の情報連絡体制及び東京都地域災害医療コーディネーターを中心とした圏域内の情報連絡体制を確保し、各コーディネーターによる統括・調整機能確立</li> </ul>

##### (2) 詳細な取組内容

#### 福祉健康部・調布市災害医療コーディネーター

##### ア 情報連絡体制の確立

###### (ア) 調布市の情報連絡体制

災害医療コーディネーターが活動する災害医療対策本部では、災害時に市内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、「調布市医師会」、「調布市歯科医師会」、「調布市薬剤師会」、「東京都柔道整復師会武蔵野支部」、「東京都助産師会調布地区分会」などの医療関係機関、その他、防災機関がメンバーと連携し、災害復旧活動に伴う医療活動を実施します。

###### (イ) 東京都の情報連絡体制

都は、東京都災害医療コーディネーターが、都全域の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、東京都地域災害医療コーディネーター、東京都災害時小児周産期リエゾン、東京都災害薬事コーディネーター※、都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会及び市区町村などの関係機関と連携

し、情報連絡体制を構築します。

※東京都災害薬事コーディネーター

災害時に、都が薬事に関する活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう支援する者であり、東京都災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都から任命された者。

(ウ) 二次保健医療圏の情報連絡体制

連絡体制	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都は、東京都地域災害医療コーディネーターが、二次保健医療圏内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるよう情報連絡体制を構築するとともに、情報通信訓練等を実施</li> <li>○ 東京都地域災害医療コーディネーターは、「地域災害医療連携会議」を開催し、東京DMATや地域災害時小児周産期リエゾンの支援を受け、圏域内の医療資源の把握や医療機関及び行政機関等との連携など、地域の特性に応じた具体的な方策を検討</li> <li>○ 二次保健医療圏ごとに、傷病者の搬送や受け入れ医療機関の調整、関係機関同士の連絡体制などを確認・検証するための図上訓練を実施</li> </ul>

2 医療救護活動等

(1) 対策内容と役割分担

機関名	役割分担
事務局 保健医療対策班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害医療対策本部と連携した保健医療活動に係る総合調整</li> <li>○ 市の医療機関状況の把握</li> <li>○ 災害時看護職ボランティアの受け入れ調整</li> </ul>
災害医療対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地区医療救護班の編成、看護要員、事務職の派遣等</li> <li>○ 市の医療機関状況の把握</li> </ul>
福祉健康部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市災害医療対策本部緊急医療救護所の体制整備（または構築）</li> <li>○ 市の医療機関状況の把握</li> <li>○ 災害医療対策本部の設置・運営</li> <li>○ 災害時看護職ボランティアの受け入れ</li> </ul>
調布市医師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市からの調布市災害医療コーディネーターの指定要請に対して適任者を推薦</li> <li>○ 市災害対策本部から「災害時の医療救護活動についての協定書」に基づく医療救護班の派遣要請があった場合は、医療救護班を派遣</li> <li>○ 本部長または調布市災害医療コーディネーターからの依頼に基づく、災害医療対策本部への連絡員の派遣</li> </ul>
調布市歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市災害対策本部から「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」に基づき、派遣要請があった場合は、歯科医療救護班を派遣</li> <li>○ 本部長または調布市災害医療コーディネーターからの依頼に</li> </ul>

機関名	役割分担
	基づく、災害医療対策本部への連絡員の派遣
調布市薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市災害対策本部から「災害時における応急医薬品等の調達に関する協定書」に基づく医薬品等の調達要請があった場合は、医薬品とともに薬剤師を派遣          なお、派遣された薬剤師は、市が設置する災害薬事センターにおける調剤、服薬指導及び医薬品管理等に従事</li> <li>○ 本部長または調布市災害医療コーディネーターからの依頼に基づき、災害医療対策本部への連絡員の派遣</li> </ul>
東京都柔道整復師会武蔵野支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市災害対策本部から「災害時における応急救護活動の協力に関する協定書」に基づき、派遣要請があった場合は、整復師会班を派遣</li> <li>○ 本部長または調布市災害医療コーディネーターからの依頼に基づき、災害医療対策本部への連絡員の派遣</li> </ul>
東京都助産師会調布地区分会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市災害対策本部から「災害時における妊産婦及び乳児の支援活動への協力に関する協定書」に基づき、派遣要請があった場合は、助産師を派遣</li> <li>○ 本部長または調布市災害医療コーディネーターからの依頼に基づき、災害医療対策本部への連絡員の派遣</li> </ul>

(2) 詳細な取組内容

福祉健康部・調布市災害医療コーディネーター・医療機関

ア 医療救護所等の分類

名称	概要
緊急医療救護所	発災後速やかに、災害拠点病院等の近接地等（病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む。）に設置する医療救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所
避難所保健室（避難所医療救護所）	おおむね急性期以降に、避難所内において、避難者等に対する健康相談や、医師等の対応が可能な場合に巡回診療などを行う場所
医療救護活動拠点	医療救護活動の確認・情報交換等を行う場所として、調布市災害医療コーディネーターが設定する拠点（災害医療対策本部）

イ 医療救護活動拠点の設置等

(ア) 設置場所

調布市災害医療対策本部を医療救護活動拠点として設置します。

(イ) 活動内容

内容等	
1	調布市災害医療コーディネーターを中心とした医療救護活動
2	医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換

ウ 地区医療救護班の任務等

(ア) 任務

内 容	
【全 般】 調布市災害医療コーディネーターの指揮を受け、緊急医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等、各種の医療救護活動を実施	
【細 部】	
1	傷病者に対する応急処置及び医療提供
2	緊急医療救護所での傷病者のトリアージ
3	トリアージ後の災害拠点病院等への転送の可否や転送順位の決定
4	死亡の確認及び御遺体の検案への協力
5	応急処置等の医療救護活動等
6	助産救護
7	その他、都との協議の上必要と認められる業務

(イ) 編成要領等

下記の要領により、地区医療救護班を編成する。

編制要領	
【要請】 災害対策本部長から調布市医師会長への要請に基づき編成	
【構 成】	
1	医師及び医師の指定する者で構成
2	構成員は、医師，看護要員，事務員等

エ 医療機関の役割

都は、災害時すべての医療機関が医療救護活動を担うこととし、すべての病院を果たすべき機能に応じて「災害拠点病院」「災害拠点連携病院」「災害医療支援病院」に分類しています。

各医療機関には、重症度を問わず、様々な傷病者が殺到することも予想されるため、それぞれの役割分担を明確にしておかねばなりません。今後、医師会等と協力し市内の災害医療支援病院の役割分担について検討していきます。

オ 医療救護活動マニュアル等の作成

福祉健康部は、多数の傷病者を迅速かつ適切に救護するため、トリアージの基準や医療救護班が実施する医療救護活動に関する活動マニュアル等を作成します。

### 3 傷病者等の搬送手段の確保

#### (1) 対策内容と役割分担

機関名	説明
総務部	○ 救出救助活動拠点等を選定し確保
福祉健康部	○ 傷病者の搬送方法の平常時からの検討 ○ 医療救護所（含む緊急医療救護所）における傷病者の搬送体制の構築 ○ 域外の広域搬送を確保するため、都が設置する「航空搬送拠点臨時医療施設（SCU※）」が設置された際の市内医療救護活動体制の確立
調布消防署	○ 東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会と協定締結

※ 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU：エスシーユー）

広域搬送拠点に搬送された患者を被災地域外へ搬送するに当たり、長時間の搬送に要する処置等を行う臨時医療施設をいいます。SCUは、Staging Care Unitの略

#### (2) 詳細な取組内容

##### ア 大規模救出救助活動拠点の指定

総務部・都総務局

市は、自衛隊、警察災害派遣隊（警察）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等の活動拠点として使用するオープンスペースを国や都や関係機関等と協議の上、あらかじめ確保します。

##### イ ヘリコプター等活動拠点の指定

総務部・都

市は、自衛隊等関係機関と協議の上、大型ヘリコプター等が患者搬送のために離発着できる場所について、あらかじめ候補地を選定します。

##### ウ 各種車両を保有する機関との協定の締結

総務部・福祉健康部

市は、車両を保有する関係機関との新たな協定締結に向けて取り組み、さらに搬送手段の拡充を図ります。

### 4 防疫体制の整備

健康推進課・環境政策課・緑と公園課

#### (1) 対策内容と役割分担

機関名	編 制
福祉健康部	○ 防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定
保健医療班	○ 医師 1人 看護要員 1人 事務職 3人（健康推進課）
環境・消毒班	○ 事務職 2人（環境政策課） ○ 現場従事者 2人/班（緑と公園課）〔2班体制〕

(2) 詳細な取組内容

事務局保健医療対策班・福祉健康部

ア 迅速な防疫体制の確立

市は、保健所などの関係機関と連携して消毒等の防疫を迅速に実施し、感染症や食中毒を防止します。

イ 防疫用資器材の確保

市は、防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定します。

5 医薬品・医療資器材の確保

(1) 対策内容と役割分担

機関名	説明
福祉健康部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療救護班用及び避難所用の医薬品等を備蓄</li> <li>○ 地区薬剤師会と連携し、災害薬事センター等医薬品拠点の設置場所、運営方法、卸売販売業者からの調達方法等をあらかじめ協議</li> </ul>
調布市薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時の情報連絡体制を整備</li> <li>○ 災害薬事センター等医薬品拠点の設置協力</li> <li>○ 医薬品拠点や医療救護所等での調剤体制等の整備</li> <li>○ 卸売販売業者との連絡調整体制の整備</li> </ul>
調布市赤十字奉仕団	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日赤医療救護班の活動に必要な医薬品、資器材を備蓄</li> </ul>

(2) 詳細な取組内容

ア 薬剤師会等との連携・協力体制

市は、調布市薬剤師会等と災害時の協力協定に基づく、連携・協力体制を強化します。

イ 医薬品の備蓄

市は、調布市医師会、調布市歯科医師会、調布市薬剤師会、東京都柔道整復師会武蔵野支部等と協議の上、緊急医療救護所や避難所等で使用する医薬品等を備蓄します。備蓄量は発災から7日間で必要な量を目安とします。

ウ 災害薬事センターについての事前協議

市は、調布市薬剤師会と連携して、災害薬事コーディネーターの任務、活動内容、災害薬事センターの設置場所（状況に応じて複数箇所設置）、運営方法、納入先や納入先への搬送方法等具体的な活動内容について、予め協議し決定します。（卸売販売業者は、原則として、避難所で使用する医薬品は、災害薬事センターへ納品します。）

エ 医薬品等の調達方法の検討

市は、医薬品等の調達方法（卸売販売業者への発注方法等）について、あらかじめ具体的に市薬剤師会及び卸売販売業者と協議し定めます。

**【医薬品等の支援物資を受け入れる際の基本方針】**

- 1 個人からの支援物資は基本的に受け入れないこと。
- 2 必要に応じて都や国，メーカーへ支援を要請すること。
- 3 市が要請した物資以外で製薬団体等から支援の申し出があった物資は，市が必要と判断したものを受け入れること。（市に事前連絡が必要）
- 4 市は提供された医薬品を仕分けした上で災害薬事センターに保管し，避難所等の市内被災地区へ搬送すること。

**6 医療施設の基盤整備**

医療施設の基盤整備については，東京都が実施することとなっているため，市はこれに協力していきます。

**(1) 対策内容と役割分担**

機関名	役割分担
総務部 福祉健康部 調布市医師会等	○ 市内の保健医療関係団体と連携し，効率的，効果的な災害時保健医療活動の体制づくり
都総務局	○ 災害拠点病院等の石油燃料供給について，安定的に供給できるよう，実効性のある方策を構築 ○ 近县市等との広域後方医療に関する応援体制の確立
都保健医療局	○ 災害拠点病院を指定し，重症者等を中心とした受入体制を確保 ○ 救急告示を受けた病院等から，災害拠点連携病院を指定し，中等症者等を中心とした受入体制を確保 ○ 災害拠点精神科病院を指定し，措置入院患者及び隔離・拘束中の患者を受け入れる体制を確保 ○ 災害拠点精神科連携病院を指定し，医療保護入院患者を受け入れる体制を確保 ○ 災害拠点病院及び災害拠点連携病院以外の全ての病院を災害医療支援病院として位置付けて，災害時の医療機能を確保 ○ 医療機関の耐震化の促進とともに，多角的な水の確保，電力等のライフライン機能の確保や業務継続計画の策定を支援 ○ 衛星携帯電話やE M I Sなど通信手段の確保やマニュアルの整備など活用方法を確立 ○ 円滑な情報連絡体制を構築するために，災害拠点病院等との通信訓練を実施
東京都立病院機構	○ 平時から，広域的な連携体制を強化するとともに，迅速かつ的確に医療の提供を行うため，災害時後方医療体制の充実強化を図る。

(2) 詳細な取組内容

機関名	役割分担
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定」に基づき、石油燃料の安定供給を図るとともに、災害拠点病院等の重要施設について、非常時において72時間の稼働を可能とするため、国など関係者との連携体制を構築し、必要となる非常用発電燃料の確保を推進</li> <li>○ ヘリコプターの臨時離着陸場が整備されていない災害拠点病院等については、オープンスペースの利用に関する計画などに基づき、近隣に緊急離着陸場を確保 (調布市では、東京慈恵会医科大学附属第三病院の近傍地として、調布市民野球場が指定されています。)</li> </ul>
都保健医療局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 二次保健医療圏ごとの医療資源や病院の収容能力、地域の実情等を踏まえ、次の基準から災害拠点病院を指定           <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として200床以上の病床を有する救命救急センター又は第二次救急医療機関</li> <li>・建物が耐震・耐火構造</li> <li>・多数の患者を受け入れるスペースや備蓄スペースを保有</li> <li>・通常時の6割程度の発電容量を確保できる非常用発電設備を保有し、3日程度の燃料を確保</li> <li>・災害時に少なくとも3日分の病院機能を維持するための水を確保</li> <li>・3日分程度の食料、飲料水、医薬品等を備蓄</li> <li>・ヘリコプター臨時離着陸場を確保</li> </ul> </li> <li>○ 主に中等症者や容態の安定した重症者を受け入れる医療機関として、救急告示を受けた病院及び都が認める病院を災害拠点連携病院として指定</li> <li>○ 専門医療や慢性疾患への対応等、市区町村地域防災計画に基づく医療救護活動を行う医療機関として、災害拠点病院及び災害拠点連携病院以外の全ての病院を災害医療支援病院として位置付</li> <li>○ 建築基準法における新耐震基準(昭和56年6月1日施行)導入以前に建築された建物等を有する都内の医療機関に対して、耐震診断及び耐震化工事(新築建替・耐震補強工事等)を促進</li> <li>○ 病院、診療所、歯科診療所及び薬局における発災時の対応能力向上に向けた取組として、業務継続計画及び災害対応マニュアル等の策定を支援</li> <li>○ 平常時から、災害拠点病院の通信訓練や、東京都災害医療コーディネーターを中心とした情報連絡体制の確保に向けた訓練を実施</li> </ul>

## 7 御遺体の取扱い

### (1) 対策内容と役割分担

機関名	説明
福祉健康部	<p>○遺体安置所の運営等に関する次の事項について、あらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺体安置所の管理者の指定等，管理全般に関する事項</li> <li>・行方不明者の搜索，御遺体搬送に関する事項</li> <li>・検視・検案<sup>※</sup>未実施の御遺体の一時保存等の取扱いに関する事項</li> <li>・遺体安置所設置等に供する資器材の確保，調達，保管及び整備に関する事項</li> </ul> <p>○遺体安置所は，死者への尊厳や御遺族感情，効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう，下記の条件を満たす施設を指定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内施設</li> <li>・避難所など他の用途と競合しない施設</li> <li>・検視・検案スペースも確保可能な一定の広さを有する施設</li> <li>・身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設</li> </ul> <p>なお，指定に当たっては，水，通信等のライフライン及び交通手段の確保についても，可能な限り考慮します。</p>

※1 検視：検視とは，検察官又は警察官等が犯罪性の有無を明らかにするため御遺体等を調査することをいうが，本計画においては「警察官が，死因及び身元を明らかにするため，御遺体の外表について観察・記録等すること」を含むものとします。

※2 検案：検案とは，監察医等（医師）が死亡原因を調べることをいいます。

**【応急対策】**（地震直後の行動）

1 初動医療体制等	5 医薬品・医療資器材の供給
2 初動期の医療救護活動	6 医療施設の確保
3 傷病者の搬送体制	7 行方不明者の搜索，御遺体の検視・検案， 身元確認等
4 保健衛生体制	

**【医療救護活動におけるフェーズ区分】**

	フェーズ区分	想定される状況
0	発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により，傷病者が多数発生し，救出救助活動が開始される状況
1	超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が設置された緊急医療救護所に集まるが，ライフラインや交通機関が途絶し，被災地外からの人的・物的支援の受入が少ない状況
2	急性期 (72時間～1週間程度)	被害状況が少しずつ把握でき，ライフライン等が復旧しはじめて，人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3	亜急性期 (1週間～1ヶ月程度)	地域医療やライフライン機能，交通機関等が徐々に復旧している状況
4	慢性期 (1～3ヶ月程度)	避難生活が長期化しているが，ライフラインがほぼ復旧して，地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5	中長期 (3ヶ月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて，通常診療がほぼ回復している状況

【主な医療救護活動】

### 災害時の医療救護活動のフェーズ区分と必要な活動

全体概要	フェーズ0 発災直後	フェーズ1 超急性期	フェーズ2 急性期	フェーズ3 亜急性期	フェーズ4 慢性期	フェーズ5 中長期
	発災～6時間まで	72時間まで	1週間程度まで	1か月程度まで	3か月程度まで	3か月程度以降
医療ニーズ	外傷治療・救命救急のニーズ			慢性疾患治療、被災者・支援する職員等の健康管理、公衆衛生的なニーズ		
必要な医療救護活動	都内全域の広域的な活動			市区町村の救護活動		
① 市区町村	緊急医療救護所の設置・運営					
	地区医療救護班・歯科医療救護班・薬剤師班等の派遣					
区市町村災害医療コーディネーター	医療救護活動拠点・災害薬事センターの設置					
② 都	災害医療コーディネーターの参集 医療対策拠点の設置					
	東京DMATの活動					
東京都災害医療コーディネーター	都医療救護班・歯科医療救護班・薬剤師班等の派遣					
地域災害医療コーディネーター	主に日本DMATによる支援活動					
				主に他道府県の医療救護班による支援活動		
				東京DPAT（他県DPAT）の派遣		
③ 災害拠点病院	主に重症者の収容・治療			平常時の医療体制へ徐々に移行		
④ 災害拠点連携病院	主に中等症者又は容態の安定した重症者の収容・治療			平常時の医療体制へ徐々に移行		
⑤ 災害医療支援病院 ⑥ 診療所等				診療継続または市区町村の定める医療救護 平常時の医療体制へ徐々に移行		

※ 被害状況等により、活動期間は、長期化または短縮します

【御遺体の取り扱いに関する主な機関の役割分担】

機関名	発災	1h	24h	72h	
	初動態勢の確立期		即時対応期		復旧対応期
市	○御遺体の搜索・収容活動の実施 ○遺体安置所の設置 ○御遺体の搬送 ○住民広報の実施 ○御遺体の引渡し業務の実施 ○死亡届の受理，火葬許可証又は特例許可証の発行		○火葬体制の確立		
都保健医療局			○検案医の派遣要請		○広域火葬の調整
監察医務院			○検視・検案活動の発令 ○検案班の編成	○検案の実施	
警視庁			○検視の実施	○検案要請	
調布市 医師会			○応援検案の実施		
調布市 歯科 医師会				○応援検死の実施	
日赤 支都 東京 都				○応援検案の実施	

## 1 初動医療体制等

福祉健康部は、災害対策福祉健康部として編成され、関係各機関と協力し保健医療福祉活動の総合調整を図ります。

### (1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
事務局保健医療対策班	○ 災害対策本部事務局に設置され、災害医療コーディネーター、災害対策福祉健康部と連携し災害時の保健・医療活動に係る本部長の意思決定を補佐
災害対策福祉健康部	○ 調布市災害医療対策本部の設置 ○ 調布市医師会及び調布市災害医療コーディネーター等と連携して、人的被害や医療機関（診療所、歯科診療所及び薬局）の被災状況や活動状況等を把握し、圏域内の医療対策拠点に報告 ○ 地域住民に対する相談窓口の設置 ○ 保健師の要請及び保健医療班との活動調整 ○ 要配慮者対策に係る措置の総合調整
調布市医師会 調布市歯科医師会 調布市薬剤師会 東京都柔道整復師会武蔵野支部 東京都助産師会調布分会	○ 被害状況及び活動状況等を把握し、市へ報告

### (2) 詳細な取組内容

#### 災害対策福祉健康部

##### ア 東京都地域災害医療コーディネーターとの連携

調布市災害医療対策本部では、市災害医療コーディネーターを中心に医師会等の関係機関と連携して、市内の人的被害及び医療機関（病院、診療所、歯科診療所及び薬局等）の被災状況や活動状況等を把握し、市災害医療コーディネーターが北多摩南部二次保健医療圏の医療対策拠点（都立多摩・小児総合医療センター）の東京都地域災害医療コーディネーターに報告します。

##### イ 住民への情報提供

市は、緊急医療救護所等の設置状況や医療機関の活動状況を市民に周知します。

## 2 初動期の医療救護活動

### (1) 対策内容と役割分担

機関名	説明
事務局保健医療対策班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調布市災害医療コーディネーターと連携し、市内の医療救護活動等を統括・調整</li> <li>○ 医療対策に関する実施構想の策定</li> <li>○ 医療対策に係る市内病院，医師会，歯科医師会など医療機関，都，日本赤十字社など関係機関との調整</li> <li>○ 広域医療搬送に係る都又は災害拠点病院，市内病院との調整</li> </ul>
災害対策福祉健康部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療救護に関する総合的な指揮命令及び連絡調整</li> <li>○ 調布市災害医療コーディネーターの助言を受け，市内の医療救護活動等を統括・調整</li> <li>○ 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請</li> <li>○ 急性期における医療救護所及び医療救護活動拠点の設置</li> <li>○ 在宅療養者への医療支援調整</li> <li>○ 避難所等における定点・巡回保健相談</li> <li>○ 調布市医師会，調布市歯科医師会，調布市薬剤師会及び東京都柔道整復師会武蔵野支部との協定に基づく医療救護活動</li> <li>○ 東京都地域災害医療コーディネーターが開催する地域災害医療連携会議に調布市災害医療コーディネーターと参加し，圏域内の医療救護活動を調整</li> <li>○ 災害薬事センターの設置調整</li> </ul>
調布市医師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害対策本部長の要請を受け，調布市災害医療対策本部に参加</li> <li>○ 市から「災害時の医療救護活動についての協定書」に基づく医療救護班の派遣要請があった場合は，市医療救護班を編成・派遣</li> <li>○ 市に対し医療機関の被災状況を適宜報告</li> </ul>
調布市 歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害対策本部長の要請により，調布市災害医療対策本部に参加</li> <li>○ 市から「災害時の歯科医療救護活動についての協定」に基づく歯科医療救護班の派遣要請があった場合は，調布市歯科医療救護班を編成・派遣</li> <li>○ 市に対し医療機関の被災状況を適宜報告</li> </ul>
調布市薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害対策本部長の要請により，調布市災害医療対策本部に参加</li> <li>○ 医療救護所等における調剤，服薬指導及び医薬品管理等</li> <li>○ 市からの要請に基づき，災害薬事センターでの薬品管理や調剤活動等</li> </ul>

機関名	説明
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 卸売販売業者との連絡調整</li> <li>○ 市に対し医療機関の被災状況を適宜報告</li> </ul>
東京都柔道整復師会 武蔵野支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害対策本部長の要請により、調布市災害医療対策本部に参加</li> <li>○ 市から「災害時における応急救護活動の協力に関する協定書」に基づき、派遣要請があった場合は、柔道整復師会班を派遣</li> <li>○ 市に対し医療機関の被災状況を適宜報告</li> </ul>
東京都助産師会 調布地区分会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市災害対策本部から「災害時における妊産婦及び乳児の支援活動への協力に関する協定書」に基づき、派遣要請があった場合は、助産師を派遣</li> <li>○ 本部長または調布市災害医療コーディネーターからの依頼に基づく、災害医療対策本部への連絡員の派遣</li> </ul>
調布消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 可能な範囲内で救急隊を派遣</li> <li>○ 東京DMATと連携して、救命処置等を実施</li> </ul>

(2) 詳細な取り組み内容

事務局保健医療対策班・災害対策福祉健康部・市災害医療コーディネーター

ア 傷病者受け入れ拡大の要請

市本部、災害医療対策本部、災害福祉健康部は、医療機関に対し空床の確保や収容能力の臨時拡大等の対応を行うよう要請します。

イ 調布市医療救護班等の編成要請

(ア) 市は、調布市医師会、調布市歯科医師会、調布市薬剤師会、東京都柔道整復師会武蔵野支部及び関係機関に対して、医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班及び整復師会班（以下、「市医療救護班等」という）の編成を要請します。

(イ) 各機関は、市からの要請を受けて人員を派遣します。

(ウ) 地区医療救護班等は、緊急医療救護所の設置運営や避難所等における定点及び巡回診療等を実施します。

ウ 東京都医療救護班等の活動要請

医療救護所等における医療救護活動のため、東京都が編組する都医療救護班、都歯科医療救護班及び都薬剤師班（以下、「都医療救護班等」という）の派遣を要請します。

エ 緊急医療救護所の設置

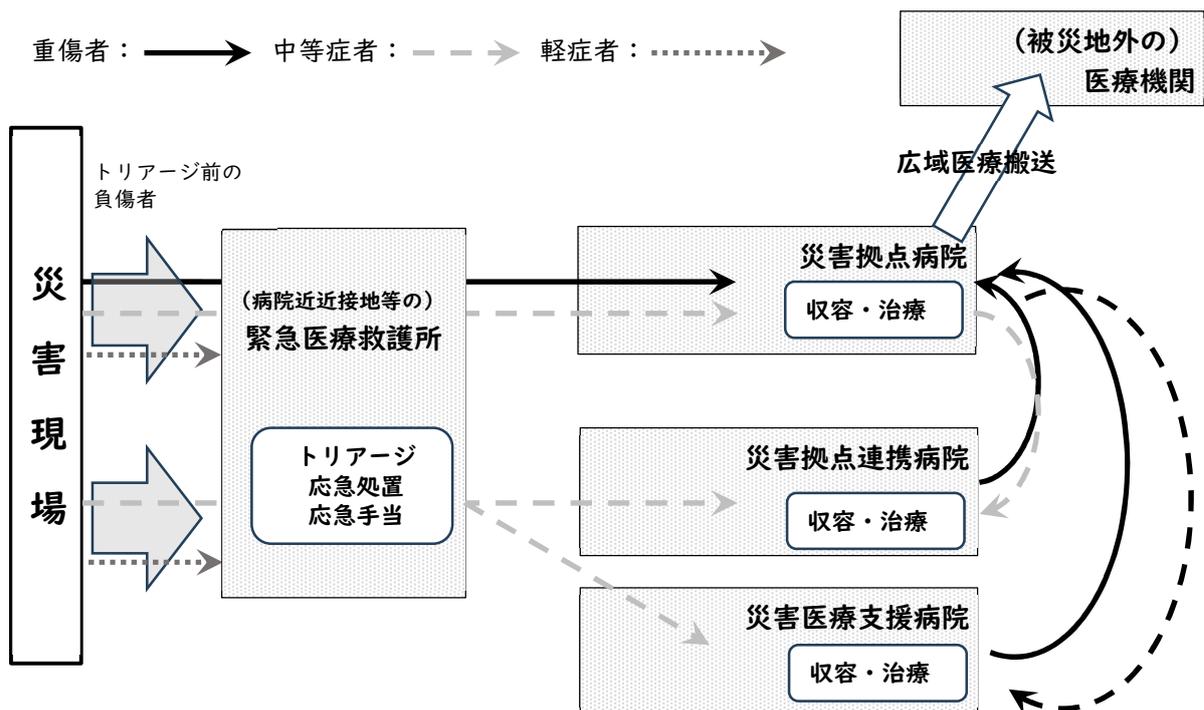
市は、災害拠点病院である東京慈恵会医科大学附属第三病院に緊急医療救護所を設置します。また、状況により災害拠点連携病院、その他の災害医療支援病院等にも緊急医療救護所を設置します。

資料編 44：緊急医療救護所・医療救護所設置場所

オ 市医療救護班等の活動内容

区 分	業務内容
市医療救護班	<p>超急性期では、市医療救護班は緊急医療救護所において以下の活動を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 傷病者に対するトリアージ</li> <li>○ 傷病者に対する応急処置及び医療</li> <li>○ 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び搬送順位の決定</li> <li>○ 死亡の確認及び御遺体の検案への協力</li> <li>○ 助産救護</li> <li>○ その他、都と協議の上、必要な業務</li> </ul>
市歯科医療救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 傷病者に対するトリアージ</li> <li>○ 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置</li> <li>○ 拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定（トリアージの実施）</li> <li>○ 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導</li> <li>○ 検視・検案に際しての法歯学上の協力</li> </ul>
市薬剤師班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害薬事センター等医薬品の集積場所等における医薬品等の仕分け、管理及び受発注</li> <li>○ 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援</li> <li>○ 避難所の衛生管理・防疫対策への協力</li> </ul>
市整備師会班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医師の指示に基づく傷病者に対する応急救護</li> </ul>

【超急性期に想定される傷病者の流れ】



### 3 傷病者の搬送体制

#### 災害対策福祉健康部

調布市災害医療コーディネーターの指示に基づき、災害現場や医療機関等からの傷病者搬送を行います。

傷病者搬送は、「重症患者を災害拠点病院、中等症患者を災害拠点連携病院へ搬送すること」、「人命危険と生存可能性の高いものから判断し、優先順位を踏まえ搬送する」ことを原則として実施します。搬送手段としては、市保有車両、自衛隊、警察、消防や市民の協力を得て、状況に応じ速やかに搬送できる方策（車両、ヘリコプター等）を選択します。

#### (1) 対応内容と役割分担

機関名	対策内容
事務局保健医療対策班 災害対策福祉健康部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 状況に対応した市内搬送態勢の確立</li> <li>○ 市本部に集まる道路機能確保情報並びに東京都の有する警視庁及び東京消防庁のヘリコプターが収集した画像情報を始めとした道路交通情報を取得し、搬送路を決定</li> <li>○ 市の有する搬送機能（保有車両）の使用調整し、必要な際は、東京都と連携して緊急度や搬送人数等に応じた搬送手段を確保</li> <li>○ 協定締結事業者、自衛隊、消防、警察等との間で調整し、適切な搬送手段を案出</li> <li>○ 傷病者等の災害拠点病院等への搬送は、都保健医療局と連携し、東京消防庁等の関係機関が保有する車両・ヘリコプター（東京都ドクターヘリを含む。）・船舶等により行います。</li> </ul>
災害医療 コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市内の保健医療リソースを管理し、傷病者等に適切な医療を提供、要領の案出</li> <li>○ 多摩医療圏の医療リソースを管理する東京都地域医療コーディネーターと連携し、市内の要搬送者の広域搬送要領を案出</li> </ul>
調布消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市の搬送状況を共有し、本庁と連携した適切な搬送手段を確保</li> <li>○ 搬送は、被災現場等から医療機関への重症者の搬送を優先し、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従い、搬送施設等の受入れ態勢を確認し、行います。</li> <li>○ 傷病者等の医療機関への搬送は、状況に応じて、災害対策福祉健康部と連携して行います。</li> </ul>
警視庁、自衛隊、 海上保安庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ヘリコプター等を活用した、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）等への搬送</li> </ul>
協力機関 合同会社太陽サービス シマノ・タクシー	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時連携協定に基づく搬送協力</li> </ul>

機関名	対策内容
シティ・リファイン 日本交通 山田福祉タクシー 武蔵野コアラ 全国介護タクシー協会 (株)双葉資材 介護タクシーしらゆり エクセルシア	

## (2) 詳細な取組内容

### 災害対策福祉健康部

#### ア 負傷者の搬送

避難所等の責任者は、傷病者等のうち避難所での応急手当等では回復が見込めないと判断した場合は、災害対策福祉健康部に搬送を要請します。

#### イ 大規模災害時の傷病者搬送の原則

大規模な災害が発生した場合は、多数の負傷者が同時に発生することが想定される一方で、医療機関や搬送手段、医療資源も被害を受け、医療に関する需要と供給の大幅なギャップが発生します。このような状況で、救命効果を最大化できるように以下の原則を適用します。

- 重症者は災害拠点病院へ、中等症者は災害拠点連携病院へ搬送
- 軽症者へは応急手当を実施することとし、搬送の対象外

#### ウ 医療スタッフの搬送

地域医療救護班等の医療スタッフの搬送は、市災害対策本部保健医療対策班、災害医療対策本部、災害対策福祉健康部が連携し対応します。搬送手段としては、市保有車両、自衛隊、警察、消防の協力を得て、状況に応じ速やかに搬送できる方策（車両、ヘリコプター等）を選択します。しかし、それらでは対応できない場合は、医療スタッフ自らが赴く（自力移動）こととします。

#### エ 医薬品等の搬送

##### (ア) 医薬品の供給要領

各医療機関は、災害時も平時と同様、卸売販売業者から医薬品等を調達します。なお、卸売販売業者への発注量が供給可能量を超えた場合には、卸売販売業者は市災害医療コーディネーター等の助言をもとに優先順位を決定し供給します。

##### (イ) 医薬品の使用要領

医療救護活動に必要な医薬品、医療資器材は、第1次的に市保有の医療セットを使用します。この際、医療機関がこれらの供出を要請する場合は、調布市災害医療対策本部宛に行い、搬送が必要となった場合は、市災害対策本部において、その実施を検討します。

#### 4 保健衛生体制

##### (1) 対策内容と役割分担

災害対策福祉健康部は、保健師・栄養士、その他の職種から構成される「保健・医療班」を編成し、市民の健康管理に係る活動を行います。健康相談に際しては、女性の相談員を配置し、女性特有の悩みやジェンダーに配慮し、市民の悩みや健康相談に取り組みます。

機関名	役割分担
事務局保健医療対策班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 健康管理及び精神保健の対策に関する実施構想の策定</li> <li>○ 感染症対策に関する実施構想の策定</li> <li>○ 災害医療対策本部と連携した、保健衛生対策の検討、実施構想の策定</li> </ul>
事務局要配慮者対策班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害医療対策本部と連携した適切な医療的ケア実施構想の策定</li> </ul>
災害対策福祉健康部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「保健医療班」を編成</li> <li>○ 都保健医療局と協議の上、必要に応じて応援協定に基づき、他県市に保健医療班の派遣を要請</li> <li>○ 派遣職員の受入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保</li> </ul>
市保健医療班	<p>【緊急医療救護所開設時】</p> <p>急性期に災害拠点病院等に開設する緊急医療救護所において、医師会等で編成する医療救護班と連携した医療救護活動</p> <p>【おおむね緊急医療救護所閉鎖後】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 健康管理活動           <ul style="list-style-type: none"> <li>都が編成する環境衛生指導班や食品衛生指導班の支援を得つつ、防疫を担当する環境・消毒班と連携した避難住民等の健康管理</li> </ul> </li> <li>○ 巡回健康相談の実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所における健康相談</li> <li>・地域における巡回健康相談</li> <li>・その他必要な保健活動</li> </ul> </li> </ul>
都保健医療局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保</li> <li>○ 「食品衛生指導班」による食品の安全確保</li> </ul>

## (2) 詳細な取り組み内容

### 事務局・災害対策福祉健康部・多摩府中保健所

#### ア 健康管理等活動の実施

##### 保健医療班

保健医療班は、環境・消毒班と連携し、また都が編成する環境衛生指導班や食品衛生指導班の支援を得て、避難住民等の健康管理に関する活動を行います。

#### イ 巡回健康相談の実施

##### 保健医療班

避難所における健康相談、地域における巡回健康相談、その他必要な保健活動を行います。相談に際しては、女性特有の悩みや健康相談に配慮するため、女性の相談員を配置します。

#### ウ 精神医療体制の確保

被災のショックや長期にわたる避難生活などによるストレスは、しばしば心身の健康に障害を生じさせます。被災住民に対するメンタルヘルスケアとして巡回相談を実施します。

また、精神疾患患者に対して、市内精神科医療機関及び東京DPATと連携して専門医療を確保します。

#### エ 女性専門相談の実施

生活環境の変化により生じる心や性、からだなど女性特有の悩みなどについて女性保健師・看護師等専門相談員が巡回相談を実施します。その際、ジェンダーにも配慮した健康相談に取り組みます。

#### オ 医療的ケアが必要な在宅患者への対応

##### (ア) 情報収集

市災害対策本部では、医療的ケアが必要な在宅療養患者について、事務局保健医療対策班、災害医療対策本部、地域医療救護班等と連携し、また、在宅で人工呼吸器を使用する難病患者等に対しては保健所と連携し、その状況を把握します。電気機器用バッテリーや介護支援者の応援など多様なニーズに対し、可能な限りの支援を行います。

情報収集の結果、市の保健医療リソースで対応することが困難であると判断された場合は、東京都災害対策本部に支援を要請することとなります。

##### (イ) 速やかな対応

在宅療養患者への対応は、個別避難計画に則り進めていきます。これによりがたい場合は、近隣の避難所、福祉避難所において当該情報を集約し、医療対応が必要な場合には災害医療対策本部にて適切な対応を検討します。事務局保健医療対策班と災害医療対策本部は、当該患者に対応できる保健医療活動を案出し速やかな対応を実施します。

(ウ) 在宅人工呼吸器使用者への対応

在宅人工呼吸器使用者の安否確認として、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を活用して作成した「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」を基に、「災害時個別支援計画」で定めた方法により行います。

この際、人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、在宅療養が継続できるよう検討し、その旨支援します。

市は、在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による市単独での支援が困難な場合は、速やかに都へ支援を要請します。

カ 透析患者等への対応

市は、都や東京都透析医会等との連携により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集し、関係機関に情報を提供します。

調布市近傍に位置する透析対応病院（令和6年4月現在）
<p>【調布市内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調布東山病院</li> <li>○ 調布病院</li> <li>○ 北多摩病院</li> <li>○ 国領石川クリニック</li> <li>○ 調布つつじヶ丘じんクリニック</li> </ul> <p>【狛江市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東京慈恵会医科大学附属第三病院等</li> </ul> <p>【世田谷区】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ひらくクリニック</li> </ul>

キ 被災状況に応じた医薬品等の供給

市は、被災状況に応じ、医薬品・水の供給、患者搬送について、東京都、自衛隊、消防、警察等の関係機関と調整します。

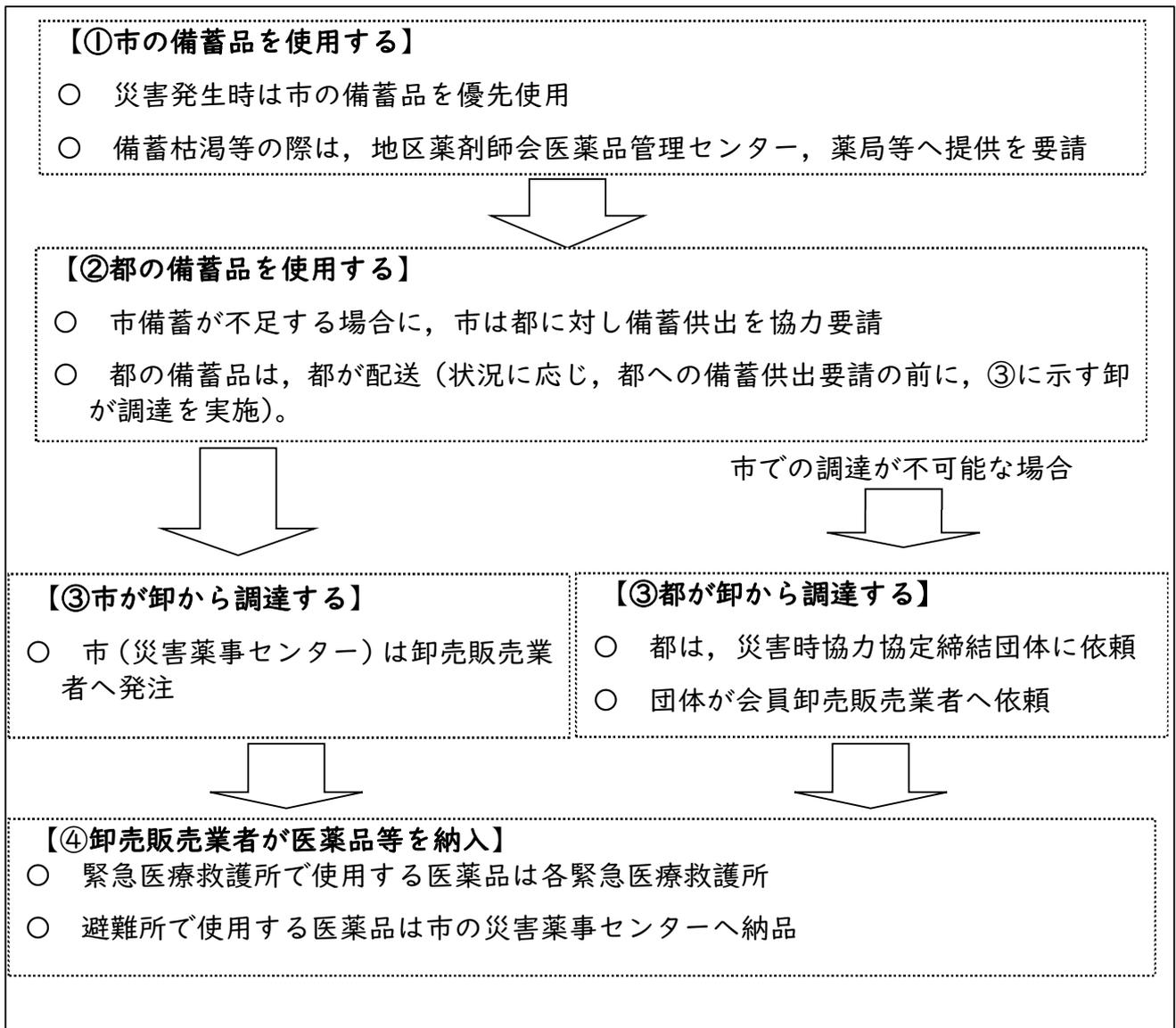
5 医薬品・医療資器材の供給

(1) 対策内容と役割分担

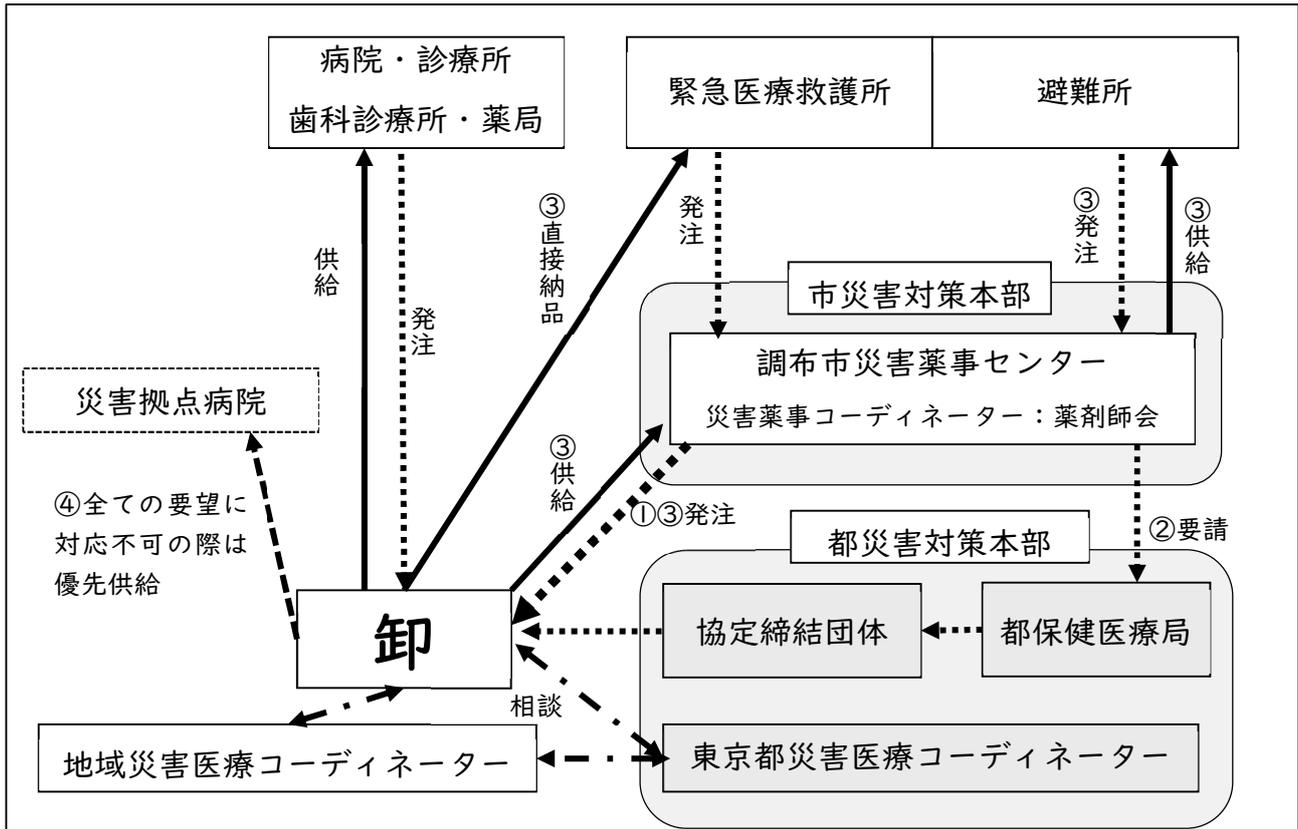
機関名	説明
災害対策 医療本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発災後速やかに災害薬事センターを設置</li> <li>○ 災害発生時には各医療機関や市が備蓄しているものを使用</li> <li>○ 備蓄している医薬品等に不足が生じた場合は、市において独自に調達し、調達が困難な場合には都に要請</li> </ul>
調布市 薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対策本部に参加し、調布市災害医療コーディネーターに協力する。</li> <li>○ 災害薬事センターにおける医薬品の仕分け・管理等</li> </ul>
日本赤十字 社東京支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 血液センターからの血液供給</li> </ul>

(2) 業務手順

【市が使用する医薬品等の調達手順】



【卸売販売業者から医薬品等調達の流れ】



- ① 市は、卸売販売業者へ必要な医薬品等を発注し、卸売販売業者が市へ納品
- ② 市での調達が不可能な場合は、都へ調達を要請し、都が災害時協力協定締結団体（※）へ依頼。団体の会員である卸売販売業者が納品
- ③ ①②どちらの場合でも発注（又は調達要請）方法、及び卸売販売業者からの納品方法は以下のとおり

【医療救護所】

発注：市災害薬事センターでとりまとめて発注（又は調達要請）

納品：卸が各医療救護所へ直接納品

【避難所】

発注：市の災害薬事センターでとりまとめて発注（又は調達要請）

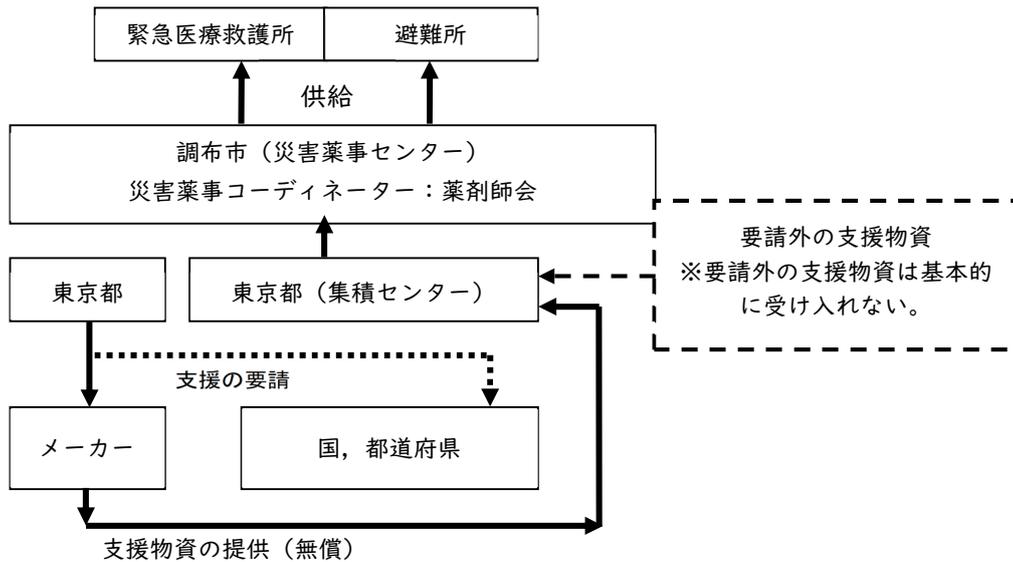
納品：卸は市の災害薬事センターへ納品し、災害薬事センターが仕分けた上で各避難所へ供給

※協定締結団体

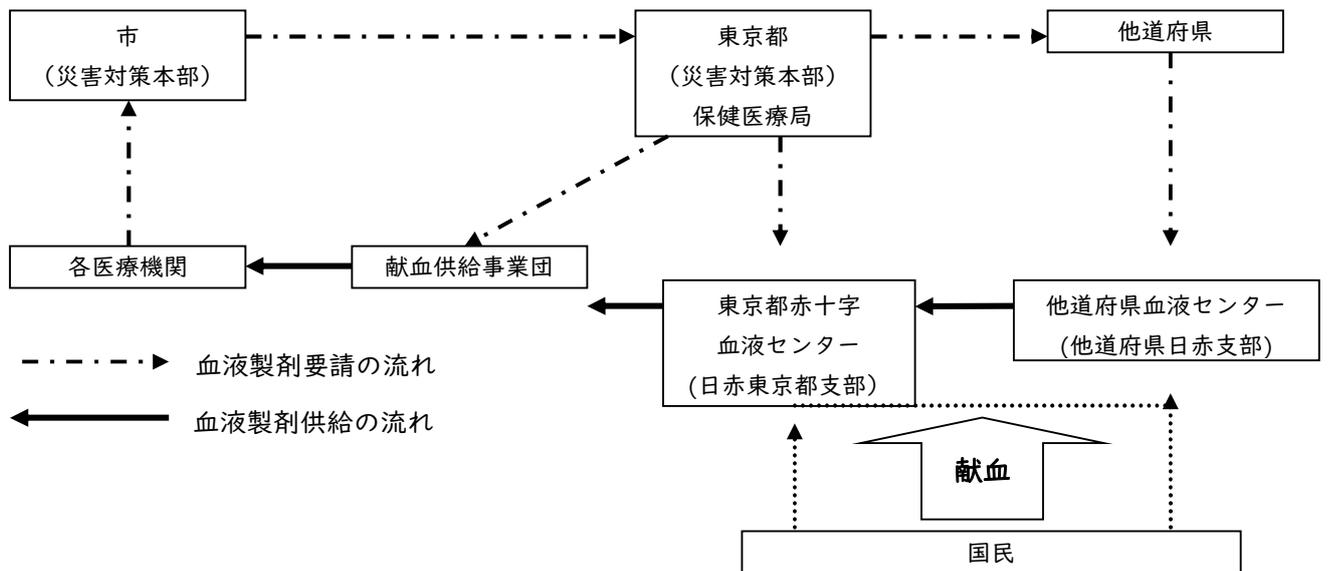
都薬剤師会、日本産業・医療ガス協会、東京医薬品卸業協会、  
 大東京歯科用品商協同組合、日本衛生材料工業連合会、日本医療機器協会

- ④ 卸売販売業者は、全ての発注に対応できない場合、原則として、災害拠点病院へ優先的に医薬品等を供給。ただし、東京都災害医療コーディネーターの助言があった場合は、別途対応

【支援物資供給の流れ】



【血液製剤の供給体制】



ア 医薬品の供給要請

事務局保健医療対策班・災害医療対策本部・災害対策福祉健康部

市は、医療救護班等から血液製剤の供給要請があった場合、又は血液製剤の供給について必要と認めた場合は、東京都に依頼します。都は、「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づき日赤東京都支部(東京都赤十字血液センター)及び献血供給事業団に供給を要請します。

### (3) 詳細な取組内容

#### ア 災害薬事センターの設置

##### (ア) 設置要領

市は、調布市薬剤師会と連携して、避難所等への医薬品等の供給拠点となる「災害薬事センター」を発災後速やかに設置します。

また、災害薬事コーディネーターは、調布市災害医療コーディネーターの業務に協力します。

##### (イ) 災害薬事コーディネーターの業務

災害医療コーディネーターや災害拠点病院薬剤部等に協力し、地域の災害医療が円滑に進むよう薬事に関する調整を行います。

調整業務内容
<b>【医薬品等の管理に関する調整業務】</b> 救護所等で必要になる医薬品等の受給状況の把握、卸売販売業者へ発注、在庫管理等
<b>【薬剤師班に関する調整業務】</b> 薬剤師班の差配、支援要請等
<b>【薬事関係者の調整業務】</b> ○ 病院薬剤部、薬局、卸売販売業者等地域の薬事関係者の復旧状況や医薬品過不足状況の把握 ○ 薬事関係者の調整等

#### イ 備蓄医薬品等の使用

発災直後の医薬品使用は、調布市医師会、調布市歯科医師会、調布市薬剤師会と協議の上、避難所等において市の備蓄を優先的に使用する。不足する場合は、調布市薬剤師会と協議の上、調布市薬剤師会や薬局等へ提供を要請することとし、それでもなお不足する場合は、都に対し、都の備蓄を供出するよう協力を要請します。

都の備蓄は、都が市へ配送することとなります（状況に応じて都への備蓄供出要請の前に以下に示す卸売販売業者からの調達を行います）。

#### ウ 備蓄で不足する際の医薬品の調達

市は、備蓄及び調布市薬剤師会からの提供だけでは医薬品等が不足する場合には、調布市薬剤師会と協議の上、医薬品等の卸売販売業者に発注し調達します。市が自ら調達を行うことが不可能な場合には、都保健医療局へ調達を要請します。

#### エ 要請に基づく医薬品の供給

##### 調布市薬剤師会、医薬品等の卸売販売業者

調布市薬剤師会及び医薬品等の卸売販売業者は、市と協働し早期に機能を復旧させ、市からの要請に基づき、医薬品等を供給します。

また、調布市災害医療コーディネーターや東京都地域災害医療コーディネーター

の情報収集に協力します。

オ 卸売販売業者からの購入

災害拠点連携病院・災害医療支援病院・診療所・歯科診療所・薬局

病院、診療所、歯科診療所及び薬局で使用する医薬品等は、原則として、平常時と同様に医薬品等の卸売販売業者から購入します。

## 6 医療施設の確保

### (1) 対策内容と役割分担

機関名	説明
災害対策福祉健康部	○ 市内医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請
都保健医療局	○ 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請
東京都立病院機構	○ 都立病院全体で災害医療提供体制の充実を図るため、都立病院における医療危機管理ネットワークを充実・強化
自衛隊	○ 陸上自衛隊は、救護所を設営、負傷者等の受入れ及び医療処置等を実施 ○ 海上自衛隊は、傷病者搬送のための船舶又は傷病者を受け入れる能力のある船舶を出動

### (2) 業務手順

ア 医療機関の空床利用・収容能力の拡大

市は、災害時には、多くの負傷者等に対応するため、救急告示病院に対し空床利用や収容能力の臨時拡大等を依頼します。

イ 救急告示病院等の医療機能の確保

救急告示病院は、重症患者等の収容力の臨時拡大、ライフラインの機能停止時の応急的な診療機能を確保します。

### (3) 詳細な取組内容

ア 災害拠点病院

主に重症者の収容・治療を行います。

イ 災害拠点連携病院

主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行います。

ウ 災害医療支援病院（周産期医療、小児救急医療、精神医療、透析医療その他専門医療への対応を行う病院）

原則として診療機能を継続します。

エ 透析や産科の専門的医療を行う診療所

原則として診療機能を継続します。

オ それ以外の診療所，歯科診療所及び薬局

原則として地域防災計画に定める医療救護活動を行います。

カ 重症者の搬送

医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する者は，災害拠点病院等に搬送して治療します。もしくは，災害拠点病院へ重症患者を搬送することが必要と判断される場合は，調布市災害医療対策本部（調布市災害医療コーディネーター）を通じて受入を要請します。

他縣市へ重症患者を搬送することが必要と判断される場合は，災害対策本部を通じ，都に要請し，応援縣市に受入を要請します。

キ 上記以外の搬送要領

市は，緊急医療救護所から搬送要請を受けた際には，搬送する医療機関を選定するとともに，搬送手段を確保し搬送機関に対し必要な指示を行います。

被災病院にいる措置入院患者及び隔離・拘束中の患者については，災害拠点精神科病院へ，医療保護入院患者については，災害拠点精神科連携病院へ，それぞれ搬送して治療を行います。

7 行方不明者の搜索，御遺体の検視・検案，身元確認等

(1) 対策内容と役割分担

行方不明者の搜索，御遺体の検視・検案には，多くの御遺体を一時的に安置する場所が必要となるため，都と市は連携して遺体収容所を開設し，火葬手続を迅速に実施します。

ア 御遺体の搜索についての取組内容

機関名	対策内容
災害対策福祉健康部	○ 御遺体の収容等
調布警察署	○ 救出救助活動に伴い発見・収容した御遺体の取扱い ○ 市が実施する御遺体の搜索・収容への協力 ○ 行方不明の届出受理の適正を期するとともに，情報の入手に努め，調査の実施 ○ 身元不明者については，人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに，遺品を保存した身元確認
自衛隊	○ 市の要請に基づき，行方不明者等の救助・救出を実施，救助・救出活動に伴い発見した御遺体の関係機関への引継ぎ
※ 行方不明者には，周囲の事情から既に死亡していると推定される者を含む ※ 上記以外の機関が，他の業務を遂行中に御遺体を発見した場合は，市に連絡 なお，上記機関が直近で活動している場合は当該機関に通報	

イ 御遺体の搬送（遺体収容所まで）についての取組内容

機関名	対策内容
災害対策福祉健康部 災害対策環境部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 御遺族等による搬送が困難な御遺体を遺体収容所に搬送</li> <li>○ 状況に応じて、都及び関係機関への協力依頼等の実施</li> </ul>

ウ 遺体収容所の設置とその活動についての取組内容

機関名	対策内容
災害対策生活文化 スポーツ部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生後速やかに遺体収容所設置準備を実施，順次開設</li> <li>○ 災害対策本部に報告するとともに，利用者等へ周知</li> </ul>

エ 検視・検案・身元確認等についての取組内容

機関名	対策内容
調布警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遺体収容所において，御遺体の受付，検視，所持品等からの身元確認等を実施</li> <li>○ 検視班は，法令及び警視庁の内規に基づき，御遺体の検視及び身元確認に必要な資料の採取等を実施</li> <li>○ 各遺体収容所等における御遺体の収容状況を集約・調整の上，遺体取扱対策本部を通して監察医務院長に検案を要請</li> </ul>
災害対策福祉健康部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遺体収容所に管理責任者を配置し，災害対策本部との連絡調整を実施</li> <li>○ 遺体収容所における検視・検案を含めた運営の準備</li> <li>○ 検視・検案は，同一場所で集中的に実施できるよう，遺体収容所の配置区分，業務の体制整備等を決定</li> </ul>

オ 協力機関が行う対策

機関名	対策内容
調布市医師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調布市の要請に応じて，御遺体の検案に協力</li> </ul>
調布市歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調布市及び警視庁の要請に応じて，御遺体の身元確認に協力</li> </ul>

カ 市民への死亡者に関する情報提供についての取組内容

機関名	対策内容
災害対策福祉健康部 災害対策総務部 災害対策行政経営部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して，都及び調布警察署と連携を保ち，市庁舎・遺体収容所等への掲示，報道機関への情報提供，問合せ窓口の開設等，地域住民等への情報提供</li> </ul>

キ 御遺体の御遺族への引き渡しについての取組内容

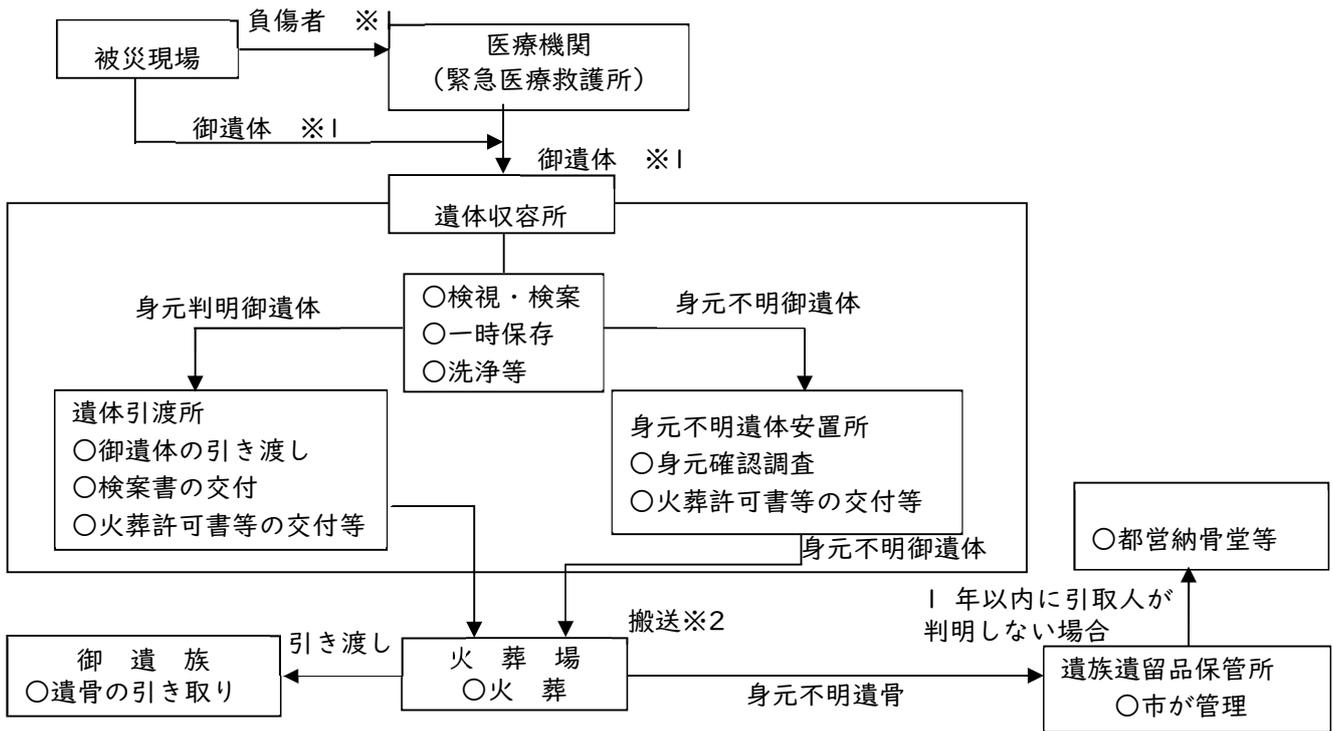
機関名	対策内容
災害対策福祉健康部	○ 調布警察署や関係機関と連携し，調布警察署「遺体引渡班」の指示に従い，御遺体の御遺族への引渡しを実施

ク 死亡届の受理，火葬許可証等の発行等についての取組内容

機関名	対策内容
災害対策市民部	○ 御遺族等に引き渡された検視・検案を終えた御遺体について，遺体収容所等において死亡届を受理 ○ 死亡届を受理した後，速やかに火葬許可証又は特例許可証を発行

(2) 業務手順

ア 御遺体取扱いの流れ



※1 警視庁は，市が実施する御遺体の搜索・収容等に協力  
 自衛隊は，市の要請に基づき，行方不明者の救助・救出，御遺体を関係機関へ引き継ぐ。  
 ※2 市の要請に基づき，都保健医療局が関係機関（一般社団法人全国霊柩自動車協会等）に協力を要請

イ 御遺体の搜索期間と国庫負担

御遺体の搜索期間や国庫負担の対象となる経費等については、厚生省告示「災害救助法による救助の程度，方法及び期間並びに実費弁償の基準」に基づき，下表のとおり定められています。

区 分		内 容
搜索の期間		災害発生の日から10日以内
期間の延長 (特別基準)		災害発生の日から11日以上経過してもなお御遺体を搜索する必要がある場合は，搜索の期間内（10日以内）に下記の事項を明らかにして，厚生労働大臣（市区町村長の場合は知事）に申請 ○ 延長の期間 ○ 期間の延長を要する地域 ○ 期間の延長を要する理由（具体的に記載すること） ○ その他（期間延長によって搜索されるべき御遺体数等）
国 庫 負 担	対象となる経費	○ 船舶その他搜索に必要な機械器具の借上費又は購入費で，直接搜索の作業に使用したものに限り，その使用期間における借上費又は購入費 ○ 搜索のために使用した機械器具の修繕費 ○ 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代，石油代及び搜索作業を行う場合の照明用の灯油代等
	費用の限度額	金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲
	その他	○ 搜索のために要した人件費及び輸送費も国庫負担の対象 ○ いずれも経理上，搜索費と分け，人件費及び輸送費として，それぞれに一括計上

ウ 御遺体処理の期間等と国庫負担

区 分		内 容
御遺体処理の期間		○ 災害発生の日から10日以内
期間の延長 (特別基準)		○ 災害発生の日から11日以上経過してもなお御遺体を処理する必要がある場合は，期間内（10日以内）に厚生労働大臣（市区町村長の場合は知事）に申請
国庫負担の 対象となる経費		○ 御遺体の一時保存のための経費 ○ 御遺体の洗浄・縫合・消毒の処理等のための費用

**【復旧対策】(地震後の行動)**

**1 防疫体制の確立** **2 火葬**

**1 防疫体制の確立**

(1) 対策内容と役割分担

被災地や避難所における防疫対策を迅速かつ的確に行うことにより、感染症の発生及びまん延を防止します。

機関名	活動内容
災害対策福祉健康部 災害対策環境部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要に応じて、「保健・防疫班」を編成し、防疫活動を実施</li> <li>○ 災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や避難所及び患者発生等の消毒、ねずみ族、昆虫等(※)の駆除等</li> <li>○ 被災戸数及び防疫活動の実施について、都保健医療局に対し、迅速に連絡</li> <li>○ 防疫活動の実施に当たって、対応能力が十分でないとする場合は、都保健医療局又は医師会に協力を要請</li> <li>○ 都が活動支援や指導、市区町村調整を行う場合の協力</li> <li>○ 被災地や避難所における感染症発生状況の把握</li> <li>○ 感染症の流行状況等を踏まえた予防接種の実施</li> <li>○ 保健医療班を編成し、被災住民に対する健康調査及び健康相談の実施</li> <li>○ 被災動物の保護に関する都、関係団体等への協力</li> </ul>
都保健医療局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市の防疫活動を支援・指導</li> <li>○ 都医師会、都薬剤師会等に市区町村の防疫活動に対する協力を要請</li> <li>○ 他縣市を含め被災地以外の自治体に対して防疫活動への応援要請と連絡調整を実施</li> <li>○ 被災地や避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供</li> <li>○ 感染症の流行状況等を踏まえて市が実施する予防接種に関する指導・調整</li> <li>○ 避難所等における感染症集団発生時の疫学調査及び感染拡大防止対策の実施</li> <li>○ 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保について保健所と調整</li> <li>○ 市町村の衛生管理対策を支援・指導</li> <li>○ 「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保</li> <li>○ 「食品衛生指導班」による食品の安全確保</li> <li>○ 「動物救援本部」との協働による動物救護活動、関係機関との連絡調整</li> </ul>

機関名	活動内容
	○ 負傷又は放し飼い状態の被災ペットの保護
都保健所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村の防疫活動を支援・指導</li> <li>○ 被災地や避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供</li> <li>○ 感染症の流行状況等を踏まえて市町村が実施する予防接種に関する指導・調整</li> <li>○ 避難所等における感染症集団発生時の疫学調査及び感染拡大防止対策の実施</li> <li>○ 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保</li> <li>○ 市町村の衛生管理対策を支援・指導</li> <li>○ 「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保</li> <li>○ 「食品衛生指導班」による食品の安全確保</li> </ul>
調布市医師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 要請に応ずる防疫活動への協力</li> <li>○ 市と協議の上での、防疫活動を実施</li> </ul>

※ ねずみ族，昆虫等：感染症を媒介する，ねずみ，蚊，ハエ，ゴキブリ等のこと

## (2) 業務手順

### ア 調布市の取り組み

所属職員や他自治体の応援職員等の中から、「保健・防疫班」を編成（又は担当者配置）して、防疫活動を実施します。

保健・防疫班の役割	
防 疫	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 健康調査及び健康相談</li> <li>○ 避難所等の防疫指導，感染症発生状況の把握</li> <li>○ 感染症予防のため広報及び健康指導</li> <li>○ 避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理</li> </ul>
消 毒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 患者発生時の消毒(指導)</li> <li>○ 避難所等の消毒の実施及び指導</li> </ul>
保 健	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 健康調査及び健康相談</li> <li>○ 広報及び健康指導</li> </ul>

### イ 東京都の取り組み

(ア) 市区町村等から情報を収集し，感染症の発生及びまん延のおそれがあるなど必要があると認めるときは，消毒やねずみ族，昆虫等の駆除について指示を行うとともに，防疫用薬剤の供給や駆除等について支援を行います。

(イ) 「食品衛生指導班」を編成し，市区町村と連携して食品の安全を確保します。

(ウ) 必要に応じて，都医師会，都薬剤師会等に対して，市区町村の実施する防疫活動への協力を要請するとともに，連絡調整を行います。

(エ) 必要に応じて，他縣市を含め被災地以外の自治体に対して防疫活動への応援を要請するとともに，連絡調整を行います。

### (3) 詳細な取組内容

#### ア 防疫対策

市は、保健所や医療関係機関等と連携し、被災住民の健康調査を行い、感染症患者の早期発見に努め、被災地や避難所の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて感染症予防のための対策を行います。

また、健康調査及び健康相談の実施と並行して、保健所の食品衛生指導班及び環境衛生指導班等の協力を得て、広報及び健康指導を行います。

#### イ 消毒対策

市は、避難所の消毒の実施を行い保健所と連携し、患者発生時の消毒（指導）を行います。

#### ウ 感染症対策

##### (ア) 調布市の取組み

取組内容
○ 市は、インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、予防接種を実施するなど、保健所と連携して疫学調査及び感染拡大防止対策を実施します。

##### (イ) 東京都の取組み

取組内容
○ 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症が発生した場合や勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合などには、都保健医療局と都保健所、特別区保健所及び政令市保健所（以下「都区市保健所」という。）が連携して、受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保を行います。
○ 都保健医療局及び都区市保健所は、被災地や避難所における感染症の発生状況を把握し、評価・分析した情報を提供するとともに、必要に応じて感染拡大防止に向けた注意喚起を実施します。
○ 都保健医療局はインフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、市区町村に対して（保健所設置市を除く市町村は都保健所を通じて）、予防接種の実施に関する指導・調整を行います。
○ 都区市保健所は、避難所等において感染症の集団発生が確認された際には、防疫班と連携して疫学調査及び感染拡大防止対策を迅速かつ的確に実施します。

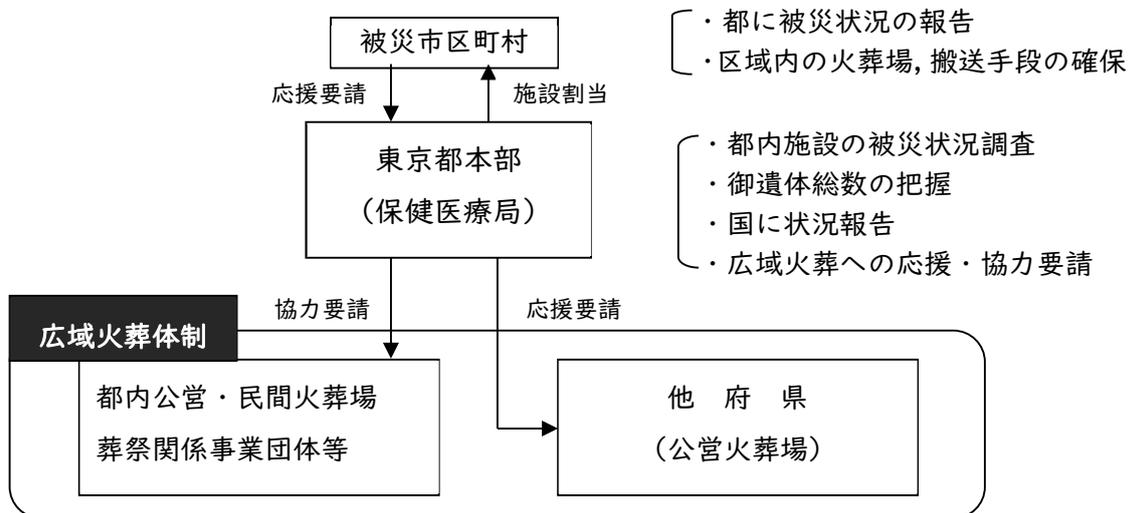
## 2 火葬

### (1) 対策内容と役割分担

御遺体の火葬は、必要に応じて、市において火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を発行するほか、東京都は、計画に基づき、広域火葬体制を速やかに整備します。

機関名	取組内容
災害対策市民部	火葬許可証等の発行（特例許可証を含む）
災害対策福祉健康部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火葬場の被災状況を把握するとともに、棺や火葬場を確保</li> <li>○ 状況に応じて、都に広域火葬の応援・協力を要請</li> <li>○ 都内で広域火葬が実施される場合、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施と住民への広域火葬体制に係る広報</li> <li>○ 都の調整のもと、割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項、手順等を確認</li> <li>○ 御遺体の搬送に必要な車両を確保</li> <li>○ 交通規制が行われている場合には、緊急通行車両の標章の交付を受ける。遺体収容所から受入れ火葬場まで御遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して、御遺体搬送手段の確保を要請</li> </ul>
都保健医療局	東京都広域火葬実施計画に基づき、広域火葬体制を速やかに整備
<p>火葬は、災害の際死亡した者に対して、その御遺族が災害時の混乱のため、資力の有無にかかわらず火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の御遺族がない場合に、応急的に実施します。</p>	

(2) 業務手順



### (3) 詳細な取組内容

市は、御遺体の火葬場への搬送に向けて、都内の公営・民間の火葬場や葬祭関係事業団体等と連携して棺や火葬場を確保し、通行可能な道路にて速やかに搬送します。

取組内容
<p><b>【体制確立】</b></p> <p>市は、遺体収容所等において火葬許可証又は特例許可証の迅速な発行に努めるとともに、災害時に多数の死亡者が発生した場合に備え、御遺体の安置、保存及び搬送体制など御遺体を速やかに火葬に付す体制を確立します。</p>
<p><b>【火葬要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 災害時に死亡したものであること。</li><li>○ 災害時に死亡した者であれば、直接災害により死亡したものに限らない。</li><li>○ 災害のため、通常の火葬を行うことが困難であること。</li></ul>
<p><b>【火葬方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 市は、「災害遺体送付票」を作成のうえ、受入れ火葬場に搬送</li><li>○ 火葬後の遺骨等の御遺族への引き渡し</li><li>○ 遺骨及び遺留品に「遺骨及び遺留品処理票」を付し、保管所に一時保管</li><li>○ 家族、その他から遺骨及び遺留品引取りの希望があった際は、「遺骨及び遺留品処理票」を整理のうえ、引渡し</li></ul>
<p><b>【火葬の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 棺（付属品を含む。）</li><li>○ 火葬（人件費を含む。）</li><li>○ 骨壺及び骨箱</li></ul>
<p><b>【火葬の期間】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 災害発生の日から10日以内に完了</li></ul>
<p><b>【期間の延長】（特別基準）</b></p> <p>災害発生の日から11日以降も火葬を必要とする場合は、火葬の期間内（10日以内）に、次の事項を明らかにして都知事に申請</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 延長の期間</li><li>○ 期間の延長を要する地域</li><li>○ 期間の延長を要する理由（具体的に記載すること。）</li><li>○ その他（延長することによって取扱いを要する御遺体数等）</li></ul>
<p><b>【身元不明御遺体の遺骨の取扱い】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 市は、身元不明御遺体の遺骨を、遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとして、都営納骨堂その他定</li></ul>

### 取組内容

める場所に移管

- 調布警察署は、市と協力して身元不明御遺体の遺骨の引取人を調査

#### 【必要帳票等の整備】

市は、火葬を実施し、又は火葬に要する現品もしくは経費を支出した場合、次の書類・帳簿等を整備し、保存

- 救助実施記録日計票
- 埋葬台帳（資料編45参照）
- 埋葬費支出関係証拠書類

資料編 45：1 死体搜索状況記録簿  
2 死体処理台帳  
3 埋葬台帳

第2部 施策ごとの具体的計画  
第7章 医療救護・保健等対策  
第5節 具体的な取組【復旧対策】

## 第8章 帰宅困難者対策

### 本章における対策の基本的考え方

#### ○ 帰宅困難者対策の基本的考え方

大規模な震災が発生した場合、多くの帰宅困難者が発生し、駅周辺や大規模集客施設など、混乱が想定されます。一方、帰宅困難者による混乱が最も懸念される発災直後から3日間程度の行政や救出救助機関等の「公助」の機能としては、救出救助活動や人命救助活動等を最優先としてその資源を振り向けていく必要があります。加えて膨大な数の帰宅困難者に対応するには限界があります。

また、大勢が一斉に動くことによる群集事故や、余震等による二次災害の危険性など、帰宅困難者自身の安全が脅かされる恐れがあります。

このようなことから、「公助」に限らず民間事業者や学校などにおいて、「自助」「共助」が連携した総合的な取組が必要とされています。例えば、従業員や児童・生徒を職場や学校等に待機させ、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者自身の安全を確保しながら社会としての混乱を防止する必要があります。

そうしたことから、地震が発生した場合における帰宅困難者についての対策を示すとともに、行政機関だけではなく市民、事業者、学校など社会全体で連携し取組を進めることにより、駅周辺をはじめとした混乱の防止や帰宅困難者の安全な帰宅を実現することを目標に掲げます。

#### ○ 現在の対策の状況

東日本大震災の際、調布市では、3施設において1,134人の帰宅困難者を受入れるとともに、日赤奉仕団によるエイドステーションが1箇所開設されました。

なお、東京都では、平成24年3月に都民、事業者、行政等のそれぞれの役割に応じた帰宅困難者対策への取組を明文化した東京都帰宅困難者対策条例を制定しました。

#### ○ 新たな被害想定を踏まえた課題

東京都防災会議が令和4年5月に見直した「東京都の新たな被害想定～首都直下地震等による東京の被害想定～」で示された新たな被害想定では、市内において最大194,659人の滞留者の発生が想定されています。徒歩帰宅者の発生抑制、一時滞在施設の確保、情報提供のための通信基盤の強化や「おやみに移動を開始しない」ことが原則だが、やむを得ず帰宅を急ぐ人々を支援する体制の強化など、帰宅困難者対策の再構築が必要です。

#### ○ 主な対策の方向性と到達目標

- ・ 帰宅困難者対策条例の周知徹底
  - <到達目標> 東京都帰宅困難者対策条例の内容を市民及び事業者に周知
- ・ 一時滞在施設の確保と質的向上
  - <到達目標> 行き場のない帰宅困難者を待機させる一時滞在施設確保と発災時にも確実に運営できる体制の整備など

- ・ 帰宅支援対策の充実強化
  - <到達目標> 災害時帰宅支援ステーションの確保，安否確認ツールを周知，情報提供手段の整備
- ・ 関係機関との連携強化
  - <到達目標> 事業者，大学等との連携による滞留者の抑制，情報共有体制の整備

## 第1節 現在の到達状況

### 1 東日本大震災時の対応実績

市の3施設において1,134人の帰宅困難者を受入れました。  
 また、日赤奉仕団によるエイドステーションを1箇所開設しました。

### 2 東京都帰宅困難者対策条例の施行

東京都では、行政、事業者、都民等のそれぞれの役割に応じた帰宅困難者対策への取組を明文化した東京都帰宅困難者対策条例を平成24年3月に制定し、平成25年4月から施行されています。

## 第2節 課題

### 【被害想定】

東京都防災会議が令和4年5月に見直した「東京都の新たな被害想定～首都直下地震等による東京の被害想定～」では、帰宅困難者数を次により推定しています。

#### (1) 帰宅困難者の定義

帰宅困難者とは、震災時に交通機関が使用できなくなったとき、自宅が遠距離にあるため、徒歩による帰宅が困難になる外出者（滞留者）のことであり、下記の基準でその人数を算定しています。

#### 【帰宅困難者の定義】

自宅までの距離	帰宅困難割合
～10km	全員帰宅可能（帰宅困難割合＝0％）
10km～20km	被災者個人の運動能力の差から、 1km遠くなるごとに10％増加
20km～	全員帰宅困難（帰宅困難割合＝100％）

#### (2) 帰宅困難者の推計

#### 【想定される被害】

被害項目	想定される被害
都内滞留者数（多摩）	最大 3,718,561人
帰宅困難者数（多摩）	最大 475,594人

（注）東京都市圏外からの流入者数を除く

### 1 東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底

東京都帰宅困難者対策条例の周知については、市民、事業者などに対し徹底を図らなければなりません。従業員等の一斉帰宅抑制のため、従業員の施設内待機に係る事業所防災計画を作成することや3日間分の水・食料等の備蓄を行うことなどが必要です。

一方、東日本大震災から一定の時間が経過し、企業や都民の条例認知度が低下傾向にあり、これまで以上に防災教育や普及啓発が重要となります。特に都内滞留者の大

半を占める企業等の従業員に対しては、より効果的な対策が求められています。

## 2 一時滞在施設の整備

被害想定では、行き場のない帰宅困難者が多数発生すると想定されており、一時滞在施設の確保、備蓄の充実が必要です。

## 3 駅前関係事業者との連携体制の構築

鉄道駅周辺では、多数の帰宅困難者が滞留することが想定されるため、駅前の関係事業者と連携体制を構築し、支援体制を整備することが必要です。

## 4 大規模集客施設及び駅における利用者保護

大規模集客施設及び駅においては、利用者保護に関する計画の策定と従業員への周知が必要です。

また、平常時から施設内の安全確保等について検証しておく必要があります。

## 5 安全が確認された後の帰宅支援

徒歩帰宅者をサポートする災害時帰宅支援ステーションなどとの連携体制を構築していく必要があります。

## 6 情報発信体制の整備及び安否確認ツールの活用の普及・啓発

ホームページ等の既存システムの機能強化や、ソーシャルメディア、電子看板（デジタルサイネージ）など新たな情報提供ツールの活用により、住民等への情報提供を推進する必要があります。

また、要配慮者に配慮した情報提供方法の構築が必要です。

東日本大震災では、通信事業者の安否確認に関するツールは十分に活用されたとは言い難く、行政と民間が連携して帰宅困難者に対する情報提供に向けた体制を整備する必要があります。

## 7 道路状況、鉄道運行情報等の集約、提供

外部機関や高所カメラ等からの道路情報や、鉄道事業者からの運行情報について、住民への情報提供の推進が必要です。

### 第3節 対策の方向性

---

#### 1 東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底

東京都帰宅困難者対策条例の内容を、市民及び事業者に周知していきます（従業員の一斉帰宅抑制、3日分の水・食料等の備蓄、駅・大規模集客施設の利用者保護、学校等における児童・生徒等の安全確保など）。

特に事業所防災リーダー制度を活用し、都内滞留者の大半を占める企業等の従業員への対策徹底を図ります。

普及啓発動画を制作し、幅広い世代に訴求するようSNS・WEBメディア等も活用した広報を実施していきます。

## 2 一時滞在施設の確保

一時滞在施設の確保に向けて、市及び市関連施設を指定するとともに、鉄道事業者や大規模集客施設などをはじめとした事業者に対し、一時滞在施設の確保を要請します。また、行き場のない帰宅困難者の受入れを速やかに実施・運営できるように、平時から一時滞在施設の運営方法について支援していきます。

## 3 帰宅支援（帰宅支援ステーションの確保）

市は、東京都が整備する災害時帰宅支援ステーションの周知に努めるとともに、街道沿いの大型施設等に帰宅支援の協力を求めています。

また、事業所等に対し、徒歩帰宅訓練等を行うよう要請し、災害に備えます。

## 4 情報通信基盤の整備，発信手段の整備

市、事業者等の連携により、帰宅困難者に対する安否確認や情報提供のための基盤として帰宅困難者対策オペレーションシステムを開発・運用します。通信事業者の安否確認ツールを活用するため、周知に努めます。

## 5 関係機関との連携

事業者、大学等との連携による滞留者の抑制、情報共有体制の整備をします。

## 第4節 到達目標

---

### 1 帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底

東京都帰宅困難者対策条例の内容の周知を図り、事業者が従業員を施設内待機させるための計画を策定し、従業員等への周知や3日分の備蓄確保等の取組みを行うよう要請します。

### 2 一時滞在施設の確保及び質的向上

企業や学校などに所属しておらず、行き場のない帰宅困難者を待機させるため、なるべく早期に一時滞在施設を確保し、また、災害発生時であってもより確実に運営できる体制を整備します。

### 3 帰宅支援対策の充実強化

混乱収拾後に徒歩帰宅する帰宅困難者を支援するため、災害時帰宅支援ステーションの周知を図るとともに帰宅困難者への支援協力施設を増やしていきます。

### 4 安否確認ツールの周知及び情報提供手段の整備

災害時伝言ダイヤル171等の安否確認ツールの周知に努めるとともに、情報提供の手段を整備します。

## 第5節 具体的な取組

### 【予防対策】（地震前の行動）

- |                        |                    |
|------------------------|--------------------|
| 1 帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底 | 3 一時滞在施設の確保及び運営の支援 |
| 2 帰宅困難者への情報通信体制整備      | 4 帰宅支援のための体制整備     |

#### 1 帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底

##### 総合防災安全課，都，事業者

首都直下地震等への備えを万全とするためには、「自助」、「共助」、「公助」による総合的な対応が不可欠である。帰宅困難者の発生による混乱を防止するため、一斉帰宅の抑制などの条例に基づく取組の内容を周知徹底する必要があります。

#### (1) 帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底

##### 総合防災安全課

市民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた「東京都帰宅困難者対策条例」の内容について、ホームページ、パンフレットの配布、講習会の実施等により普及啓発を図るとともに東京消防庁とも連携しながら周知を図っていきます。

帰宅困難者対策の必要性を訴求する動画の活用や従業員の一斉帰宅抑制に積極的に取り組む企業等を認定する制度などを通じ、対策に協力する都民・企業等の視野拡大を図るとともに、災害時の助け合いの気運を醸成していきます。

動画の発信については、トレインチャンネルや電車中吊り広告等の媒体のほか、SNSやWEB広告等の媒体も活用し幅広い世代へ展開していきます。

また、大規模な新規の民間建築物に対して、従業員用の防災品備蓄倉庫等の整備を促進していきます。

#### 【東京都帰宅困難者対策条例の概要】

- ・企業等従業員の施設内待機の努力義務化
- ・企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化
- ・駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
- ・学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
- ・官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
- ・一時滞在施設の確保に向けた都、国、市区町村、民間事業者との連携協力
- ・帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）

## (2) 事業者における施設内待機計画の策定

### 事業者

#### ア 施設内待機計画

事業者は、事業所防災計画等において、従業員等の施設内待機に係る計画を定め、その際、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても可能な範囲において計画に明記します。

テナントビルの場合や入居者が複数存在する複合ビルの場合、事業者等はビルの施設管理者や他の入居者と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決めます。

事業者は、冊子等（電子媒体も含む。）により、施設内待機計画に係る計画を従業員等に周知します。

従業員等が企業等の施設内に一定期間待機するためには、水、食料、毛布、簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）、燃料（非常用発電機のための燃料）等をあらかじめ備蓄しておく必要があります。その際、備蓄品の配布が円滑にできるよう、備蓄場所についても考慮します。

高層ビルに所在する事業者等においては、エレベーターが停止した場合に備え、備蓄品の保管場所を分散させておくことも考慮する必要があります。

また、保管場所の軽減や従業員等の防災意識向上等の視点から、事前に備蓄品を従業員等へ配布しておく方法も検討します。

発災後3日間は、救出・救助活動を優先する必要があります。従業員等の一斉帰宅がその妨げとならないよう、安全が確認できるまで発災後3日間は、事業者が従業員等を施設内に待機させる必要があることから、備蓄量の目安は3日分となっています。

ただし、以下の点についても留意・検討する必要があります。

- ・震災の影響の長期化に備え、3日以上以上の備蓄
- ・3日分の備蓄を行う場合についても、共助の観点から、外部の帰宅困難者（来社中の顧客・取引先や発災時に建物内にいなかった帰宅困難者など）のために、例えば10%程度の量を多く備蓄

【従業員の施設内待機に必要な備蓄の考え方について】

東京都帰宅困難者対策条例第7条2項において規定する知事が定めるところとは、下記のとおりです。

- 1 対象となる企業等  
国，都，市区町村，すべての事業者
  - 2 対象となる従業員等  
雇用の形態（正規，非正規）を問わず，事業所内で勤務する全従業員
  - 3 3日分の備蓄量の目安  
水については，1人当たり1日3L，計9L  
主食については，1人当たり1日3食，計9食  
毛布については，1人当たり1枚  
その他の品目については，物資ごとに必要量を算定
  - 4 備蓄品目の例示
    - (1) 水：ペットボトル入り飲料水
    - (2) 主食：アルファ化米，クラッカー，乾パン，カップ麺  
※水や主食の選択に当たっては，賞味期限に留意
    - (3) その他の物資（特に必要性が高いもの）
      - ・毛布やそれに類する保温シート
      - ・簡易トイレ，衛生用品（トイレットペーパー等）
      - ・敷物（ビニールシート等）
      - ・携帯ラジオ，懐中電灯，乾電池
      - ・医薬品類
- （備考）
- 1 上記品目に加えて，事業継続等の要素も加味して，企業ごとに必要な備蓄品を検討していくことが望ましいです。  
（例）非常用発電機，燃料，工具類，調理器具（携帯用ガスコンロ，鍋等），副食（缶詰等），ヘルメット，軍手，自転車，地図
  - 2 事業者等だけでなく，従業員自らも備蓄に努めます。  
（例）非常用食品，ペットボトル入り飲料水，運動靴，常備薬，携帯電話用電源

## イ 安全確保の方針

事業者は、施設内に従業員等がとどまれるよう、日頃から耐震診断・耐震改修やオフィスの家具類の転倒・落下・移動防止措置、事務所内のガラス飛散防止対策等に努めます。

災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックリストを作成しておきます。

また、停電時の対応も含め、建物及び在館者（発災時建物内にいた従業員等及び従業員等以外の来所者）の安全確保の方針について、事業所防災計画等で具体的な内容をあらかじめ定めておきます。

なお、高層ビルについては、高層階で大きなゆれの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく必要があります。

## ウ 連絡手段・手順等の明確化

事業者は、発災時における従業員等との連絡の手段・手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員等が安心して施設内に待機できるよう、その家族等との安否確認手段を従業員等へ周知する必要があります。

### (ア) 外出する従業員等の所在確認

従業員等は、訪問先の事前連絡、訪問先変更の連絡を行うことなどにより発災時に企業等が、従業員等の所在を把握できるような対応に努めます。

また、被災した場所から会社もしくは自宅の距離に応じて従業員等が取るべき対応を検討しておくことが望ましいです。

### (1) 安否確認手段

安否確認については、電話の輻輳や停電等の被害を想定し、それぞれの通信手段網の特性を踏まえて複数の手段を使うことが望ましいです。

なお、事業者は、従業員等に対し家族等との安否確認の訓練を行うように努めます。

(例) 毎月1日・15日は、災害用伝言板サービスの体験利用が可能であることを社内報等を活用し従業員へ周知します。

a 固定及び携帯電話の音声ネットワークを利用するもの

(例) 災害用伝言ダイヤル171

b 固定及び携帯電話の通信ネットワークを利用するもの

(例) 災害用伝言板、web171、SNS、IP電話、専用線の確保等

## エ 自衛消防訓練等の定期的実施

事業者は、地震を想定して自衛消防訓練等を定期的実施する際に、併せて施設内待機に関する手順等についても確認し、必要な場合は改善を行います。

事業者は、年1回以上の訓練を定期的実施し、当該訓練の結果について検証するとともに、必要に応じて施設内待機に係る計画等に反映させます。

### 調布消防署

#### オ 事業所防災計画

調布消防署は、事業者の施設内待機計画を含めた事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導を行います。

### (3) 帰宅困難者対策協議会の設置

総合防災安全課・生活文化スポーツ部・都・調布警察署・調布消防署・鉄道事業者・駅周辺事業者等

#### ア 帰宅困難者対策協議会の設置

「駅前滞留者対策ガイドライン」を参考に、駅周辺に多くの滞留者が発生した場合に備え、市及び都が連携し、市、都、調布消防署、調布警察署、鉄道事業者、駅周辺事業者等を構成員とする帰宅困難者対策協議会について、乗降客数等を勘案し、必要のある市内駅に設置します。

この帰宅困難者対策協議会では、災害時の各機関の役割を定めるほか、駅間の連携について協議します。

#### 【主な所掌事項】

- ・ 滞留者の誘導方法と役割分担
- ・ 誘導場所の選定
- ・ 誘導計画，マニュアルの策定
- ・ 帰宅困難者対策訓練の実施

帰宅困難者対策協議会では、首都直下地震等発生時の駅周辺の滞留者の安全確保と混乱防止に向けた「地域の行動ルール」を策定します。

#### 【地域の行動ルール】

- ・ 組織は組織で対応します（自助）  
地域内の事業所，施設，学校等は，自らの所属する組織単位ごとに，従業員，来所者，学生等に対する取組を行います。
- ・ 地域が連携して対応します（共助）  
帰宅困難者対策協議会が中心となり，地域の事業者等が連携し取組を行います。
- ・ 公的機関は地域をサポートします（公助）  
市が中心となって，都・国と連携・協力して，地域の対応を支援します。

帰宅困難者対策協議会では、平常時から参加団体の役割分担を定め、現地本部を中心とした連絡体制を構築します。

図上訓練や情報連絡訓練などで検証し、地域の行動ルールに反映させます。

電話の輻輳や停電等の影響を受けない衛星携帯電話、無線機など、参加団体間の情報共有のための連絡体制を計画的に整備します。

帰宅困難者対策協議会が所在する駅周辺の地域特性を踏まえ、現地本部又は情報提供ステーションの大型の掲示板（情報共有ボード）や防災行政無線に加え、エリアメール，SNS，スマートフォンのアプリなどを積極的に活用します。

情報収集や駅前滞留者への情報提供について、帰宅困難者対策協議会で参加団体の役割分担や手順を決めておきます。

帰宅困難者対策協議会は、平常時から市が行う一時滞在施設の確保に協力します。

災害時における避難経路等の安全点検を平常時から実施し、地域の防災力を高めるよう取り組みます。

地域内の一定規模の施設に対し、帰宅困難者対策協議会と連携し、市と一時滞在施設の協定を結ぶよう働きかけるとともに、地域への来訪者に、自助の取組を促すよう普及啓発していきます。

#### （4）集客施設及び駅等の利用者保護等

##### 事業者

##### ア 事業所防災計画について

事業者は、事業所防災計画等において、利用者の保護に係る計画を定めておきます。その際、他の企業等との連携，行政機関との連携，地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても、可能な範囲で計画に明記するものとします。

テナントビルの場合や事業者が複数存在する複合ビルの場合、事業者はビルの施設管理者や他の事業者と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決めます。

事業者は、冊子等（電子媒体）により、利用者保護に係る計画を従業員等に周知し、理解の促進を図ります。

また、事業者は、同計画を必要な箇所に掲示するなどして、発災直後から利用できるような体制の整備に努めます。

##### イ 避難誘導

事業者は、利用者の安全確保のため、発災直後の施設内待機や安全な場所への誘導や案内手順を検討します。この際、必要と考えられる備蓄品の確保や必要とする人への提供方法，避難行動要支援者や急病人への対応等の具体的な内容についても検討しておきます。

また、事業所及び施設の管理者は、買い物客や行楽客など組織に属さない外出者に対して、共助の考え方のもと、社会的責任として、可能な範囲で、一時的に待機できる場所，飲料水，トイレ等の提供を行います。

##### ウ 要配慮者への対応

事業者は、施設の特性や状況に応じ、必要となる物資を検討して備えておきます。

また、可能な限り優先的に待機スペースや物資が提供されるように配慮する

とともに要配慮者の特性に応じた誘導の案内や情報提供などにも配慮します。

#### エ 外国人への対応

誘導の案内や情報提供などについて配慮します。例えば、英語、中国語等の誘導案内板による対応や、外国人でも分かりやすいピクトグラム・「やさしい日本語」の活用を検討します。

#### オ 事業者の防災対策

事業者は、平常時から耐震診断・耐震改修や家具類の転倒・落下・移動防止対策、施設内のガラス飛散防止対策等に努めます。

なお、高層ビルについては、高層階で大きなゆれの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておきます。

事業者が管理する施設に隣接して、道路や通路、広場など、市等が管理所有する施設がある場合は、これらの管理者と連携し、案内又は誘導に必要な経路の確保や経路上の被災時の安全確保等について確認するなど、状況に応じた施設の安全確保に努めます。

事業者は、施設の安全点検のためのチェックリストを作成します。その際、事業者は、利用者が待機するための施設内の安全な待機場所リストもあらかじめ計画しておきます。

事業者は、一時滞在施設の開設が遅れることも視野に入れ、施設の特性や実情に応じて、当該施設において利用者の保護に必要な水や毛布等を備えておくことが望ましいです。

#### カ 防災訓練の実施

事業者は、建物所有者、施設管理者、テナント事業者等と相互に協力し、年1回以上の訓練を通じて、利用者保護の手順等について確認し、必要な場合は改善を行います。

また、事業者は、訓練の結果を必ず検証し、計画等に反映させます。訓練に当たっては、停電や通信手段の断絶など、発災時の様々な状況を想定した利用者への情報提供に関する訓練を行うことが望ましいです。

### (5) 学校等における児童・生徒等の安全確保

#### 子ども生活部・教育部・教育委員会

市立小・中学校は、東日本大震災を教訓に平成23年10月、各学校の実態に合わせた地震対策マニュアル「震災時対応シミュレーション」を作成しました。震災発生から72時間の行動を時系列に示したもので、平常時から訓練を実施しその検証を行っています。

また、学校危機管理マニュアル等に基づくとともに、必要に応じ災害時の児童生徒の安否確認ハンドブック等を参考にし、保護者等との連絡体制を平常時から整備しておきます。発災時には、児童・生徒の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒の引き取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講じる必要が

あるため、飲料水、食料等の備蓄に努めていきます。

なお、保育園や児童館、学童クラブ等においても学校と同様に、災害発生時には乳幼児、児童の安全確保等に万全を期すとともに、保護者の帰宅困難に備え、飲料水、食料等の備蓄を含め、一定期間施設内に留める対策を講じる必要があります。

#### (6) 帰宅困難者対策訓練の実施

首都直下地震により多数の帰宅困難者が発生したとの想定で、駅、駅周辺事業者、公共施設の管理者などが連携し、混乱の防止や安全確保に努めるために必要な措置を講じます。

地元自治会や近隣自治会と連携を図ることにより、一斉帰宅抑制、安否確認、一時滞在施設の開設・誘導、要配慮者の特別搬送、帰宅支援など帰宅困難者が発生した際に必要となる訓練を合同で実施します。

#### (7) 市民における準備

外出時の災害に備え、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保や安否確認方法の事前共有、待機又は避難する場所、徒歩による帰宅経路の確認、歩きやすい靴などその他必要な準備をしておきます。特に携帯電話やスマートフォンの充電用ケーブルや予備バッテリー等の準備もしておくことが望ましいです。

### 2 帰宅困難者への情報通信体制整備

市は、帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知を図ります。

#### (1) 情報収集伝達体制の構築

総合防災安全課・公共交通機関・放送機関・関係防災機関

市、公共交通機関、放送機関及び関係防災機関等において、有線途絶に備え、鉄道運行や道路交通情報の収集伝達体制の構築を図ります。

#### (2) 安否確認手段の確保

総合防災安全課・放送機関・通信事業者

- ・災害時にNTTにより提供される災害用伝言ダイヤル171の普及・啓発を図ります。
- ・ラジオやテレビによる安否情報など放送メディアの活用促進を図ります。

### 3 一時滞在施設の確保及び運営の支援

総合防災安全課・生活文化スポーツ部・駅周辺事業者

駅周辺の滞留者の一時滞在场所となる誘導先を確保します。

路上等の屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない者を一時的に滞在させる施設を確保する必要があることから、市では一時滞在施設として公共施設、民間事業所を問わず幅広く確保するものとします。

また、発災時に迅速な施設の開設につながるよう、一時滞在施設の運営のための支援を継続的に行います。

一時滞在施設の収容能力には限りがあるため、帰宅困難者の一時滞在に当たっては、要

配慮者（高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児など）の受入れを優先します。

市は、市が所有・管理する各施設を帰宅困難者のための一時滞在施設として利用が可能か検討し、受入れが可能なものを一時滞在施設として指定し、市民・事業者に周知します。

また、事業者に対して協力を働きかけ、必要に応じて、大規模集客施設や民間施設について、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するように求めます。

#### 4 帰宅支援のための体制整備

総合防災安全課・生活文化スポーツ部・都・調布消防署・公共交通機関・関係防災機関

混乱收拾後、帰宅困難者が徒歩により帰宅する際に支援を受けることのできる体制整備を図ります。

##### (1) 帰宅支援対策の実施

混乱收拾後に徒歩帰宅する帰宅困難者を支援するため、帰宅支援対象道路沿道の大型施設等と協定を締結して帰宅支援ステーションの拡大を図ります。

また、帰宅困難者等への情報提供体制を整備し、市民・事業者に周知します。

##### (2) 水・食料等の備蓄

市は、都と連携し、帰宅困難者用として一定量の備蓄・調達体制の充実を図ります。

また、事業所に対し、従業員用として3日分の備蓄の指導徹底を図ります。

##### (3) 代替交通手段の確保

鉄道の運行停止に備え、各鉄道機関はバス輸送等代替交通手段の運行方法を検討します。

##### (4) 救護対策の実施

市は、帰宅途中で救護が必要になった人への救護対策を検討します。

##### (5) 事業所等への啓発

市は、各種の手段により事業者へ協力に関する啓発を図るとともに、訓練項目に帰宅困難者対策訓練を盛り込み、参加を要請します。

##### (6) 市民への啓発

市、防災機関及び事業所においては、市民に対し、各種の手段により以下の項目について必要な啓発を図ります。

- ・徒歩帰宅に必要な装備等
- ・家族との連絡手段の確保
- ・徒歩帰宅経路の確認等

(7) 訓練の実施

市や防災機関は、事業所等に対し、従業員や客の避難誘導訓練や情報の収集伝達訓練、安否確認及び情報発信訓練、徒歩帰宅訓練等を行うよう要請し、災害に備えます。

**【応急対策】** (地震直後の行動)

1 帰宅困難者対策オペレーション等を活用した初動対応	3 事業所等における帰宅困難者対策
2 駅周辺での混乱防止	4 各機関・団体等の役割

【想定される外出者の行動と主な機関の応急復旧活動】

	発災	1h	24h	72h
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
外出者の行動 想定される	○駅周辺や繁華街等で滞留 ○安全な場所を求めて移動	○被害状況の確認, 安否の確認 ○一時滞在施設等にとどまる ○帰宅の準備(情報の入手, 飲料水等の調達)		○徒歩帰宅の開始
市	○駅周辺混乱防止対策の実施 ○施設の安全性の確認及び利用者保護	○駅周辺での情報提供 ○一時滞在施設への誘導等 ○一時滞在施設の開設・受入 ○水・食料品の提供 ○交通機関等の情報提供		○帰宅支援の情報提供
都				○災害時帰宅支援ステーションに指定された都有施設において支援を実施
警察署 調布	○駅周辺混乱防止対策の実施			
消防署 調布	○駅周辺の二次災害発生防止支援			
京王電鉄株	○駅の混乱防止対策の実施 ○乗客の避難誘導等安全措置の実施 ○乗客の救護活動の実施 ○運行状況等の情報提供		○所管する鉄道施設の復旧措置	○代替輸送の確保

	発災	1h	24h	72h
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
NTT東日本	○重要通信のそ通確保	○災害用伝言ダイヤル等の運用開始		○特設公衆電話の設置
駅周辺事業者	○駅周辺混乱防止対策の実施 ○施設の安全性の確認及び利用者保護	○利用者等への情報提供 ○利用者等の誘導等	○一時滞在施設としての施設提供・受入 ○水・食料品の提供 ○交通機関等の情報提供	○帰宅支援の情報提供
事業所等	○事業所等における帰宅困難者対策の実施 ○施設の安全性の確認及び従業員等保護	○従業員等への情報提供	○水・食料品の提供 ○交通機関等の情報提供	○帰宅支援の情報提供

## 1 帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応

### (1) 情報収集と判断

総合防災安全課・都・調布警察署・調布消防署・鉄道事業者・駅周辺事業者等

市は発災直後から、市内の滞留者に対し報道機関やSNS等の活用により迅速に安全確保のための行動を呼びかけます。

また、市内滞留者の一斉帰宅の抑制や一時滞在施設の開設の要否等を判断するため、帰宅困難者対策オペレーションシステムの利用可能な機能を活用し、混雑状況や被害状況、交通機関の運行状況、一時滞在施設の安全確認等の準備状況等について情報収集し、適宜DIS等で共有します。

公共交通機関の運行状況については、帰宅困難者の動向に大きな影響を与えるため、国や都、交通事業者と連携して情報を共有し、市内滞留者へ適切に発信します。

### (2) 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入

市は、一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、協定を締結した民間一時滞在施設など所管の施設に対し開設要請を行います。

施設の開設要請後は、施設管理者若しくは市が、DIS又は帰宅困難者対策オペレーションシステムにおいて施設の開設・運営状況を適宜報告します。

### (3) 帰宅困難者・一時滞在施設等への情報提供

市は、適宜、報道機関とも連携しつつ、帰宅困難者や一時滞在施設、事業者等に対し、ホームページ・SNS・デジタルサイネージなど様々な広報手段を通して、広く災害に関する情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報を周知します。

## 2 駅周辺での混乱防止

発災時、公共交通機関が運行停止し、特に駅やその周辺は多くの人々が滞留し混乱等が発生することが想定されますが、「公助」には限界があり、駅周辺の事業者等が市と連携して、混乱防止を図ります。

### (1) 帰宅困難者対策協議会による現地本部の設置

総合防災安全課・都・調布警察署・調布消防署・鉄道事業者・駅周辺事業者等

帰宅困難者対策協議会は、発災時に活動の拠点となる現地本部等を立ち上げます。

また、現地本部に加え、駅前滞留者に掲示板等で情報提供を行う情報提供ステーションを立ち上げ、あわせて、協議会参加団体と協力し地域防災活動に必要な情報を収集します。

災害発生直後においては、協議会参加団体が参集して現地本部を速やかに立ち上げることが困難な場合があります。現地本部は、市側で立ち上げを行い、ある程度帰宅困難者対策協議会の参加団体が参集した時点で連携して対応します。

現地本部は、エリアワンセグ、掲示板等様々な手法を活用し、駅周辺の滞留者に対し、災害情報を提供するとともに、家族等との安否確認方法も周知します。

帰宅困難者対策協議会参加団体は、駅前滞留者を一時滞在施設等へ安全に誘導し、その他帰宅困難者に対しては安全な待機を促します。

## (2) 集客施設及び駅等における利用者保護

### 総合防災安全課・災害対策生活文化スポーツ部・鉄道事業者・駅周辺事業者

#### ア 施設の安全性の確認

##### (ア) 施設の安全確認

事業者は、利用者及び自らが管理する施設の安全を確認します。

##### (イ) 施設周囲の安全確認

事業者等は、市、都、国等からの一斉帰宅抑制の呼びかけを受け、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等を参考に、施設周囲の安全確認を行います。

##### (ウ) 利用者の保護

安全を確認できた場合、利用者を施設内の安全な場所で保護します。

なお、各施設管理者による自発的な対応を妨げるものではありません。

#### イ 一時滞在施設への誘導等

##### (ア) 事業者等による案内又は誘導

保護した利用者については、市や関係機関との連携のもと、事業者や帰宅困難者対策協議会等が一時滞在施設へ案内又は誘導することを原則とします。

##### (イ) 一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合

災害発生時、一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合は、事業者は市や関係機関と連携し、帰宅可能となるまでの間、事業者が所有する施設の特長や状況に応じ、可能な限り駅前滞留者を一時的に受入れる一時滞在施設となることも想定しておきます。

さらに、利用者を保護した施設が、一時滞在施設となる場合は、施設の安全性や確保可能なスペース等を勘案し、外部の帰宅困難者等の受入れについても検討します。

##### (ウ) 建物や周辺が安全でないために、施設内保護ができない場合の対応

建物や周辺が安全でないために、施設内で利用者を保護できない場合は、市や関係機関との連携のもと、事業者が一時滞在施設等へ利用者を案内又は誘導することを原則とします。

#### ウ 要配慮者への配慮

利用者保護に当たって、事業者は、市や関係機関とも連携し、要配慮者に配慮した手順をあらかじめ定めておきます。

#### エ 施設利用者に対する情報提供

事業者は、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を行政機関や関係機関から入手し、施設内で待機している利用者に情報提供します。

オ 駅利用者に対する情報提供

駅利用者に対し、鉄道事業者と連携し、構内放送や駅周辺の地図を配布するなど、駅から誘導場所までの情報を提供するとともに、列車や代替輸送などの運行情報も提供します。

カ 必要な情報が得られる仕組みの構築

あらかじめ報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者が必要な情報を得られる仕組みを検討していきます。

(3) 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ

**災害対策生活文化スポーツ部・駅周辺事業者**

施設管理者は、発災時の市、都、国等からの一斉帰宅抑制の呼びかけや市からの要請により、当該施設の待機場所や施設入口などの安全確認及び周辺状況を確認のうえ、一時滞在施設を開設します。

なお、施設管理者による自主的な判断による開設も妨げるものではありません。

また、施設管理者は、当該施設が一時滞在施設としてあらかじめ公表されている場合においては、開設が不可能な場合、帰宅困難者等による混乱を回避するためにも、施設の入口やその他の目に触れやすい場所に、一時滞在施設として開設できない旨の掲示を行う必要があります。

災害発生からの経過時間に応じて、目標となる一時滞在施設の運営の流れは、おおむね以下のとおりとなります。

ア 発災直後から一時滞在施設開設まで（発災直後からおおむね6時間後まで）

- (ア) 建物内の被害状況の把握や施設の安全性の確認
- (イ) 施設内の受入スペースや女性用スペース、要配慮者用スペース、立入禁止区域の設定
- (ウ) 従業員等による運営組織の編成、備蓄や設備の確認などの運営準備
- (エ) 施設利用案内の掲示等
- (オ) 電話、災害時用公衆電話（特設公衆電話）、FAX、Wi-Fi等の通信手段の確保
- (カ) 市等への一時滞在施設の開設報告

イ 帰宅困難者の受入れ等（おおむね12時間後まで）

- (ア) 帰宅困難者の受入開始
- (イ) 簡易トイレ使用区域の設定などの保健衛生活動
- (ウ) 水、食料等の備蓄品の供給
- (エ) し尿処理・ごみ処理のルール確立
- (オ) テレビ、ラジオ、インターネット等での情報の収集及び収容者へ伝達
- (カ) 受入可能人数を超過した場合の市等への報告

ウ 運営体制の強化等（おおむね1日後から3日後まで）

- (ア) 収容者も含めた施設の運営

(1) 公共交通機関の運行再開、搬送手段に関する情報等、帰宅支援情報の提供

エ 一時滞在施設の閉鎖（おおむね4日後以降）

(ア) 一時滞在施設閉鎖の判断

(1) 収容者への帰宅支援情報の提供による帰宅誘導

### 3 事業所等における帰宅困難者対策

災害時には、帰宅困難者の発生を抑制するため、企業等における従業員の施設内待機や学校等における児童・生徒等の保護を図ることが必要であり、その対応について定めます。

(1) 事業所による従業員等の施設内待機

#### 事業者

従業員等がチェックリストにより施設の安全を確認します。

市、都、国等からの一斉帰宅抑制の呼びかけを受けた後は、周辺状況等を確認し、従業員等を施設内又は他の安全な場所に待機させます。

なお、事業所の自主的な判断による待機等の行動も妨げるものではありません。

来所者についても、従業員等に準じて、施設内又は他の安全な場所で待機させるようにします。

(2) 施設内に待機できない場合の対応

#### 事業者

建物や周辺が安全でない場合は、事業所は、行政機関からの一時滞在施設の開設情報等をもとに、一時滞在施設等へ従業員等を誘導します。

なお、誘導先は地域の事情によるものとします。

また、テナントビルの場合は、施設管理者の指示に従うものとします。

(3) 防災活動への参加

#### 事業者

事業所は、事業継続のための要員を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に災害時避難行動要支援者の保護等）に努めます。

(4) 情報提供体制の確保

#### 市・事業者

事業者は、災害発生時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する必要があります。市は、報道機関や通信事業者、公共交通機関等と連携協力して、あらかじめ構築した事業者が必要な情報を得られる仕組みに従い、情報提供を行います。

(5) 学校等の対応

#### 学校等

学校等は、児童・生徒等を保護し、必要に応じて備蓄物資等を提供します。児童・生徒等の安否等について、事前に定める手段により、保護者へ連絡します。

#### 4 各機関・団体等の役割

##### 【平常時の役割】

機関名	項目	摘要
市及び都	帰宅困難者計画策定 広報・啓発の実施 訓練の実施 水・食料等の確保 情報提供体制の整備  輸送体制の確保 医療体制の確保 誘導體制の確保 帰宅経路の周知 帰宅・一時休息支援 ターミナル駅等の混乱防止	地域防災計画への位置づけ パンフレット等の配布 帰宅困難者訓練の実施 備蓄・調達体制の充実 鉄道・道路情報の集約，伝達体制の構築  代替輸送の運行方法等の検討 簡易医療救護所の設置の検討 徒歩帰宅者に対する誘導體制の検討 幹線道路等の簡易地図の作成 公共施設及び民間施設の活用方法 ターミナル駅等への働きかけ
調布警察署	混乱防止・誘導體制の整備  一般車両に対する交通規制	駅管理者，大規模集客施設，事業所，学校，デパート等の管理者との連携の確立 交通規制資器材の整備 交通規制計画の周知
調布消防署	事業所指導	事業所防災計画（消防計画）の作成状況の確認，作成指導
調布郵便局	情報提供 徒歩帰宅者の支援	調布郵便局の掲示板に幹線道路地図の提供，休憩所への活用検討（通信の秘密に係わらない場所に限る）
交通事業者	鉄道運行状況の広報 代替輸送 駅の混乱防止	鉄道運行情報の提供体制の指導・徹底 自社代替バス運行体制の指導・徹底 混乱防止対策の指導・徹底
NTT東日本	安否確認用電話の普及	特設公衆電話の事前設置・災害用伝言ダイヤルの啓発
東京ガス(株) 東京ガスネット ワーク(株)	熱源の確保	避難所等への移動式ガス発生設備等で熱源確保の検討
学校等	水・食料の確保 情報の入手手段の確保 連絡，保護体制の確保	児童・生徒用の備蓄の確保 バッテリー・ラジオ・テレビ等の整備 保護者への連絡体制整備，引き渡しまでの児童・生徒保護体制の整備

機関名	項目	摘要
事業者等 商工会 調布市社会福祉協議会 調布FM・青年会議所・百貨店など	参加企業に対する啓発  行政、地域との連携 顧客保護対策	ポスター・パンフレットの配布 企業備蓄の啓発 都及び周辺自治体との連携体制の検討 地域住民と企業・事業所との連携・協力体制の検討 帰宅困難者対応マニュアルの検討整備

【災害時の役割】

機関名	項目	摘要
市及び都	交通情報の提供  水・食料品の配布 代替輸送の実施 誘導の実施 帰宅経路の周知 一時休息所・トイレ等の提供	情報を収集し、ラジオや帰宅支援施設等で周知 幹線道路沿いに支援拠点を設置 バスや水上・海上輸送の実施 幹線道路沿いに簡易救護所を設置 徒歩帰宅者の誘導 簡易地図等の配布 市や都の施設等の一時開放
調布警察署	混乱防止・誘導體制の実施 交通情報の収集・伝達 一般車両に対する交通規制 駅等の管理者への要請  会社・事業所・学校等に対する要請  避難指示	避難道路への警察官の配置等 道路情報の収集、伝達 交通規制の実施 駅等の管理者に対する階段規制や改札止め等の整理及び広報活動の要請 会社・事業所・学校等の責任者や管理者に対し、混乱防止を図るため必要な場合は、時差退社・下校を要請 人命危険の場合の避難指示
調布消防署	災害情報の収集・伝達	市に対して災害情報の提供等、駅周辺の二次災害発生防止に係る支援の実施
調布郵便局	情報提供  徒歩帰宅者の支援	調布郵便局に災害時帰宅経路案内板の設置及び道路被災状況等の提出 調布郵便局を休憩所として提供 施設におけるトイレ等の提供

第2部 施策ごとの具体的計画  
 第8章 帰宅困難者対策  
 第5節 具体的な取組【応急対策】

機関名	項目	摘要
京王電鉄 株式会社	鉄道運行状況の広報 代替輸送 駅の混乱防止・誘導	鉄道運行情報の広報・提供 代替バス運行の実施 他の鉄道機関，警察との連携実施
N T T 東日本	安否確認手段の確保	災害用伝言ダイヤルの運用
東京ガス(株) 東京ガスネット ワーク(株)	熱源の確保	被害状況により，移動式ガス発生 設備等での避難所等の熱源確保に 努める
学校等	情報の入手・周知  保護者への連絡，引き渡し	ラジオ・テレビ・校内放送用等の 活用 連絡の実施，引き渡しまでの保護
事業者等 商工会 調布市社会福 祉協議会 調布FM 青年会議所・百 貨店など	情報の集約	集約情報等の提供 買物客等の誘導等

## 【復旧対策】（地震後の行動）

### 1 帰宅ルール等による安全な帰宅の 推進

### 2 徒歩帰宅者の支援

#### 1 帰宅ルール等による安全な帰宅の推進

##### （1）対策内容と役割分担

事業所や一時滞在施設等にとどまった帰宅困難者は、地震発生以降の混乱が落ち着いた後、特に、救出・救助活動が落ち着くと考えられる発災後おおむね4日目以降、順次帰宅することが予想されます。

一方、混乱が収拾し鉄道等の公共交通機関が復旧した際には、留まっていた帰宅困難者が駅などに集中し、再度混乱を生じるおそれがあります。

こうした帰宅の集中を避けるため、関係機関や事業者が連携して情報を収集し、安全な帰宅が実現できるよう対応する必要があります。さらに混乱が収拾し帰宅が可能な状況になったとしても、特に長距離の徒歩帰宅が困難な要配慮者等に対しては、優先的に代替輸送機関による搬送が必要となる可能性があります。

##### （2）鉄道運行情報等の提供

災害対策生活文化スポーツ部・都・鉄道事業者・バス事業者・報道機関

東京都は、災害時帰宅支援ステーションの整備や代替輸送手段等の確保などの帰宅支援体制を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等についてホームページ等を通じて事業者や市民等に提供します。

市は、都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援します。

鉄道事業者は、折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供します。

バス事業者は、運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を市や報道機関に提供します。

報道機関は、行政機関や交通機関等からの情報について、市民・事業者に提供します。

##### （3）代替輸送手段の情報提供及び確保

災害対策生活文化スポーツ部・都・鉄道事業者・バス事業者

市は、都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援します。

長期にわたり鉄道等の運行が停止した場合には、運行可能なバス、タクシー等により帰宅困難者の搬送を行います。その輸送力には限りがあることから、原則として要配慮者を優先的に搬送します。

バス事業者は、運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を市や報道機関に提供するとともに、行政機関と連携して、バス等による代替輸送手段を確保します。

## 2 徒歩帰宅者の支援

帰宅困難者が帰宅するに当たっては、交通機関の輸送力については限りがあることから、自宅まで徒歩帰宅可能な距離にある帰宅困難者は、原則として徒歩で帰宅するよう促さなければなりません。このため、帰宅困難者等の秩序立った徒歩帰宅を促すため、徒歩帰宅支援を充実させます。

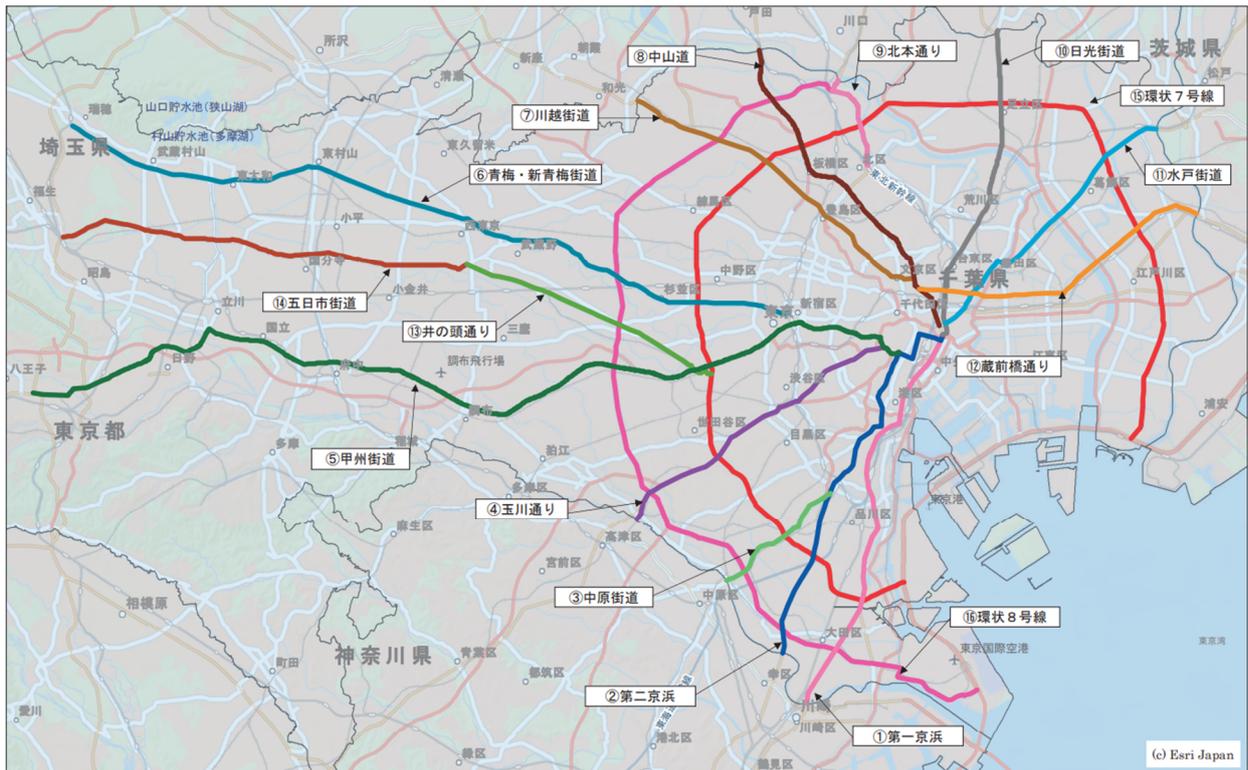
### (1) 災害時帰宅支援ステーションの整備

都は、円滑な徒歩帰宅に向けて、災害時帰宅支援ステーション整備などの帰宅支援体制を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等について、事業者や市民等に提供します。

### (2) 帰宅支援対象道路における危険情報の周知

都は、帰宅支援対象道路として指定した16路線を中心に、通行可能区間などの安全情報、沿道の火災・建物倒壊などの危険情報を収集し、報道機関や帰宅困難者対策ポータルサイト等を通じて事業者や市民等に周知します。

#### 【帰宅支援の対象道路】



### (3) 徒歩帰宅支援

総合防災安全課・災害対策生活文化スポーツ部・事業者

市は、徒歩帰宅訓練の実施等を踏まえて、事業者等と連携し、徒歩帰宅者への情報提供、誘導など円滑な徒歩帰宅支援を行います。

#### (4) 赤十字エイドステーションの設置

##### 日赤東京都支部

日赤東京都支部は、赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊出食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、通過者情報等の提供を行います。

#### (5) 従業員等の帰宅支援

##### 事業者・学校等

事業者・学校等は、帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び関係機関（テナントビルの場合は、施設管理者を含みます。）から提供される災害関連情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、企業内で定めた帰宅の優先順位等あらかじめ定めた手順に従って従業員等の帰宅を開始します。その際、職場近隣在住者については自宅までの帰路の安全が確認された人等から順に段階的に帰宅させることも検討します。

事業者等において、災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援します。

第2部 施策ごとの具体的計画  
第8章 帰宅困難者対策  
第5節 具体的な取組【復旧対策】

## 第9章 避難者対策

### 本章における対策の基本的考え方

#### ○ 避難者対策の重要性と対策内容の基本的考え方

住民の避難に備え、事前に避難場所や避難所を指定し、発災時の避難体制を整備しておくことが必要です。

また、首都直下地震等の大規模災害に備え、自治体の枠を越える避難先の確保や広域避難も含めた的確な避難誘導のあり方についての検討も必要です。

本章では、避難者対策として、広域避難場所・避難所等の指定・安全化をはじめとする避難体制の整備に係る取組を定めています。

これまでの取組に加え避難所における新型コロナウイルス感染症及び熱中症予防への対応を重ね、不断に防災・減災対策の改善・強化に取り組むことが必要となっています。

#### ○ 現在の対策の状況

市はこれまで、避難所32箇所、一時収容可能施設を29箇所、広域避難場所を10箇所指定するとともに、福祉避難所を36箇所指定しており、民間福祉施設との災害時避難所協定を14箇所締結しています。

また、各避難所ごとの避難所運営マニュアルを策定し、必要の都度改定を行っています。

なお、感染症対策を踏まえた避難所開設訓練を行い、従前と比較して収容人員を縮小せざるを得ない想定での避難スペースの区画を確認しました。その結果を踏まえ、現在、教室の活用を含め、訓練実施校以外の学校においても、避難所利用計画の検証を行っています。

#### ○ 被害想定を踏まえた課題

被害想定では、避難者数が最大約3.4万人、うち避難所へ避難する人が約2.2万人となっています。

自治体の枠を越える大規模災害に係る避難先の確保や避難誘導のあり方についての検討をするとともに、避難所における女性・要配慮者等や災害関連死対策の観点等を踏まえた体制の整備について、引き続き検討・整備を推進する必要があります。

#### ○ 主な対策の方向性と到達目標

- ・ 避難所の確保
  - <到達目標> 新しい被害想定に基づき、避難者を受入れる避難所の数・規模・質（備蓄品等）を確保
- ・ 避難所生活の安全・安心の確保の推進、女性や要配慮者等の視点も踏まえた避難所運営マニュアル等を作成し、体制整備を推進
  - <到達目標> 女性や要配慮者等の視点も踏まえた避難所運営体制の確立
- ・ 避難体制の整備のため、避難支援プランの策定の推進等
  - <到達目標> 避難行動要支援者等を適切に避難誘導できる体制を整備

## ※ 用語の定義

本章では、避難に関する複数の類似用語があるため、はじめに用語の定義を示すものとします。

### 1 一時集合場所（いっときしゅうごうばしょ）

避難所へ避難する前に、近隣の住民が一時的に集合して安否確認や情報交換・避難の判断、避難する際の集団形成等をする場所で、集合した人々の安全が確保されるスペースを有する地域住民の生活圏と結びついた公園、農地、空地等の空閑地等のこと。場所の指定に関しては、地域の実情を考慮し、近隣住民・自治会など各々で決めることとします。

※他の避難用語との誤認識を避ける観点から、平成25年度の計画修正に併せ、「一時避難場所」を「一時集合場所」に名称変更

### 2 広域避難場所

※災害対策基本法での指定緊急避難場所を指します。

（災害対策基本法第49条の4）

資料編 47：大震災時における広域避難場所（指定緊急避難場所）

避難場所は、避難場所周辺で火災が拡大した場合のふく射熱を考慮した上で利用可能な空間として、避難計画人口一人当たりの避難有効面積1㎡以上を確保することを原則とします。

### 3 避難所

大地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害を受ける恐れのある者を一時的に受入れ、保護するために開設する学校等の公共施設のこと。

※災害対策基本法での指定避難所を指します。（災害対策基本法第49条の7）

資料編 48：避難所（震災時等指定避難所）一覧表

資料編 49：避難所標識

### 4 福祉避難所

避難所等での生活が困難な高齢者や障害者などの要配慮者のための避難場所で、地域福祉センター等の施設のことをいいます。

災害発生直後は、小・中学校等の避難所での受入のほか、福祉避難所においてもできるかぎり同時期の開設に向けて、受入態勢の調整を行うこととします。

※災害対策基本法での指定避難所を指します。（災害対策基本法第49条の7）

資料編 50：福祉避難所（福祉避難所・震災時等指定避難場所）

### 5 一時収容可能施設

駅周辺に帰宅困難者が滞留した場合、避難所の収容者数が受入可能人数を上回った場合、避難所等への避難路が火災等によって通行不能となった場合等に活用を見込む施設のこと。

資料編 51：一時収容可能施設

## 第1節 現在の到達状況

### 1 広域避難場所の指定

令和2年4月現在、広域避難場所として10箇所が指定されています。

### 2 避難所の指定及び管理運営の整備

令和6年7月現在、避難所として市内の市立小・中学校、都立高校等32箇所（耐震化済み）、福祉避難所36箇所、一時収容可能施設29箇所が指定されています。

なお、福祉避難所については、地域福祉センター等を指定したり、民間福祉施設との応援協定を締結したりするなど、確保を進めています。

また、「避難所運営マニュアル作成のためのガイドライン」を平成24年3月に策定し、現在、各学校における避難所運営マニュアルの作成を進めています。

#### 【市の避難所等の現況】

（令和6年7月現在）

分類	主な場所	箇所数	備考
広域避難場所	都立神代植物公園， 多摩川河川敷 等	10	避難人口 （概算） 合計223,220人
避難所	小・中学校， 都立高校 等	32	収容人員 （一時） 合計 38,352人 収容人員 （長期） 合計 19,176人
福祉避難所	地域福祉センター等	36	一時収容人員 合計 2,129人
一時収容可能施設	保育園，児童館等	29	一時収容可能人員 合計 6,912人

※ 避難所の収容人員の算出根拠となった避難所の面積は体育館の延べ床面積で、おおよその目安となる数値として算出しています。

※ 一時収容可能施設の一時収容可能人員は、施設のうちホール等の使用可能人数です。

### 3 避難体制の整備

(1) 市は、避難行動要支援者に対し、適切かつ迅速な避難支援、安否確認等ができるよう、基本的な方針や対策等を定めた「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」を策定しています。

(2) 市は、「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」に基づき、避難支援等関係者に対して、事前に避難行動要支援者名簿を提供し、避難誘導や安否確認等の避難支援体制づくりを進めています。

(3) 要配慮者対策の支援や外国人への防災知識の普及・啓発等、高齢者や外国人など要配慮者をはじめ、避難者が安全に避難できる体制について検討を進めています。

**第2節 課題****【被害想定（多摩東部直下地震）】**

被害項目	想定される被害
避難者数	最大 34,277人
電力（停電率）	最大 5.5%
通信（不通率）	最大 2.5%
ガス（供給停止率）	最大 25.2%
上水道（断水率）	最大 20.5%
下水道（下水道管きよ被害率）	最大 3.5%

（注）冬・夕，風速は8m/s

**1 避難所の確保**

大規模災害時において想定される避難者数に対して，避難先の確保や的確な避難誘導のあり方について検討が必要です。

また，帰宅困難者を地域住民用の避難所に入れることで混乱が生じないように，対策を講じる必要があります。

さらに，昨今の災害を踏まえ，高齢者や外国人など要配慮者をはじめ，避難者が安全に避難できる体制について，更なる検討が必要です。

**2 避難所の管理運営の整備**

避難所における安心・安全の確保や，女性や要配慮者等のニーズに応える必要があります。そのため，避難所運営マニュアルの整備が必要です。

**3 避難体制の整備**

高齢者や外国人など要配慮者をはじめ，避難者が安全に避難できる体制について，更なる検討が必要です。

**4 ペットの同行避難受け入れ体制整備**

ペットがいるために避難を躊躇する避難者がいるため，飼い主である避難者が安全に同行避難できる体制について，更なる検討が必要です。

**5 避難所の衛生管理**

避難所には多くの避難者が避難するため，感染症や熱中症対策を踏まえた避難所の運営について，更なる検討の必要があります。

### 第3節 対策の方向性

---

#### 1 避難所の確保

利用可能な市施設を避難所として活用することについて検討します。

また、民間施設等との協定の締結による、避難所としての利用可能性を検討します。

#### 2 避難所運営マニュアルの整備

東京都の避難所運営ガイドラインの更新内容も考慮しながら、避難所運営マニュアルの統一化を図り、その内容に沿った統一的な避難所運営を目指します。避難所運営マニュアルの内容は地域と協働して検証し、必要に応じて改定を行います。

#### 3 避難所の管理運営の整備

災害関連死（※）の抑制にも影響する、避難所等における良好な生活環境の確保に向けて、避難所における安全性の確保や避難所管理運営マニュアル等における女性や要配慮者のニーズに応じた対策、車中泊など避難所に滞在することができないと判断した被災者への配慮について定めます。

（※）災害関連死：当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く）

#### 4 避難体制の整備

的確な避難指示等の発令、避難誘導や衛生管理の徹底等による避難所生活の安全・安心の確保など、住民の避難全般にわたる対策を総合的に推進します。

#### 5 避難所の衛生管理

資器材の確保や避難スペースレイアウトを見直し、感染症や熱中症の対策を行います。

また、避難所の過密抑制のため「分散避難」の周知を行います。

### 第4節 到達目標

---

#### 1 避難所の確保

新しい被害想定に基づき、避難者を受入れられる避難所の数・規模・質（備蓄品等）を確保します。

#### 2 女性・要配慮者等の視点も踏まえた避難所運営体制の確立

安全性を考慮した避難所の確保を図るとともに、専門性を有したボランティア・市民活動団体等の外部支援者とも連携しながら、女性や要配慮者等の視点も踏まえた避難所運営体制を確立します。

### 3 避難体制の整備

個別避難計画の作成等，避難行動要支援者を適切に避難誘導できる体制を整備するほか，外国人が情報を迅速に収集し，適切な避難行動等をとれる体制を整備していきます。また，ペットの同行避難が適切にできるように体制整備を行います。

### 4 避難所の衛生管理

感染症や熱中症の対策に必要な資器材等を確保するとともに，避難スペースレイアウトの見直しを行い，感染症や熱中症の対策を行います。

また，避難所の過密抑制のため「分散避難」の周知を行います。

## 第5節 具体的な取組

### 【予防対策】（地震前の行動）

1 避難体制の整備	3 広域避難場所・避難所等の指定・安全化
2 避難行動要支援者への支援体制の整備	4 避難所の管理運営体制の整備
	5 車中泊

#### 1 避難体制の整備

被災者を安全な場所に迅速適切に避難させ、生命、身体等の安全を確保するため、平常時から次の点に留意し、避難に必要な態勢の整備を図ります。

1	防災市民組織、自治会、地区協議会、事業所等との連携を図り、各組織のリーダーを中心に、集団で避難することの周知
2	不特定多数の人々が集合する市内の学校、会社、事業所、大規模店舗、スーパーマーケット、交通機関等の責任者、管理者等と密に連絡を取り、避難等の処置の周知
3	市及び関係機関は、避難の指示を発する手順、伝達方法、関係機関相互の連絡方法及び避難誘導方法等を検討
4	市は、平素から各種の手段方法を用いて、住民に対して大震災が発生した場合の避難所、避難時の留意点等の周知徹底

また、高齢者・障害者・難病患者・妊産婦・乳幼児等の要配慮者にとって適切な防災行動をとることは容易ではありません。このことから、地域での救出救護体制や避難所生活等について、環境の整備や支援体制等が不可欠です。

さらに、市は、避難指示等の発令区域・タイミング、避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒体制をあらかじめ計画します。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとしします。

#### (1) 運用要領の策定

総合防災安全課・市民部・子ども生活部・福祉健康部・教育部・教育委員会

避難住民の安全を保持するため、災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講じるため、その内容及び方法等について、あらかじめ運用要領を定めておきます。措置内容はおおむね次のとおりです。

- ・避難場所の規模及び周辺状況を勘案し、運用に要する職員の適切な配置
- ・情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供と適切な指示
- ・傷病者に対し救急医療を施すため、医師、看護師等の確保
- ・避難場所の衛生保全
- ・避難期間に応じて、水、食料及び物資の手配を行うとともに、その配給方法等を定め、平等かつ能率的な配給の実施
- ・避難解除となった場合の避難者の帰宅行動又は避難所への移動の安全かつ円滑な誘導

## (2) 広域避難場所、避難所、一時集合場所等の周知

### 総合防災安全課

効率的・効果的な避難を実現するため、災害対策基本法及び施行令に基づき指定される指定緊急避難場所や指定避難所、東京都震災対策条例に基づき指定される避難場所、一時集合場所などの役割の違い、安全な避難方法、指定避難所の場所、収容人数、ペットの受入れ方法について、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等を行いつつ、都と連携を図りながら周知していきます。

## (3) 避難指示等発令基準の整備

### 総合防災安全課

「避難情報等に関するガイドライン」（令和3年5月内閣府防災担当作成）に基づき、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定するなど、避難指示等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努めます。また、当該ガイドラインに記載されている「立退き避難が必要な居住者等に求める行動」について、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとします。

## (4) 地域における安全体制の確保

### 総合防災安全課・市民部・子ども生活部・福祉健康部・教育部・教育委員会・調布消防署

災害時において、避難行動要支援者が正しい情報や支援を得て、適切な行動がとれるように防災市民組織や地域住民の連携体制を平常時から検討し確立しておく必要があります。

#### ア 発災時に備えた地域の実情の把握

市は、避難所運営をスムーズに行うため、地域又は自治会等を単位に、避難時における集団の形成や自主運営体制について、平常時から地域の実情把握に努めます。

また、保健・医療・福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めます。

#### イ 防災知識の普及と啓発

市は、避難行動要支援者やその介護者を対象に防災知識の普及啓発に努めていきます。その際、避難行動要支援者の心身の状況に応じた的確な情報伝達に留意するものとします。市民に対しては、避難行動要支援者に対しての接し方等について周知・啓発します。

また、市と協定を締結した地域組織は、「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」に基づき、防災市民組織や地域住民を中心とした避難行動要支援者に対する情報伝達や安否確認の訓練などを行い、防災行動力の向上に努めます。

#### ウ 被災しない環境づくり

調布消防署は、「地震その時 10のポイント」における「確かな避難」に係る知識の普及や、防火防災診断を通じた被災しない環境づくりについて取り組みます。

#### エ 避難行動要支援者の把握と協力体制の構築

市は、避難行動要支援者の把握、避難行動要支援者台帳管理システムへの情報集約及び一元管理に努めるとともに、民生委員・児童委員、自治会などとの協力体制の構築を進めます。緊急時の連絡体制や誘導體制を地域ごとに整備するなど、いざというときに共に支え合うコミュニティを目指します。

#### オ 避難指示等を発令するいとまがない場合の対応を検討

避難指示を発令するいとまがない場合の市民等の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておきます。

#### カ 緊急通報システム等の有効利用

市では、要介護高齢者や重度の身体障害者等を対象に、緊急通報システムの整備を行うとともに、市内10箇所の地域包括支援センターを核とする見守りネットワークを立ち上げ、高齢者・障害者の支援システムを整備しています。今後、こうした支援システムの災害時における有効利用について検討していきます。

#### キ 食料等の対策

様々な避難者等に配慮した食料の供給を図るため、これまで備蓄しているクラッカーやアルファ米、おかゆ、アレルギー対応食等に加えて備蓄すべき食料について継続して検討します。

#### ク 要配慮者に配慮した仮設トイレの確保

市は、要配慮者が利用しやすい洋式仮設トイレの備蓄を進めます。

#### ケ 多様な手段を活用した情報提供

市が、情報提供をする際には、多様な手段を活用し、様々な市民等に情報が伝達されるように努めます。

また、自宅が倒壊していない避難者が避難所に集中しないよう、自宅避難や、親戚宅など避難所以外での避難を検討するための情報提供に努めます。

#### コ 自宅療養者等の安全確保対策

総合防災安全課は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備え、平時から保健所等との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めます。

また、自宅療養者等の避難態勢確保に向けた具体的な検討・調整を行うとと

もに、必要に応じて、自宅療養者等に対して避難態勢確保に向けた情報を提供するよう努めます。これらのことが円滑に行えるよう、新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めます。

#### サ 避難所外での避難者等への対応

##### (ア) 在宅避難者

市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めます。

##### (1) 車中泊

車中泊は東京都からも推奨されていません、ただし、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めます。

#### (5) 社会福祉施設等の安全対策

##### 調布消防署

社会福祉施設等においては、初期消火、避難誘導等が極めて重要であることから、次の項目の指導並びに促進を図ります。

- ・各施設と周辺地域の事業所及び自治会等との間並びに施設相互間の災害時応援協定等の締結促進
- ・各施設の自衛消防訓練の充実

#### (6) 他の地方公共団体と協定等を締結

##### 総合防災安全課

災害時において、被災者の他地区への移送等、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう他の地方公共団体と協定等を締結し、協力体制の確立を図ります。

## 2 避難行動要支援者への支援体制の整備

福祉健康部

【用語の定義】

	用語	定義
1	要配慮者	発災前の備え，発災時の避難行動，避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者。具体的には，高齢者，障害者，難病患者，乳幼児，妊産婦，外国人等を想定。
2	避難行動要支援者	要配慮者のうち，災害が発生し，又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって，その円滑かつ迅速な避難の確保を図るうえで特に支援を要する者。
3	避難支援等関係者	消防機関，都道府県警察，民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員，社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会，防災市民組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者。

### （1） 調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）の推進

福祉健康部

阪神・淡路大震災や東日本大震災等では，高齢者や障害者などの要配慮者が多数犠牲となりました。こうした教訓を踏まえ，平成25年6月に災害対策基本法が一部改正され，災害時に避難行動要支援者を支援するための名簿の作成が市町村に義務付けられました。また，令和3年5月には，同法の一部改正により，さらに市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画を作成することが努力義務とされました。

調布市では，災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため，「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」を策定し，避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備等を推進しています。

そのため，避難行動要支援者への支援体制の整備等についての基本となる事項をこの地域防災計画に定め，避難行動要支援者の支援に係る自助・共助・公助の役割分担，支援体制（各部課，関係機関等の役割分担），避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する事項等の詳細や避難行動要支援者の支援に必要なその他の事項については，「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」に定めます。

### （2） 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成，活用，情報の提供等

福祉健康部

調布市は，災害対策基本法第49条の10第1項の規定に基づき，避難行動要支援者について避難の支援，安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成します。

また，災害対策基本法第49条の14第1項の規定に基づき，避難行動要支援者名簿に掲載する避難行動要支援者ごとに，本人の同意に基づき，避難支援等を実施す

るための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成します。

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成や活用の詳細については、「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」に定めます。

ア 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者の範囲は、市内在宅で以下に該当する者としてします。

【避難行動要支援者の範囲】

(ア) 高齢者	① 75歳以上の一人暮らし又は75歳以上のみの世帯の者 ② 介護認定区分が要介護1又は2で、一人暮らし又は同居の家族が75歳以上の者 ③ 介護認定区分が要介護3～5の者
(イ) 障害者	① 身体障害者手帳1～3級の交付を受けている者、視覚障害4級～6級の身体障害者手帳の交付を受けている者、聴覚障害4級～6級の身体障害者手帳の交付を受けている者 ② 愛の手帳の交付を受けている者 ③ 精神障害者保健福祉手帳1～2級の交付を受けている者
(ウ) その他支援を必要とする者	自ら支援を希望する者等、名簿への掲載を求める者の中で、市長が必要と認める者

イ 避難行動要支援者情報の記載事項及び集約

(ア) 避難行動要支援者情報の記載事項

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の記載事項については、それぞれ以下のとおりとします。避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の様式等については、「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」に定めます。

【避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の記載事項】

避難行動要支援者名簿	個別避難計画
氏名	氏名
生年月日	生年月日
性別	性別
住所又は居住地	住所又は居住地
世帯主名	世帯主名
電話番号その他連絡先	電話番号その他連絡先
避難支援等を必要とする事由	避難支援等を必要とする事由
避難行動要支援者が避難支援者に申し伝えたい事項	避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所、電話番号その他連絡先

避難行動要支援者名簿	個別避難計画
個別避難計画の有無	避難施設その他の避難場所と避難経路
避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項	避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(1) 避難行動要支援者情報の集約

市は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部課で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約します。

避難行動要支援者情報は、下記から収集します。

【避難行動要支援者情報の収集先】

収集する情報元	住民基本台帳システム 介護保険情報システム 障害情報システム 保健情報システム 緊急連絡先調査 みまもっと情報システム 避難行動要支援者本人からの申請に基づく情報 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認めるシステム等の情報
集約する情報先	避難行動要支援者管理システム

ウ 個別避難計画作成の基本方針等

市は、個別避難計画の作成に当たって、避難行動要支援者の心身の状態、世帯状況及び想定されるハザードの状況により対象者を設定し、対象者の設定をしてから概ね5年以内を目途に完成を目指し、以降随時更新に努めます。

なお、作成目標期間においては、社会状況や国の動向を踏まえて、適宜見直しを行うものとします。

また、市は、個別避難計画の作成に当たっては、本人の同意のもと、エ(ア)に記載する事前に名簿を提供する避難支援等関係者に加え、地域の医療、介護、福祉などの職種団体等、様々な関係者と連携して取り組みます。

個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲や作成の主体となる関係者、個別避難計画に基づく避難支援等関係者等の詳細については、「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」に定めます。

エ 避難支援等関係者への平常時における避難行動要支援者情報の提供

(ア) 避難行動要支援者名簿

市は、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿の情報について、本人の同意が得られた場合には、次の避難支援等関係者となる者に対して、事前に避難行動要支援者名簿の情報を提供します。ただし、名簿の提供の範囲については、dからgにあっては管理・担当・管轄している地域のみとし、hにあっては「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」に定めます。

また、提供する名簿に掲載する者の範囲については、f及びgにあっては市と締結する協定に規定し、hにあっては「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」に定めます。

協定締結に係る詳細などの避難行動要支援者情報の提供に関する必要な事項については、「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」に定めます。

【事前に名簿を提供する避難支援等関係者】

避難支援等関係者
a 調布警察署
b 調布消防署
c 市社会福祉協議会
d 調布市の民生委員・児童委員
e 調布市消防団
f 調布市内の防災市民組織
g 調布市内の自治会・地区協議会・自治会連合協議会・マンション管理組合
h aからgまでに掲げる者のほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める者で、「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」に定めるもの

(1) 個別避難計画

市は、個別避難計画に関する情報について、本人の同意が得られた場合には、(ア)に定める事前に名簿を提供する避難支援等関係者のほか、個別避難計画の作成に参画するなど、避難支援の実施に際し市長が必要と認める者に対して、事前に情報を提供します。

なお、情報の提供範囲や手続等の必要な事項の詳細については、「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」に定めます。

オ 避難支援等関係者への災害発生時等における情報の提供

市は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、避難行動要支援者の生命・身体を保護するために特に必要があると認めるときには、避難支援等関係者に加え、自衛隊等に対して、避難行動要支援者の同意を得ずに避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報の適切な範囲を提供します。市は、これらの際に、即時に避難支援等関係者に情報を提供できるよう、提供先ごとの情報の整備に努めます。

カ 避難支援等関係者による適正な情報管理

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画には秘匿性の高い個人情報が含まれているため、市は適正な情報管理の徹底を図ります。

避難支援等関係者による情報の管理方法等の詳細については、「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」に定めます。

#### キ 避難行動要支援者情報の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努めます。

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報を、関係部課と連携し、原則年1回更新します。また、定期的な更新以外においても、転出・転入、死亡等について可能な限り把握するとともに、市長が必要と認める者の追加を含め、可能な範囲で把握し、名簿の情報が常に最新のものとなるように努めます。

避難支援等関係者と共有している避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の更新方法等の詳細については、「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」に定めます。

### (3) 避難支援にかかる体制の周知等

#### ア 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者による避難行動要支援者に対する支援は、避難支援等関係者又はその家族等の生命、身体の安全を確保したうえで、可能な範囲で避難行動要支援者に対する支援を行うものとしします。

また、市は避難支援等関係者及び避難行動要支援者に対して、災害時における支援行動や支援の限界など災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではないこと、また、避難支援等関係者は、法的な責任や義務を負うものではなく、助けられない可能性もあることについて周知し、理解を得るよう努めます。

#### イ 防災知識の普及、防災訓練の実施

避難支援等関係者となりうる市民、又は、避難行動要支援者を含む要配慮者及びその家族に対して、パンフレット、小冊子等を配付するなど、広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけ、災害に対する啓発活動に努めます。

ウ 平常時の避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備  
避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、防災市民組織、障害者団体等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図ります。

## 3 広域避難場所・避難所等の指定・安全化

### (1) 広域避難場所の指定

#### 総合防災安全課

市は、災害対策基本法及び施行令等に定める基準等に基づき、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定します。指定避難所の指定に当たっては、指定一般避難所と指定福祉避難所を分けて指定します。

災害対策基本法及び施行令に基づき指定緊急避難場所等を指定した場合は、都に報告するとともに、ハザードマップの配布などにより、日頃からは住民等への周知徹底に努めます。

市は、大規模火災から避難する場所として、広域避難場所を10箇所指定しています。

なお、避難道路の指定は行っていませんが、広域避難場所への誘導を円滑に行うため、避難場所周辺に誘導看板等を設けて適切な誘導を図ります。

広域避難場所については、周辺の市街地の変化に応じて見直しを行い、指定に当たっては、次の基準を参考とします。

- ・広域避難場所周辺での大規模な市街地火災が発生した場合のふく射熱を考慮したうえで利用可能な避難空間を確保すること。
- ・利用可能な避難空間として、広域避難場所内の建物、道路、池などを除き、原則1人当たり1㎡を確保すること。
- ・震災時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、広域避難場所内に存在しないこと。
- ・広域避難場所ごとの地区割当計画の作成に当たっては、避難場所からの距離や町丁目、自治会区域を考慮すること。

## (2) 避難所の指定

### 総合防災安全課

ア 市の指定する避難所は、市立小・中学校、都立高等学校及び大町スポーツ施設の計32箇所（耐震化済み）であり、市民への周知を徹底します。指定した避難所には、食料の備蓄や必要な資器材等を整備するなど、避難所機能の強化を図るものとします。

イ 指定に当たっては、次の基準を参考とします。

1	避難所の地区割当は、原則として小・中学校通学区域に準ずることとし、努めて自治会等の単位で収容するよう配慮します。 なお、中学校の地区割当については周辺小学校区域と調整のうえ、決めていきます。
2	避難所は、原則として耐震・耐火構造等の公共建物（学校等）を活用するものとし、第1次的に体育館を使用します。 また、高齢者、障害者等の要配慮者に配慮し、状況に応じて、学校等で定める教室も使用します。
3	避難所に受入れる被災者数は、おおむね3.3㎡当たり2人とします。また、被災時において、障害者、児童及び女性用のスペースが速やかに確保できるよう、あらかじめ避難所にこれらの者が専用使用するスペースを確保し、その旨を表示するものとします。
4	感染症拡大の恐れがある場合、避難所に受入れる被災者数は、おおむね4㎡当たり1人とします。なお、避難者同士は1m幅の通路を確保します。

ウ 指定避難所となる施設について、市は、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図・レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めます。また、必要に応じ、換気・照明等の施設を整備します。

エ 市は、指定避難所において貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図ります。また、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めます。

オ 市は、避難所等に避難したホームレス等の人々について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めます。

資料編 48：避難所（震災時等指定避難所）一覧表

(3) 福祉避難所対策

総合防災安全課・福祉健康部

市は、要介護高齢者や障害者など、指定避難所での避難生活が困難な要配慮者が避難する福祉避難所の整備を進めます。

福祉避難所は、地域福祉センター等を活用するほか、民間の社会福祉施設等との協定等により確保に努めます。

なお、居宅の安全確保がなされている状況では、高齢者や障害者は自宅に留まることが適切な場合があります。要配慮者が在宅で避難生活を送る場合も孤立しないよう、情報提供や安否確認、食料・水の提供を定期的に行う体制が必要です。

4 避難所の管理運営体制の整備

総合防災安全課・市民部・生活文化スポーツ部・子ども生活部・福祉健康部・教育部・教育委員会・調布消防署

(1) 避難所運営マニュアル作成

避難所の管理運営が円滑に行われるよう、「避難所管理運営の指針（平成30年3月版）」や「避難所の防火安全対策」、「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」等を参考に、事前に「避難所運営マニュアル」を作成し、管理運営の基準や方法を定めておくものとします。作成にあたっては、多様性を重視し、人権を尊重し避難生活の安全・安心を確保するため、女性や子ども、高齢者、障害者、外国人、LGBTQに対する配慮についても定めます。

避難所運営マニュアルは、避難所の運営において、管理責任者に女性や要配慮者を配置するなど、多様な主体の視点を生かすことができる体制づくりについて定めます。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営ができるよう、必要な措置や配慮についてマニュアルに具体的に記載します。また、感染症対策やペット同行避難を踏まえた内容とする必要があります。

避難所運営マニュアルの作成や訓練等に当たっては、避難者の刻々と変化するニーズに寄り添うためにも、ボランティアや職能団体等、専門性を有した外部支援者等の協力を得ながら、自治会や地区協議会等の地域団体とも連携し、避難者によって自主的に避難所を運営できるように配慮するよう努めます。

## (2) 防火安全対策

避難所の防火安全対策の策定等による避難所運営支援を行います。

避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定するなど、避難所の防火安全対策を促進します。

## (3) 食料備蓄や必要な資器材、台帳等の整備

避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源等の通信機器等のほか、暑さ寒さ対策用品、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めます。さらに、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等被災者による情報の入手に資する機器の整備を図るものとします。

また、公立小中学校等を避難所として指定したときは、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図ります。

避難所には、受け入れた避難所が安否確認や情報収集を行いやすくするため、災害時用公衆電話（特設公衆電話）やWi-Fiアクセスポイント等の整備のほか、発災時の速やかな設置や利用者の適切な利用への誘導が可能な体制整備に努めます。

災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用安否確認サービス等の使い方を説明できる体制整備に努めます。

## (4) 避難所の衛生管理対策の促進

避難所運営組織の中に衛生管理担当を設置するなど、避難所の衛生管理対策を促進します。

また、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進します。さらに、夏場は、熱中症予防対策を踏まえ、こまめな給水と体調不良者の早期発見に努めます。

- ・可能な限り多くの避難施設の開設（指定避難施設以外の市施設、ホテルや旅館等の活用）
- ・親戚や友人の家等への避難の周知
- ・自宅療養者等の避難の検討
- ・避難施設及び避難者の衛生対策及び体調不良者のスペース確保などの周知

## (5) ペットの同行避難の体制及び動物救護体制の整備

都や獣医師会等と連携し、ペットの同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備します。

(6) 仮設トイレ等に関するマニュアル作成

仮設トイレ、応急給水栓等の設置場所・組立手順等に関するマニュアルを作成します。

5 車中泊

総合防災安全課・調布警察署

(1) 都における震災時の車中泊に係る基本的考え方

以下の理由により、都内における車中泊は推奨されていません。

(理由)

- ・東京都震災対策条例により車両での避難を禁止していること
- ・大震災発生時は、人命救助や消火活動等のため、都内では、警視庁から、新たな自動車の乗り出し自粛依頼や、大規模な交通規制が実施されること
- ・緊急自動車専用道路（警視庁等の交通規制）の対象以外においても、道路上等における駐車が被災者支援等に致命的な影響を与える可能性が大きいこと
- ・都内ではオープンスペースは限定的で、発災時における応急活動等の用途が決定している場所が多く存在すること
- ・エコノミークラス症候群等、健康問題に対する適切な対応に課題があること

(2) 車中泊者発生抑制に向けた取組

総合防災安全課・調布警察署

発災時の混乱防止に向け、以下の事項について、ホームページやX（旧ツイッター）、その他媒体等で、予め市民に普及啓発し意識の醸成に努めます。

(啓発事項)

- ・東京都震災対策条例の趣旨（車両による避難の禁止）
- ・大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼
- ・緊急輸送道路以外の市区町村道等も避難所支援等に必須の輸送路であり、閉塞すると支援が滞る懸念があること。
- ・都内の大規模な公園等は発災時の用途が定められていること。
- ・過去の災害においても、車中泊等により健康被害が生じており、健康リスクが存在しうること。

市においては、多様な避難者が安全に安心して避難生活を送れるよう、平素から避難所環境の整備等に努めていきます。

**【応急対策】** (地震直後の行動)

1 避難誘導・安否確認	6 避難所以外の公共施設の措置
2 避難所の開設・運営	7 ボランティアの受入れ
3 避難所外避難者への対応	8 広域（他縣市町村）避難
4 動物救護	9 男女共同参画／LGBTQに配慮した生活環境の確保
5 避難所運営に対する災害対策本部の措置	

【主な機関の応急復旧活動】

機関名	発災	1h	24h	72h
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
市		<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難指示等</li> <li>○指定避難場所への誘導</li> <li>○避難行動要支援者の安否確認等</li> <li>○避難所の開設・運営</li> <li>○福祉避難所の開設・運営準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都福祉局への資器材の調達要請</li> <li>○ボランティアの受入れ</li> <li>○避難者把握・他地区への移</li> </ul>	
調布警察署		<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難誘導の実施</li> <li>○警戒員の配備</li> <li>○避難場所の秩序維持</li> </ul>		
調布消防署		<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難に際する情報の提供</li> <li>○避難場所・避難道路の安全確保</li> </ul>		
獣医師会			<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所等を含む被災動物の救護活動</li> </ul>	

## 1 避難誘導・安否確認

### (1) 避難指示等

総合防災安全課・災害対策行政経営部・都・調布警察署・調布消防署

市は、災害が発生し、または発生のおそれがある場合、市民の生命・身体に危険が及ぶと認められるときは、避難区域を定めて、当該地区の住民に対し、避難指示等を行います。なお、被災等により市が事務を行なえない場合、都が避難指示等を代行します。このほか、警察官、水防管理者、自衛官、消防署長またはその命を受けた職員が行うことができます。

市は、避難指示等を実施した場合には、当該地区の近くに避難施設を開設し、避難者の誘導と受け入れを行います。

なお、避難時の周囲の状況等により、避難施設及び避難広場への避難がかえって危険であると判断できる場合は、当該地区の住民に対し、屋内での待避その他の屋内における安全確保（2階への避難など）に関する措置の指示を行います。また、避難指示等の発令及び解除にあたっては、専門的・技術的知見を持つ、国（国土交通省、東京管区気象台等）の機関や都に助言を求めるなど連携を図ります。

#### ア 避難指示の実施責任者

実施者	区分	災害の種類、内容	根拠
市町村長	指示	災害全般	災害対策基本法 第60条第1項
警察官	指示	災害全般 市町村長が指示することができ ないと認めるとき又は市長から要 請があったとき。	災害対策基本法 第61条
		災害全般 警察官は、災害による被害回避 のために必要な限度で避難を指示 できます（公安委員会に報告）。	警察官職務執行法 第4条第1項
海上保安官	指示	同上	災害対策基本法 第61条第1項
自衛官	指示	災害全般 災害派遣を命じられた部隊の自 衛官は、災害の状況により特に急 を要する場合で、警察官がその場 にいない場合に限り、避難の指示 を行うことができます。	自衛隊法第94条 第1項

(2) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市は、災害対策基本法第63条第1項に基づき、警戒区域を設定し、応急対策活動に従事する者以外に対して、当該区域への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じることができます。

ア 警戒区域の設定権者

設定権者	災害の種類	内容（要件）	根拠
市長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するためには特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条第1項
警察官又は、海上保安官	災害全般	上記の場合において、市長もしくはその委託を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条第2項

※ 警察官は消防法第28条第2項、第36条第7項、水防法第21条第2項の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があったときは、警戒区域を設定できますが、災害対策基本法第63条に基づく警戒区域が住民の保護を目的とするのに対し、消防法、水防法による警戒区域の設定は、現場における消防又は水防活動を保護するために、消防又は水防関係者以外の者を現場に近づけないことを目的としています。

また、災害対策基本法第63条に基づく警戒区域の設定は「必要があると認めるとき」ですが、消防法、水防法による警戒区域の設定は「火災現場において」、又は「水防上緊急の必要がある場所において」となっています。

(3) 避難指示等及び警戒区域の設定の基準

避難指示等及び警戒区域設定の主な基準は、次のとおりです。

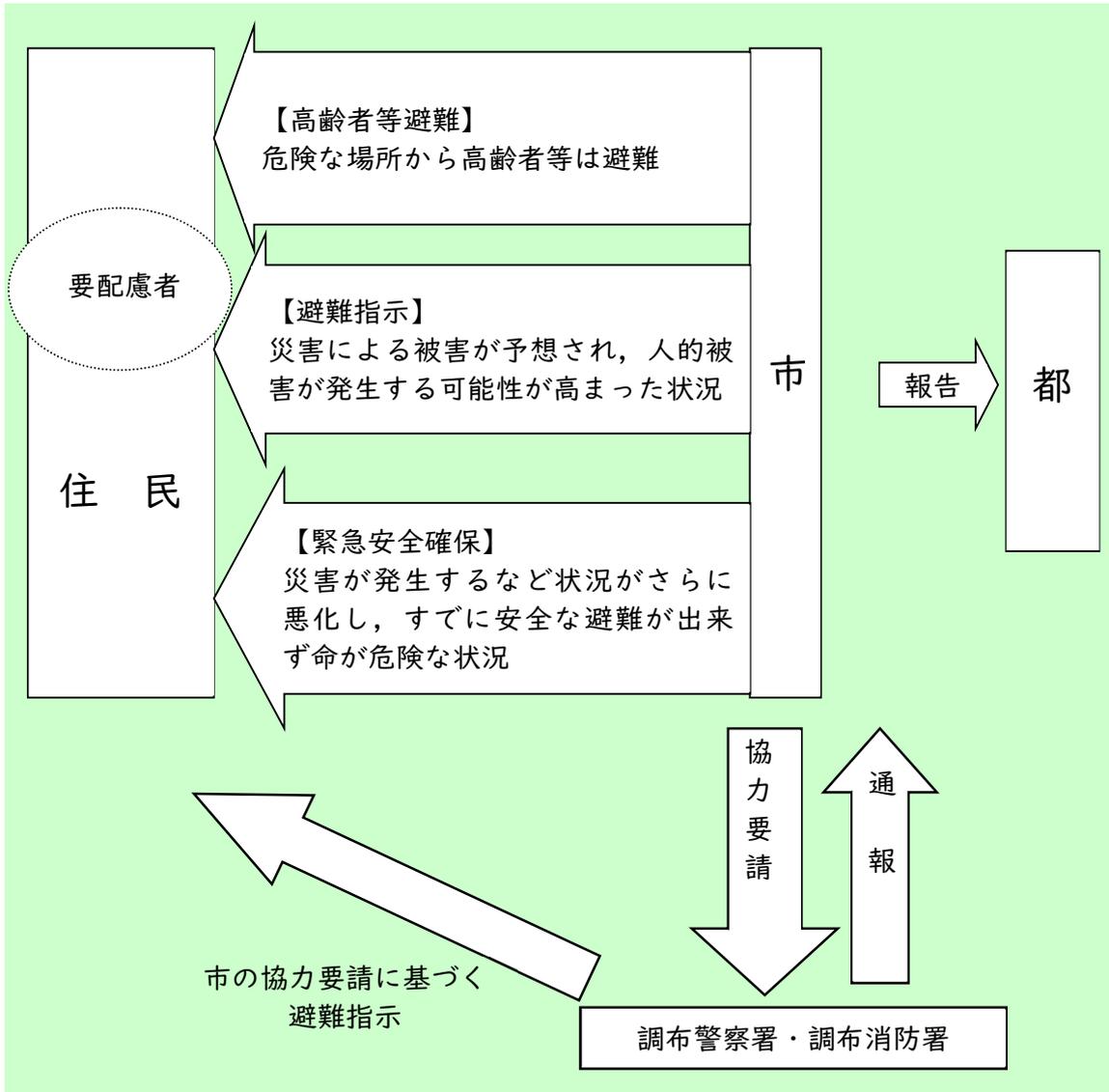
- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火災発生時等において、周辺に拡大するおそれがあるとき。</li> <li>○ 周囲の状況から判断して危険が予想されるとき。</li> </ul> |
|---|

ア 避難指示等の区分

避難情報等	発令時の状況	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害発生又は切迫 (必ず発令される 情報ではない)	【命の危険 直ちに安全確保！】 ・指定緊急避難場所等への立退き避難 することがかえって危険である場 合、緊急安全確保します。 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、 本行動を安全にとることができる とは限らず、また本行動をとったと しても身の安全を確保できるとは限り ません。
【警戒レベル4】 避難指示	災害のおそれ高い	【危険な場所から全員避難】 ・危険な場所から全員避難（立退き避 難又は屋内安全確保）します。
【警戒レベル3】 高齢者等避難	災害のおそれあり	【危険な場所から高齢等は避難】 ・高齢者等は危険な場所から避難（立 退き又は屋内安全確保）します。 ※避難を完了させるのに時間を要す る在宅又は施設利用者的高齢者及 び障害のある人等、及びその人の 避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出 勤等の外出を控えるなど普段の行動 を見合わせ始めたり、避難の準備を したり、自主的に避難するタイミン グです。例えば、地域の状況に応 じ、早めの避難が望ましい場所の居 住者等は、このタイミングで自主的 に避難することが望ましいです。

出典：内閣府 避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）

【避難指示等】



(4) 避難誘導

総合防災安全課・災害対策市民部・災害対策生活文化スポーツ部・災害対策子ども生活部・災害対策福祉健康部・災害対策教育部・教育委員会・調布警察署・調布消防署

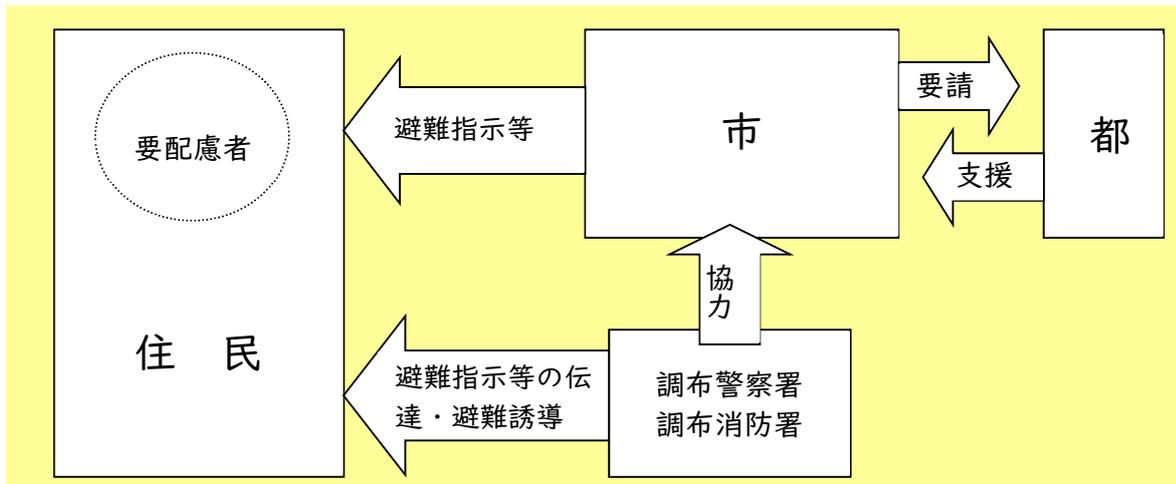
各機関の避難誘導は、次のとおりです。

【各機関の避難誘導】

機関名	内 容
市	<p>避難指示が出された場合，市長は調布警察署，調布消防署，市消防団，防災市民組織等の協力を得て，極力地域又は自治会単位に集団を編成し，あらかじめ指定してある避難場所等に誘導します。</p> <p>この場合，市長は避難場所等に職員を派遣するか，又は施設等の管理者と連絡を密にし，そごをきたさないようにします。</p> <p>学校，保育施設，児童施設の管理者は教師，保育士等を中心として，児童，生徒及び園児等の安全が確保できるよう避難誘導します。</p>

機関名	内 容
	<p>避難指示等を発令するいとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておきます。</p>
調布警察署	<p>地域又は自治会単位に編成した集団単位で、指定された避難場所に避難させます。この場合、病人、老人、身体障害者等の要配慮者は優先して避難させます。</p> <p>火災等の規模や態様等により、できる限り必要な職員を配置し、地域住民等のリーダーとの連絡により、必要な措置を講じます。</p> <p>避難場所においては、所要の警戒員を配置し、防災関係機関との緊密な連絡のうえ、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、避難場所の秩序維持に努めます。</p>
調布消防署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難指示等が発令された場合には、災害の規模、道路・橋梁の状況、火災拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、避難に関する必要な情報を市、関係機関に通報します。</li> <li>2 避難指示等が発令された場合には、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車により避難指示等の伝達を行います。</li> <li>3 避難指示等が発令された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努めます。</li> </ol>

【避難誘導】



(5) 避難方式

総合防災安全課・災害対策市民部・災害対策生活文化スポーツ部・災害対策子ども生活部・災害対策福祉健康部・災害対策教育部・教育委員会・都

【一時集合場所に集合した後、避難所へ避難（2段階避難）】

震災時における避難方式は、防災市民組織等を核に一定の地域、事業所単位に集団を形成し、指定避難所に避難します。しかし、避難に際して、独自の行動をとる住民や通常的生活圏外にある避難場所の存在などにより、混乱の生ずるおそれもあります。一時集合場所は、こうした混乱の発生を防止するために、避難所に至る前に身近な公園、農地等に避難者が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難態勢を整える場所であり、その効果は次のとおりです。

- ・情報伝達その他各種連絡が効率的に行えること。
- ・近隣相互の助け合いや不在者等の確認が可能であること。
- ・市の職員、警察官又は防災市民組織のリーダー等の指示で避難するため、整然とした行動が確保できること。

避難者は、ここで災害の拡大状況等の様子を見ながら、一時集合場所にも危険性が生じる場合には、防災市民組織のリーダー等の誘導により避難所へ避難します。

さらに災害の拡大により、避難所への避難に危険が及ぶおそれがある場合には、防災市民組織のリーダー等を中心に、市の職員及び警察官等と連携した誘導により広域避難場所へ避難します。

なお、避難指示等を発令するいとまがない場合や地域の実情や災害の状況により、避難所への直接避難も行うものとします。

## (6) 発災時等における避難行動要支援者名簿の活用

災害対策福祉健康部・調布警察署・調布消防署・市社会福祉協議会・調布市の民生委員・児童委員・調布市消防団・調布市内の防災市民組織（市と協定を締結した場合）・調布市内の自治会（市と協定を締結した場合）・地区協議会（市と協定を締結した場合）・自治会連合協議会（市と協定を締結した場合）・マンション管理組合（市と協定を締結した場合）・広報課・総合防災安全課

### ア 「避難行動要支援者支援班」の設置

市は、災害対策福祉健康部内に災害時における「避難行動要支援者支援班」を設置します。

「避難行動要支援者支援班」の業務は、避難準備情報等の情報伝達や安否確認・避難状況の把握、避難所との連携・情報共有等です。避難行動要支援者への支援については特に人的支援を要することから、防災市民組織や自治会、地区協議会、民生・児童委員等の関係機関や団体等と協力して進めます。さらに、福祉サービス事業所や障害者支援団体と連携し、情報収集等を行い迅速に安否確認等を進めます。また、震災後、自宅で生活している避難行動要支援者に対し、必要とする情報の収集・提供等を行います。

### イ 避難行動要支援者名簿の活用

市は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、避難行動要支援者の生命・身体を保護するために特に必要があると認めるときには、避難支援等関係者に加え、自衛隊等に対して、避難行動要支援者の同意を得ずに名簿情報の適切な範囲を提供します。

### ウ 避難のための情報伝達

市は、避難指示等や避難場所など安全確保のために必要な情報が、速やかにかつ確実に伝わるよう、避難行動要支援者の特性に応じた情報伝達手段に配慮します。

情報伝達手段としては、防災行政無線（同報系）、公式ホームページ、X（旧ツイッター）、調布市防災安全・安心メール、広報車、ケーブルテレビ、調布FM、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、デジタルサイネージ（電子掲示板）、紙、掲示板、看板等を活用します。

## (7) 要配慮者に関する安否確認、避難支援

災害対策福祉健康部・子ども生活部

災害時における要配慮者支援対策については、自治会、防災市民組織、民生委員・児童委員、地域支援者と連携して実施します。また、市は、災害対策本部の事務局に要配慮者対策班を設置し、災害状況に応じた要配慮者対策を講じます。

ア 避難支援等関係者は、避難行動要支援者の安否確認を行い、避難所への移動等に必要な支援を行います。その際、市は、災害対策基本法第49条の11及び第49条の15に基づき、災害から避難行動要支援者の生命又は身体を保護する

ために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者等に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報を提供します。

なお、市は、避難支援等関係者の安全確保及び提供情報の漏えい防止のため、避難支援等関係者に対して次の事項を求めます。

(ア) 災害の状況や地域の実情に応じ、身の安全を確保した可能な範囲での避難支援

(イ) 必要以上の情報の複製の禁止、適正な保管、使用後の返却等の情報の適正な管理

(ウ) 受領した情報の避難支援等以外の目的での使用の禁止

イ 市は、要配慮者に対し防災情報及び安全安心情報を確実に伝達するため、防災行政用無線、地域情報配信システム、X（旧ツイッター）、安全安心メール配信サービス、緊急速報メール、データ文字放送（地上デジタル放送による文字放送）、LINE、市ホームページ、調布FMラジオ、広報紙等の多様な媒体をとおして提供するとともに、拡声器や拡大コピー、FAX等要配慮者に配慮した手段を活用します。

ウ 車両避難

対象者は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者のうち、車両でしか避難できない者としします。

なお、車両での避難は避難する歩行者動線との交錯により危険であり、渋滞や道路閉塞により車両が動けなくなる場合や緊急車両の通行の妨げになることから、避難の原則は徒歩としています。

エ 介護タクシー、福祉タクシー

災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定に基づき、他に避難の手段がなく介護を必要とする要配慮者を介護タクシー等により避難所まで搬送します。

## 2 避難所の開設・運営

### (1) 避難所の対策内容

#### 【各機関の役割分担】

機関名	内 容
市	<p>避難住民の安全を保持するため、事態の推移に即応した適切な措置を講ずるものとし、その内容及び方法等について、あらかじめ定められた運用要領に基づくほか、女性や要配慮者に留意したうえで、次の対策をとるものとしします。</p> <p>なお、避難所の対策内容等は、おおむね次のとおりです。</p> <p>(1) 避難所の開設（不足時は一時収容可能施設を拡大）</p> <p>(2) 福祉避難所の開設</p> <p>(3) 避難所の運営及び人員確保</p> <p>(4) 水・食料・生活必需品等の供給</p> <p>(5) 避難住民に対する健康相談</p> <p>(6) 避難所の衛生保全及び避難者への指導（水・食料・環境衛生等）</p> <p>(7) 避難所におけるトイレ機能の確保</p> <p>(8) 公衆浴場の確保及び住民への情報提供</p> <p>(9) 避難所における防火安全性の確保</p>
都	<p>市から避難所の運用に必要な措置の要請があった場合は、直ちに都各部署又は関係機関等へ指令を発し、速やかに要請事項を実施します。</p>
獣医師会	<p>応援協定に基づく被害動物の救護活動等</p>

### (2) 避難所の開設

災害対策市民部・災害対策子ども生活部・災害対策福祉健康部・災害対策教育部・教育委員会・都

避難所の開設は、防災市民組織・配備職員・学校職員等が協力して行い、避難者の受入れにおいては、避難者名簿を作成します。

また、配備職員は、施設の被害状況・防災市民組織、配備職員及び学校職員等の参集状況・避難者の収容状況（空きスペース等状況）・その他、避難所の開設に関する状況について、災害対策本部又は総合防災安全課へ報告します。

市は、避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに都福祉局及び調布警察署、調布消防署等関係機関に連絡します。

避難所を開設した場合は、管理責任者を置きます。管理責任者は、避難者数・被害状況・要配慮者の状況・必要物資などを速やかに把握し、関係機関との連携に努めます。

避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内を目安とし、状況により期間を延長する必要がある場合には、都知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受けなければなりません。

避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受入れるため、一時収容可能施設を開設します。

なお、一時収容可能施設を開設した場合の都福祉局及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の場合と同様とします。

野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、都福祉局に調達を要請します。

#### 資料編 52：避難所運営本部体制（震災時）

### （3）福祉避難所の開設

#### 災害対策福祉健康部

災害発生時に避難所や自宅での生活が困難な高齢者、障害者、妊産婦などの要配慮者を受入れるため、耐震、耐火構造を備えた市内の地域福祉センター等を福祉避難所として開設します。

災害発生直後は、小・中学校等の避難所での受入れのほか、福祉避難所においてもできるかぎり同時期の開設に向けて、受入態勢の調整を行うこととします。

受入れの際には、専用の相談窓口の設置や専用スペースを設けるなど、要配慮者に配慮した支援を充実させます。

また、健康状態等から、よりふさわしい福祉避難所として、民間の特別養護老人ホーム、デイサービス施設、障害者施設等の福祉関係施設を利用できるよう調整を図ります。

福祉避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに都福祉局及び調布警察署、調布消防署等へ連絡します。

福祉避難所等において運営に支障を来している場合、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請します。派遣を受けた場合、福祉専門職員の福祉避難所等への派遣調整を行います。

ボランティアや職能団体等、専門性を有した外部支援者等の協力を得られるよう努めるとともに、必要に応じて、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとします。

### （4）避難所の管理運営

#### 災害対策市民部・災害対策子ども生活部・災害対策福祉健康部・災害対策教育部・教育委員会

##### ア 避難所運営本部職員の配置

運営本部長は、各避難所に所要の職員を配置し、責任者を指名するものとします。

##### イ 避難所配置職員の任務

避難所に配置された職員は、避難所運営本部の指示に基づき、施設の管理者、防災市民組織、自治会、ボランティア等の協力を得るとともに、女性の意見を取り入れるために、必ず女性の役員を加えて避難所の管理運営を行います。

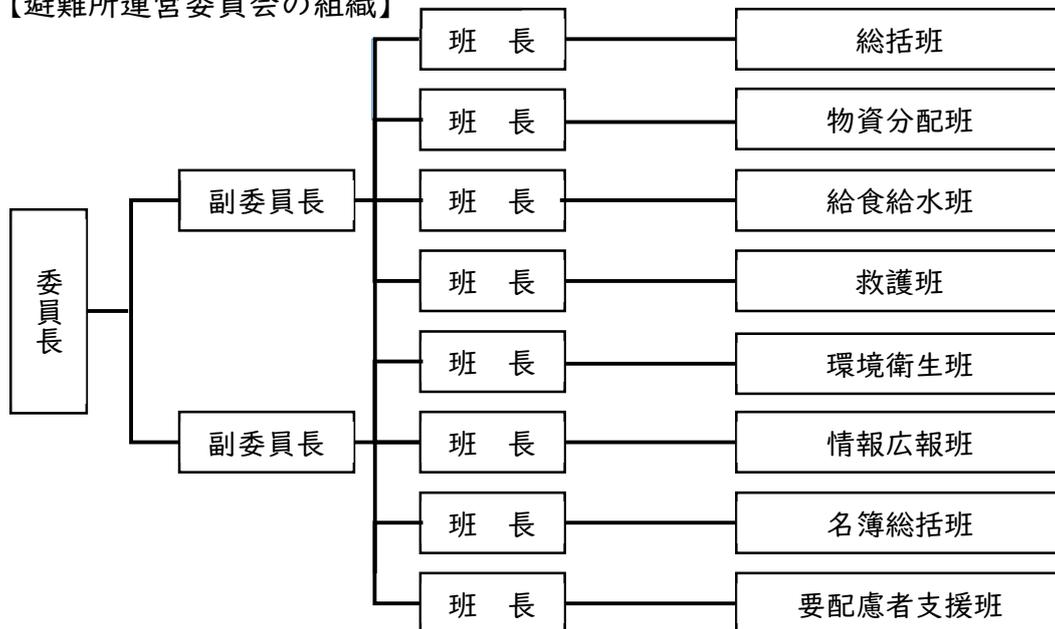
ウ 教職員の協力

避難所に指定された学校の教職員は、避難所の管理運営について、協力・援助を行います。

エ 避難所運営委員会

避難所においては、その運営を円滑に行うための避難所運営委員会を立ち上げます。なお、避難所運営委員会の立ち上げに際しては、地域全体で避難者を支えることができるよう、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する防災リーダーなどの地域の人材に対して協力を求めつつ、防災市民組織や避難者を中心に構成し、配備職員や学校職員等はその運営を補佐します。避難所運営委員会は、避難所及び避難所内における混乱の防止、秩序保持、避難者の収容及び救援対策が安全かつ適切に行われるよう努めます。

【避難所運営委員会の組織】



※この組織表は、体制の例を示すもので、避難所の状況や地域の特性、又は時期的状況の中で必要な班のみで構成することや新たな班を設置することもあります。

オ 避難所内の生活環境確保に係る対策

(ア) 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じます。

(イ) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努めます。

(ウ) 栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めます。

#### (5) 避難所の開設状況に係る報告内容

配備職員は、避難所の開設状況を、電話又は無線等を使用して災害対策本部に報告します。

- ア 避難所名及び発信職員氏名
- イ 開設日時
- ウ 収容人員及び世帯数
- エ 必要物資等
- オ 負傷者、傷病者、避難行動要支援者等の情報
- カ 周辺の被災状況
- キ その他避難所の開設等に必要な情報

#### (6) 状況報告

配備職員は自身が知り得る状況や、避難者から得た被災状況を端的にとりまとめ、早期対応が必要な重要情報については、逐次災害対策本部又は総合防災安全課へ報告し、それ以外の情報については、定時報告を行います。

##### ア 定時報告

配備職員は、定期的に避難所の状況を災害対策本部又は防災対策課へ報告します。

- (ア) 避難者数及び混雑状況
- (イ) 要配慮者数及び避難所での対応可否状況
- (ウ) 最優先必要物資等の状況
- (エ) 収容可能場所と避難者見積等の状況
- (オ) 避難所の対応状況
- (カ) 在宅避難者や避難所外避難者等の状況

##### イ 臨時報告

配備職員は、必要に応じ災害対策本部又は防災対策課に臨時報告を行います。

- (ア) 避難所施設に被害が生じた場合
- (イ) 避難所運営に困難が生じた場合
- (ウ) 周辺状況等により避難所に被害が発生するおそれがある場合
- (エ) その他定時報告以外の緊急を要する報告

#### (7) 避難所運営における要配慮者等に対する配慮

災害対策市民部・災害対策子ども生活部・災害対策福祉健康部・災害対策教育部・教育委員会

市は、避難所運営委員会を中心に要配慮者に対する支援措置を講じます。また、必要に応じて、手話通訳者や、災害ボランティア等を派遣します。

#### ア 要配慮者の把握

避難所を設置した場合、管理責任者は避難者名簿台帳の作成に当たり、負傷者、衰弱した高齢者、障害者等の把握に努めます。また、要配慮者と支援者をわかりやすくし適切な支援をするためにビブス（区別をつけるために衣服などの上に着るベスト状のもの）などを配備するように努めます。また、イメージカラーとして要配慮者は黄色、支援者はピンク色であらわすものとします。

#### イ スペース等の配慮

避難所において、要配慮者等については、行動しやすい位置や必要なスペースの確保、組立てトイレ（車イス対応洋式）・マンホールトイレの設置など、良好な生活環境の確保や精神的なケア等も含め、健康状態の把握に十分配慮します。

また、女性や子育て世帯のニーズを踏まえた避難所の運営など、女性の視点等に配慮するものとします。

#### ウ 情報伝達手段の確保

自らでは情報把握の困難な高齢者、障害者、妊産婦等への情報伝達が徹底されるよう努めます。

とりわけ、ひとり暮らし高齢者、視覚・聴覚障害者については、的確な情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮します。

#### エ 福祉避難所への移送

要配慮者が一般避難所に避難した際は、障害の状態や心身の健康状態を考慮し、一般の避難所での生活が困難と判断した場合で、専門施設への入所に至らないまでの要配慮者については、必要性の高い要配慮者から優先的に福祉避難所等へ移送します。

市は、福祉避難所に係る協定を締結している特別養護老人ホーム等の社会福祉施設に施設の被災状況や収容可能人数を確認の上、要配慮者の受入れを依頼します。また、福祉避難所が収容能力を超えた場合、又は対応が困難な要配慮者については、都に対し、必要な措置を要請します。

#### オ DWAT等による支援

市は、災害発生時に、要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における要配慮者の生活機能の低下の防止や安定的な日常生活への移行等の必要な支援を行うことができるよう、適宜、都に対してD W A T（Disaster Welfare Assistance Team：災害派遣福祉チーム）や災害支援ナースの派遣を要請するなどの措置を実施します。なお、D W A Tの活動については次のとおりです。

(ア) 要配慮者のスクリーニング及び福祉避難所等への移送検討

(イ) 要配慮者の心身の状態の把握や日常生活上での支援

(ウ) 一般避難所等内の環境整備

(I) 東京都DWA T本部等への連絡調整

カ D I C T等による支援

市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、都に対して災害時感染制御支援チーム（D I C T）等の派遣を迅速に要請します。

キ 妊産婦及び乳幼児への配慮

市は、避難生活を送る妊産婦に対し、安心した避難生活を送れるよう、授乳室の確保や乳幼児が安心して生活できる空間の確保を行うとともに、保健師による健康相談の実施等、妊産婦や乳幼児の健康に配慮した対応を実施します。

ク 外国人への配慮

市は、避難生活を送る外国人に対し、多言語表示シート等を活用した避難所運営を実施し、外国人に対する情報提供に努めるとともに、必要に応じ通訳ボランティアの協力を得る等、外国人へ配慮した対応を実施します。

(8) 食料・生活必需品等の供給・貸与

災害対策市民部・災害対策子ども生活部・災害対策福祉健康部・災害対策教育部・教育委員会・都

被災者に対する食料・生活必需品等の供給・貸与は、市が防災市民組織等と連携し、開設する避難所等において、災害救助法に定める基準に従って行います。

災害発生後の状況によっては公的支援が迅速に行き届かないことも想定されるため、避難者自身が3日分（可能であれば7日以上）の飲料水、食料及び生活必需物資等を持参することが望まれます。

避難所生活が長期化するなど、状況に応じて避難生活に必要な食料・救援物資等の配布を行います。その際、食物アレルギーのある避難者がいる可能性があるため、対応に配慮します。

被災者に対する炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによります。ただし、この基準により難しい事情がある場合（期間の延長、特別基準の設定）は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を得て定めます。

また、避難が長期に渡る場合は、食料等の供給に関し、栄養面についても配慮します。

(9) 飲料水の安全確保

災害対策市民部・災害対策子ども生活部・災害対策福祉健康部・災害対策教育部・教育委員会・都

市は、都が編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、飲料水の消毒や消毒効果の確認などの指導を行います。

また、都が編成する環境衛生指導班は、市民が飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか、確認を行います。それ以後は、市民が自主的に消毒を行えるように環境衛生指導班が市民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を市民

に指導します。

(10) 食品の安全確保

災害対策市民部・災害対策子ども生活部・災害対策福祉健康部・災害対策教育部・  
 教育委員会・都

市は、都と連携し、避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行います。

- ・避難所における食品取扱管理者の設置促進等，食品衛生管理体制の確立
- ・食品の衛生確保，日付管理等の徹底
- ・手洗いの励行
- ・調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
- ・残飯，廃棄物等の適正処理の徹底
- ・情報提供
- ・殺菌，消毒剤の適切な使用
- ・乳幼児，高齢者などの食事の特性に応じた衛生指導

(11) トイレ機能の確保

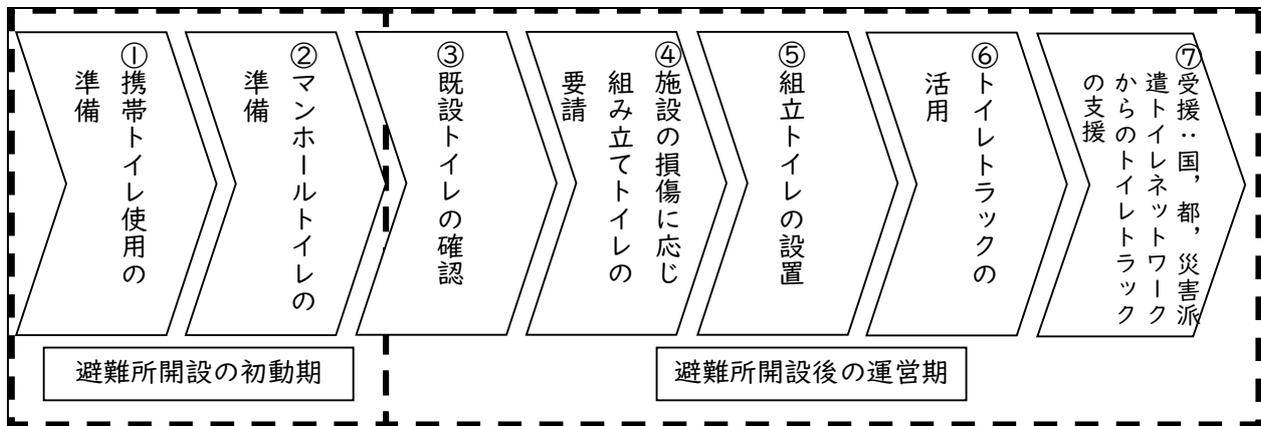
災害対策市民部・災害対策子ども生活部・災害対策福祉健康部・災害対策教育部・  
 教育委員会・都

市で備蓄しているトイレは以下の通りです。市で備蓄のトイレのほか，国，都，災害派遣トイレネットワークからの支援によりトイレトラックの活用を行います。

種類		概要・特徴，事後処理
携帯トイレ		<p>【概要・特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の便器を使用し，使用する度に便袋を処分する必要があります。</li> <li>・電気，水なしで使用可能です。</li> <li>・在宅避難者が自宅でも使用可能です。</li> </ul> <p>【事後処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済み便袋の保管場所の確保，回収，臭気対策について対策が必要になります。</li> </ul>
マンホールトイレ		<p>【概要・特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マンホールの上に，上屋を立て設置します。</li> <li>・一定時間が経過した場合，井戸等から水を調達し，流します。</li> <li>・屋外で使用するため，トイレ周辺や室内に照明を設置する必要があります。</li> </ul> <p>【事後処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・し尿を下水道管に流下させることができるため，衛生的に使用できます。</li> </ul>

種類		概要・特徴, 事後処理
仮設トイレ		<p>【概要・特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上屋の重量が比較的あります。</li> <li>・屋外で使用するため、トイレ周辺や室内に照明を設置する必要があります。</li> </ul> <p>【事後処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・便を流すための付属ホースが届く汚水枡近くに設置できた場合は、下水道管に流下可能です。</li> <li>・汚水タンクにも貯留できますが、貯留量が少なく、汲み取り方法や汲み取りルールが必要になります。</li> </ul>

### 震災時の避難所のトイレの使用の流れ



### ① 既設トイレの水洗を禁止し、携帯トイレ使用

発災直後

震災初期は、下水の状況が把握できないため、まずは流すことを禁止します  
 そのうえで既存トイレの個室と便座を活用し、携帯トイレを使用します

●携帯トイレの使い方 製品の使い方説明書をよく確認して使いましょう。

- 1 便器にポリ袋をかぶせた後にその上から携帯トイレ(便袋)を設置。  
排泄後、携帯トイレだけを交換すれば、底面に水がつかず、おうちの床が濡れない。
- 2 用を足し、汚物を固める。  
※トイレットペーパーもこの中へ  
 ▶ 吸収シートタイプ: 凝固シートで固める。  
 ▶ 粉末状・錠剤の凝固剤のタイプ: 用を足す前もしくは後に振りかける。
- 3 携帯トイレだけ取り出し空気を抜いて口を強くしばる。
- 4 密閉できる容器で収集まで保管する。  
 ▶ ふた付きゴミバケツや汚物処理専用の保管袋などを使う。  
 ▶ 使用済み便袋は、市町村のゴミ収集方法にしたがって処理する(可燃ゴミとして処理される自治体が多い)。



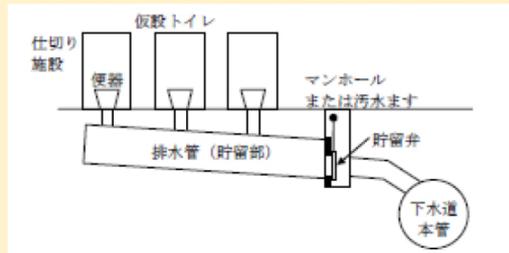
**このトイレは流せません。**  
 応急トイレセット(ビニール袋と凝固剤)を準備して便器にセットして、使用してください。  
 使用後のビニール袋は、口を結んでゴミ袋に入れてください。



② 長期運用に備え、マンホールトイレの設置

発災直後～3日

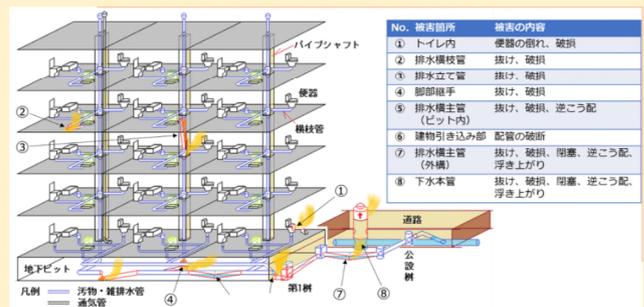
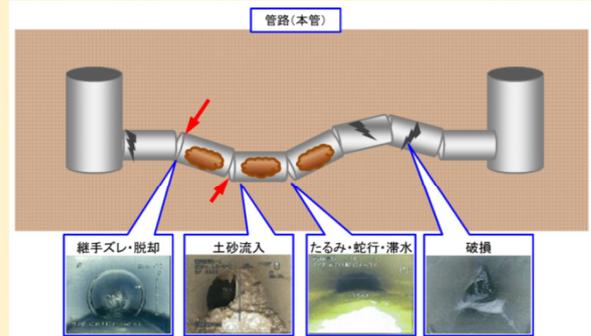
- ・マンホール周辺の地盤に異常がないか確認します。  
 (付近にあるマンホールが隆起していたり、下水道が明らかに損傷している場合は使用しません。)  
 ※マンホールトイレが設置されていない若葉小学校は、第四中学校に備蓄されている組立トイレを設置します
- ・防災備蓄倉庫にあるマンホールトイレの上屋を設置します。
- ・防災井戸等から水を用意し、流す。



③ 既設トイレの水洗利用が可能か確認

3日以降

- ・周辺の下水道配管破損状況の確認  
 ⇒市の下水道課により、道路の下水道管の破損状況、下水処理施設の状況に応じて、トイレを使用しないよう呼びかける場合があります。
- ・施設内配管の確認
- ・上下水道ともに正常に使用できる状況であれば、既設のトイレを通常の水洗に復旧します。



#### ④ 組立トイレの要請

3日以降

避難所運営を行うなかで、校舎や体育館の既設トイレが使用できず、トイレの数が足りない場合は、避難所運営本部に組立トイレの配送を要請します。

※組立トイレ（ベンクイック）は、一校を除きマンホールトイレの設置が終了したことや、防災備蓄倉庫の狭隘化が進んだことから、学校の備蓄倉庫ではなく、染地の防災備蓄倉庫に集中備蓄しています。



#### ⑤ 組立トイレの設置

3日以降

組立トイレの設置場所は、避難所運営マニュアルに記載された取扱説明書に従います。

次の条件を満たす場所に設置します。

- ① 便を流すための付属ホースが届く汚水枡が近くにある場所
- ② 汚物の回収や水の調達が容易な場所

※汚水枡が無くても使用できますが、汚水タンクはすぐに一杯になります。



備蓄分が不足した場合には、都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保します。

### (12) 避難所における衛生措置

避難所における衛生措置は、集団生活を送る上で重要な課題となります。各種トイレ等（携帯トイレ、マンホールトイレ、仮設トイレ等）の設置場所やその処理方法、ごみ集積場所の整備等の衛生管理、避難者の栄養指導や感染症予防等の健康管理等が必要です。

特に、断水等の場合は携帯トイレを設置し、優先的に使用します。以後、上下水道の状況により、マンホールトイレ、仮設トイレの使用に移行します。

避難者の生活環境に注意を払い、避難所生活を良好なものとするよう、避難所運営委員会を中心にその対応を定めます。

### (13) 感染症患者等への対応

感染症が避難所全体に拡大することを防止するため、感染症患者等の専用スペースを確保します。市は、感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策として必要な措置を講じます。

#### (14) 公衆浴場等の確保

災害対策市民部・災害対策子ども生活部・災害対策福祉健康部・災害対策教育部・  
教育委員会

市は、保健所と連携して公衆浴場や理容所・美容所の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握します。

避難住民に対してその情報を提供するとともに浴場等の確保に努め避難所の衛生管理を支援します。

#### (15) 安否情報の提供について

災害対策市民部・災害対策子ども生活部・災害対策福祉健康部・災害対策教育部・  
教育委員会

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとします。

#### (16) 学校教育の再開に向けた避難所運営

学校は、児童、生徒が教育を受ける場であるとともに、被災した子供たちの安心感の回復やこころのケアの支援等を行う場でもあります。よって、市は、避難所として学校施設を使用する場合、学校教育の早期再開を視野に入れた避難スペースの提供を行い、避難所との共存を含めた措置を講じます。

大規模災害等により多数の避難者を受け入れるため、多くの教室等を避難スペースとして使用する場合においても、段階を踏んで1日でも早く学校教育を再開できるよう、避難所生活を送る避難者の相互理解のもと、避難所運営委員会を中心に学校教育の早期再開に向けた避難所運営を実施します。

#### (17) 避難所におけるペット対応

市は、ペットの放浪・逸走、動物由来感染症の防止、被災者の心のケア、動物愛護の観点からペットの同行避難を推進します。

市は、指定緊急避難場所や避難所にペットと同行避難した被災者を適切に受け入れるとともに、避難所等におけるペットの受入状況を含む避難状況等の把握に努めます。

ペットの世話やペットフードの確保、飼養場所の管理等、同行避難されたペットの飼養管理は飼い主が行うことを原則とし、市は、獣医師会及び動物愛護推進員等と連携し、避難所での飼養に必要な支援を行います。

避難所運営委員会は、動物に対するアレルギーや衛生面の問題等を踏まえ、できる限りペットと避難者の「住み分け」を行うこととし、ペットと人との動線を分離することで接点をできる限り最小限とするとともに、避難所の近隣住民の生活環境にも配慮しペットの飼養場所を確保します。

ペットの飼養場所の確保方法の例
○ 倉庫の利用
○ 遊具を利用した係留
○ テントやプレハブの設置
○ ブルーシートを張ったサッカーゴールの利用
○ 屋根や壁のある渡り廊下

### 3 避難所外避難者への対応

災害対策市民部・災害対策子ども生活部・災害対策福祉健康部・災害対策教育部・教育委員会

在宅避難者や車中泊等の避難所外避難者（以下「避難所外避難者等」という。）は、近隣の避難所で避難者登録を受付けます。

市は、避難所で避難者登録を行い、避難所外避難者等の避難場所、人数、支援の要否やその内容等の把握に努めます。

#### (1) 在宅避難者

在宅避難者は、避難者登録を行った近隣の避難所で必要な支援（物資の提供等）を受けることとなります。市は、避難所で前述の支援を実施します。

他方、マンションや集合住宅にお住まいの方で一定規模の避難者の方が留まられている地域や地区の場合は、近隣の避難所ではなく、マンションや集合住宅を拠点として物資の配布等の必要な支援を実施します。

#### (2) 車中泊

都の基本的な考え方にに基づき、以下のとおり対応します。

ア 車中泊は非推奨となっていることについて、発災後も呼びかけ等を行い、混乱を防止します。

イ 在宅避難ができない被災者に対しては、避難所に避難するよう呼びかけます。

ただし、地域性や避難所運営組織等の状況を踏まえ、市は、避難者登録を行った車中泊者に対して情報提供等の必要な支援を実施します。

#### (3) 健康対策

避難所外避難者等は、自動車やテント等での寝泊まりによって長時間同じ姿勢をとることが多く、また、トイレ事情の悪さから水分摂取を控える避難者が多いことも影響して、エコノミー症候群を引き起こしやすくなります。市は、保健師等による巡回指導により、適度な水分摂取やこまめなマッサージ等、その予防方法を避難者に呼びかけます。

#### (4) 要配慮者に対する支援

避難所外避難者のうち、障害者や高齢者等に対しては、以下のような支援を行います。

ア 自治会、防災市民組織、民生委員・児童委員、地域支援者と連携し、各種の

福祉相談に応じ情報提供を行います。

イ 被災した要配慮者の在宅生活を支援するため、民間の介護サービス事業所と連携し、福祉サービスを遅滞なく再開するよう働きかけます。

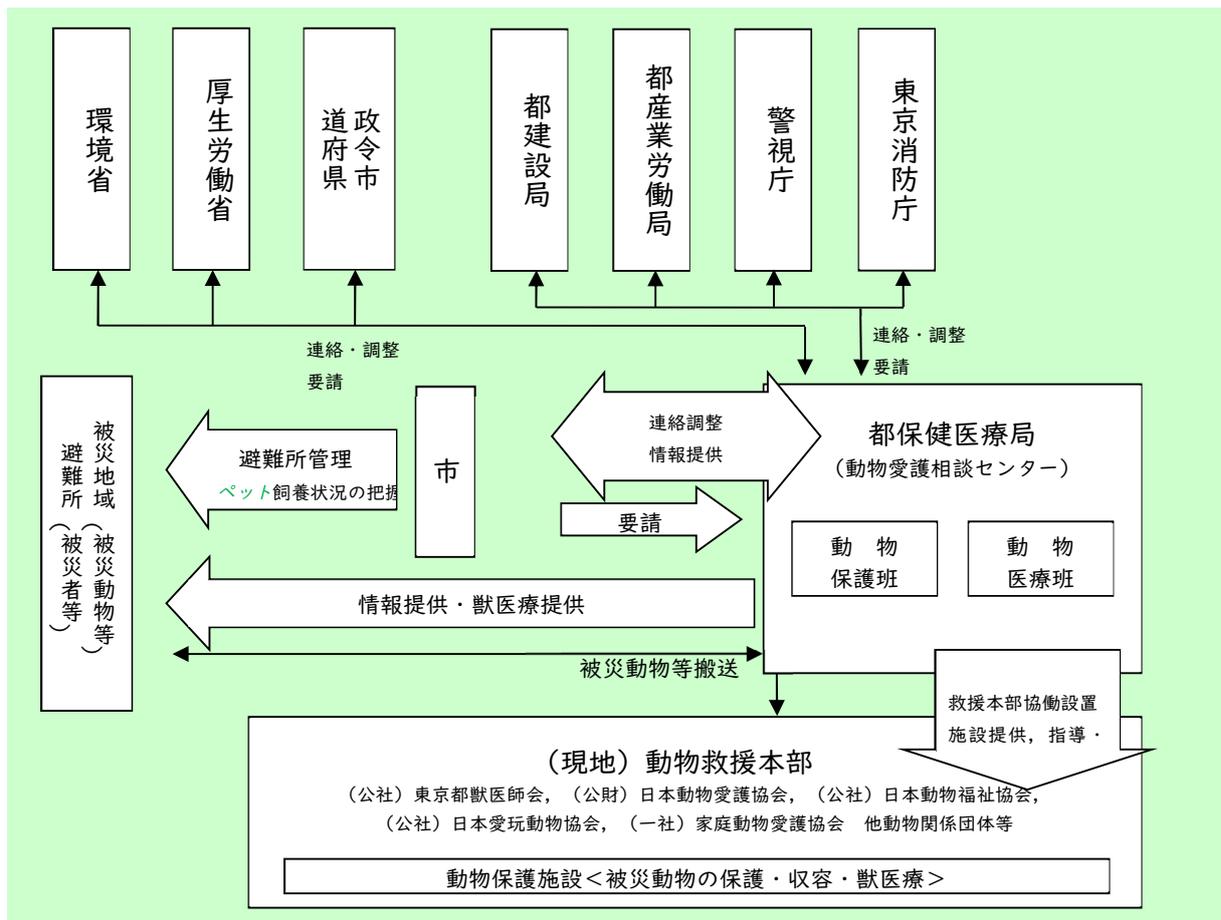
ウ 市は、在宅福祉サービスの実施が困難な場合には、都に対し、必要な措置を要請します。

エ 市は、在宅の要配慮者に対する救援物資の配布については、自治会、防災市民組織、民生委員・児童委員、地域支援者の協力により実施します。

#### (5) 市外避難者への対応

市は、支援内容等を周知するため、市外避難者に対し、避難先及び安否について市に連絡するよう、ホームページや報道機関等を通じて呼びかけます。また、地域住民や防災市民組織の協力を得て市外避難者に関する情報を収集し、市外避難者の把握を行います。

## 4 動物救護



#### (1) 被災地域における動物の保護

##### 都保健医療局

被災したペットの保護収容，危険動物の逸走対策，飼い主等からのペットの一時預かり要望への対応，動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について，都や都獣医師会等関係団体等と連携し必要な措置を講じます。

- 都や都獣医師会等関係団体が協働して設置する「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護等を行います。
- 都は、「動物保護班」及び「動物医療班」を編成し、被災住民等への動物救護に関する情報の提供、被災動物の保護、搬送及び応援要請に基づく避難所での獣医療に携わります。
- 都は、「動物救援本部」が実施する動物救護活動の一時的な拠点として、動物愛護相談センター等の動物保護施設を提供します。

## (2) 動物保護班・動物医療班の編成

### 都保健医療局

- 発災直後には、動物愛護相談センターに「動物保護班」及び「動物医療班」それぞれ2班を配置し、発災後72時間を目途に班の充実を図ります。
- 「動物保護班」は、市区町村、都獣医師会、動物愛護ボランティア等の協力の下、飼い主不明の被災動物を保護し、動物保護施設に搬送します。
- 「動物医療班」は、「動物救援本部」からの応援要請があった場合に、動物保護施設内での動物医療に携わるとともに、市区町村等からの要請に応じて避難所等における獣医療提供等の支援を行います。

## (3) 避難所におけるペットの適正な飼養

### 市（教育部・教育委員会・市民部・子ども生活部・福祉健康部）

- 開設した避難所に、ペットの飼養場所を避難所施設に応じて確保します。避難所内に同行避難ペットの飼養場所を確保することが困難な場合は、近接した避難所等に飼養場所を確保します。

### 都保健医療局

- 市区町村と協力して、飼い主とともに同行避難したペットについて、以下の取組を行い、適正飼養を指導します。
  - ・各地域の被害状況、避難所でのペット飼養状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等
  - ・避難所から保護施設へのペットの受入れ及び譲渡等の調整
  - ・他縣市への連絡調整及び要請

## 5 避難所運営に対する災害対策本部の措置

市は、災害対策本部の事務局に避難所対策班を設置し、災害状況に応じた避難所対策を講じます。

### (1) 避難所の状況把握

市は、避難所の開設状況や避難者数、最優先必要物資数等の積極的な状況把握に努め、必要な措置を講じます。

(2) 周辺の状況把握

市は、配備職員からの状況報告を基に、避難所周辺の被災状況や在宅避難者、避難所外避難者等を把握します。

(3) 大規模な延焼火災が発生した場合等の措置

避難所周辺で大規模な延焼火災が発生した場合等、避難所に滞在し続けることにより身に危険がおよぶことが想定される場合は、避難所を閉鎖し他の避難所又は広域避難場所等へ避難者の移動を行う必要があります。

市は、正確な情報分析を行い、必要に応じて避難所からの移動措置を講じます。

措置事項
<p>○ 事前情報の提供 市は、避難所周辺で延焼火災が発生した場合等は、その状況分析に努め、避難所へ情報提供を行うとともに、移動の可能性について説明します。</p>
<p>○ 避難所の移動措置の検討 市は、新たな避難先を検証するとともに、安全な避難を確保できる道路の選定等を行います。</p>
<p>○ 避難所の移動・閉鎖 配備職員は、防災市民組織や避難者等の協力により誘導員を配置し、避難所の移動を行います。また、避難所を移動し閉鎖する場合には、その情報を張り出すとともに、防災市民組織と連携し、周辺への情報提供に努めます。市は、延焼火災の状況や避難所の閉鎖について、防災行政用無線等により市民に対し、必要情報の提供を実施します。</p>

(4) 避難所の閉鎖・統合及び教育の再開

ア 避難所の閉鎖・統合

災害の状況が明らかになる時期（おおむね3日以内）、ライフライン復旧時期、応急仮設住宅整備時期等の段階において、本部長は、各避難所の避難状況等を考慮し、避難所運営委員会との協議を行った上で、避難所の閉鎖・統合を決定します。

なお、統合の際には、普通教室に避難する避難者の体育館への移動など、学校の教育再開に配慮します。また、発災後一定時間を経過しても住民の避難がない場合、災害状況を踏まえ、地区防災拠点の情報受伝達拠点としての役割も考慮して、避難所の閉鎖について総合的に判断、決定します。

イ 教育の再開

(ア) 学校施設の再建、授業の再開

市は、授業の早期再開を図るため校舎等の補修箇所等を確認し、修繕や建て替え等の復旧方策を検討するとともに、学校周辺の被災状況等を把握し、再建復興計画を作成します。また、仮設校舎の設置や公共施設の利用等によ

り授業実施の場を確保します。私立学校についても、施設の再建や運営費等の支援を行います。

(1) 児童・生徒等への支援

市は、児童・生徒等の心的影響、経済的影響、学用品の不足等に対して支援を行います。また、転入・転出手続きについても弾力的に取り扱います。

(5) その他避難所の運営に関する措置

市は、避難所の応急対策に関する事項及び当面の対策等について措置案を検討します。

## 6 避難所以外の公共施設の措置

避難所（公立小・中学校）以外の公共施設（青少年会館・図書館等）では、施設や来館者等の安全確保、負傷者への適切な処置、安全な場所又は避難所への誘導を行います。

また、災害対策本部の指示に基づき、市内の被害情報や警報等の情報の伝達及び避難所の案内（開設場所、経路等）を行うとともに、施設及び施設周辺の被害状況をとりとまとめ、災害対策本部へ報告します。

なお、災害等の状況により、一時的な避難の受入れを図る時は、近隣の避難所と連携し、地域や施設の特性に応じた避難対策を講じる等、必要な措置を行います。

## 7 ボランティアの受入れ

### 災害対策福祉健康部・調布市社会福祉協議会

「避難所管理運営の指針」に基づいたマニュアル等の業務手順により、ボランティアを受入れます。災害ボランティアセンターを通じて、避難所で活動するボランティアを派遣します。

なお、ボランティアの受入れ・派遣については東京都と協働のうえ、福祉関係団体等の協力を得て実施します。

※ボランティアの流れについては、「第2部第2章第5節 具体的な取組【応急対策】」を参照。

## 8 広域（他縣市町村）避難

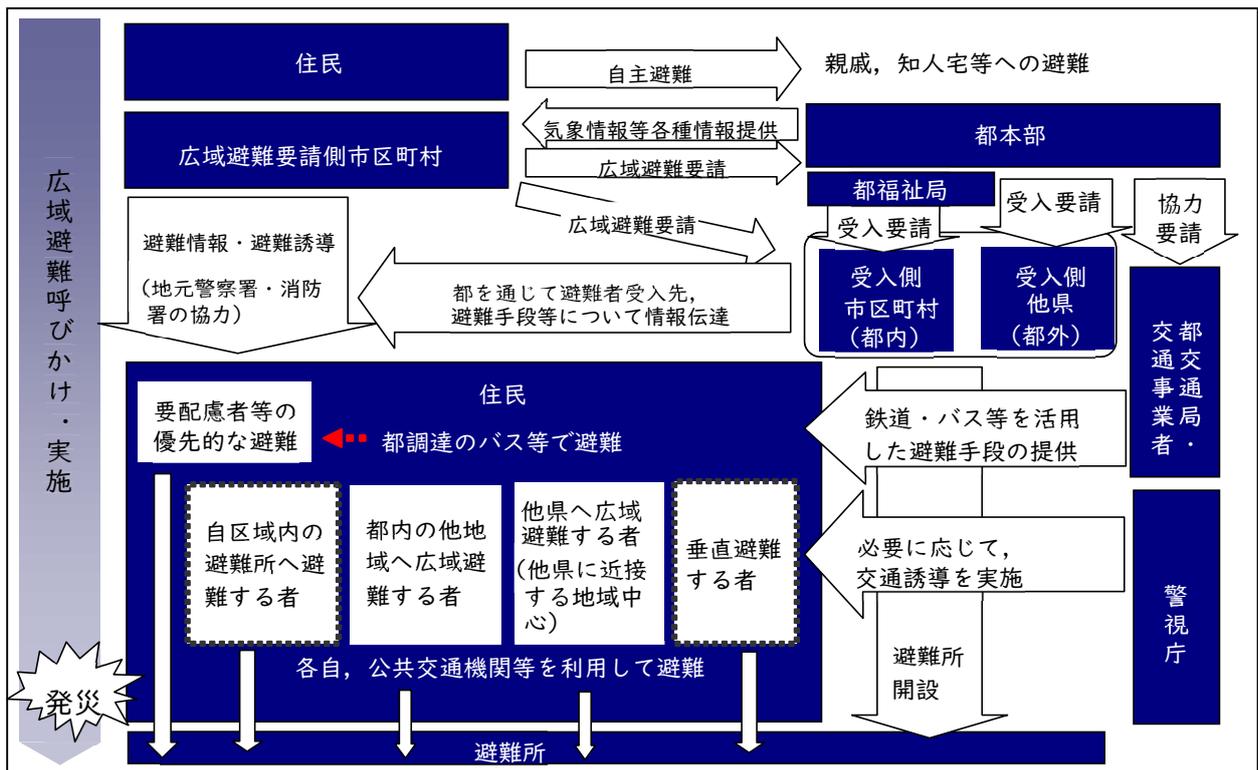
総合防災安全課・災害対策市民部・災害対策子ども生活部・災害対策福祉健康部・  
 災害対策教育部・教育委員会・都

市長は、市域に係る災害が発生するおそれがある場合、また市域内で避難場所が不足し災害から住民の生命又は身体を保護するため、住民を他縣市町村へ一定期間滞在させる必要があると認めるときは、災害対策基本法第61条の4第1項に基づき、当該住民の受入れについて他市町村の市町村長と協議します。

また、市長は、市域で発生した災害から住民の生命もしくは身体を保護し、又は住居の場所を確保することが困難な場合において、住民を都内他市町村へ一時的に滞在させる必要があると認めるときは、災害対策基本法第86条の8第1項に基づき、当該住民の受入れについて他市町村の市町村長と協議します。

市長は、住民の受入れについて他市町村に協議しようとするときは、災害対策基本法第61条の4第2項又は第86条の8第2項に基づき、その旨を都知事に報告します。ただし、事前の報告が困難な場合は、協議開始の後、遅滞なく、報告することとします。

### 【避難誘導・イメージフロー】



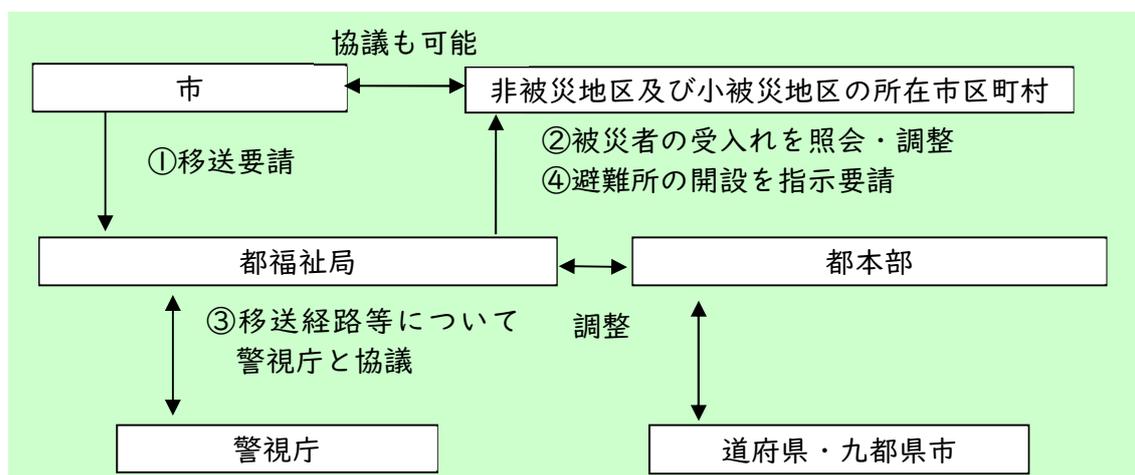
(1) 避難誘導

機関名	内 容
市	<p>○ 市長は、大規模災害が発生するおそれがあり、市内で住民を避難させることが困難なときは都本部に対して、他の市区町村の区域への避難の要請（広域避難要請）を行います。</p> <p>なお、市長が直接、広域避難について相互応援協定等の締結先市区町村や他の市区町村に要請等をした場合、その旨を都本部へ報告します。</p> <p>○ 避難者の受入先及び避難手段が確定した後、市長は必要に応じて、調布警察署に避難誘導の協力要請を行った後、住民へ避難に関する情報の発信を行います。</p> <p>○ 市長は、災害発生までのリードタイムを考慮して、高齢者等避難の発表若しくは避難指示の発令を行います。</p> <p>○ 避難の実施方法としては以下のとおりです。</p> <p>なお、国の首都圏大規模水害対策協議会の検討状況等も踏まえ、具体的な実施手順等については今後検討していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者や低地等に居住する住民については優先的に避難させること。</li> <li>・水害時に使用可能な自区域内の避難所へ避難させること。</li> <li>・水害時に使用可能な都内の他市区町村の避難所へ避難させること。</li> <li>・他県に近接する地域等では、受入れの調整がついた他県の避難所へ避難させること。</li> <li>・必要に応じ、近隣の高い建物等への移動、建物内の安全な場所での待避など、災害対策基本法第60条第3項に基づく「屋内での待避等の安全確保措置」の指示を行うこと。</li> </ul> <p>○ 交通機関が運行可能な状況では、住民へ避難先を案内の上、原則として鉄道等公共交通機関により各自で避難するよう求めます。要配慮者等、自力で区域外への避難が困難な住民については、地域ごとに設けた拠点へ一時的に集合し、そこから都が調達したバス等で避難先へ向かいます。</p>
調布警察署	<p>○ 市が主体となって行う避難誘導について、市からの協力要請に基づき、住民の避難誘導の支援を行います。交通渋滞が発生するおそれがあるなどの場合は、必要に応じて交通誘導・整理等を実施します。</p>
調布消防署	<p>○ 高齢者等避難、避難指示が発令された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況及び消防部隊の運用等を勘案し、避難に関する必要な情報を市区町村、関係機関に通報します。</p> <p>○ 高齢者等避難、避難指示が発令された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等の活用により避難指示を伝</p>

機関名	内容
	達し，関係機関と協力して住民等が安全で速やかな避難ができるよう，必要な措置をとります。
調布市消防団	○ 避難指示が発令された場合は，避難指示等の広報活動を行います。
都本部	○ 大規模な災害の発生が予想される市区町村から広域避難の要請があり，都県境を越える広域避難の必要があると考えられる場合は，都本部から近隣県に対して，避難者の受入れを照会・調整します。 ○ 市区町村へ気象情報等の情報提供を行うとともに，避難指示等に関し，市区町村の求めに応じて，技術的に可能な範囲で助言を実施します。 ○ 都交通局及び交通事業者に対して，避難手段の提供に関する協力要請を行います。
都福祉局	○ 市区町村から都本部を通じて広域避難の要請があった場合は，都内のその他市区町村に対して，避難者の受入れに係る照会・調整を行い，警視庁等関係機関と調整の上，避難者の受入先を決定します。 ○ 受入先の決定後，受入先の市区町村長に対して避難者の受入体制の整備を依頼します。 ○ 避難者の避難方法については，当該市区町村と協議の上，被災の予想される時間又は地域を考慮して決定します。 なお，都交通局及び交通事業者への避難先及び期日の連絡については，都本部を通じて行います。 ○ 避難者の受入先及び避難方法について，要請元の市区町村へ伝達するとともに，都本部へ報告を行います。
都交通局・交通事業者	○ 都本部から協力要請を受けた都交通局及び交通事業者は，避難手段の提供について協力します。

(2) 被災者の他地区への移送

【移送先の決定】



機関名	内 容
市（総務部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市長は、避難所に被災者を受け入れることが困難なとき又は避難所の収容能力を超えることが確実と予想されるときは、被災者の他地区(近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県)への移送について、都福祉局及び移送先自治体等に要請します。</li> <li>○ 被災者の他地区への移送を要請した市長は、所属職員の中から移送先における連絡要員を定め、移送先の市区町村に派遣します。</li> <li>○ 都から被災者の受入れを指示された市区町村長は、受入体制を整備します。</li> <li>○ 移送された被災者の避難所の運営は原則として受入側の市区町村が行い、移送元である市は、移送先市区町村に対し運営への協力を要請します。</li> </ul>
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都県境を越える避難について、避難先の道府県と協議を行います。</li> <li>○ 被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、旅客運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、被災者の移送を要請することができます。</li> <li>○ 市区町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合で、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、知事は、全部又は一部を当該市区町村長に代わり実施します。</li> </ul>
都福祉局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災地の市区町村から被災者の移送の要請があった場合、警視庁等関係機関と調整の上、被災者の移送先を決定します。</li> <li>○ 移送先決定後、移送先の市区町村長に対し被災者の受入体制を整備させます。</li> <li>○ 被災者の移送方法については、当該市区町村と協議の上、被災地の状況を勘案して決定し、都財務局調達のバス等を中心に、市区町村、都交通局、警視庁、東京消防庁の協力を得て実施します。</li> <li>○ 要配慮者の移送手段については、当該市区町村による調達が困難な場合に、都福祉局が都財務局及び関係機関の協力を得て調達します。</li> </ul>

## 9 男女共同参画／LGBTQに配慮した生活環境の確保

避難所運営委員会においては、委員に女性を配置するよう心がけ、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」（平成25年6月、内閣府男女共同参画局）や

「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」（令和2年5月、内閣府男女共同参画局）を踏まえ、男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点に配慮するほか、LGBTQの方々への配慮についても着意し、避難所における生活環境が常に良好なものとなるよう避難所を運営します。

避難所における女性、LGBTQの方々の生活環境を良好に保つための具体的な取組例については次のとおりです。

取組事例
○ 運営上の工夫（男女両方の運営組織への参画，委員は女性に配慮し女性の意見を代弁する等による女性の意見の避難所運営への反映，性別や年齢等による役割の固定化の防止，多様な主体の意見を踏まえたルールづくり）
○ 救援物資の工夫（女性用の物資のニーズの把握，女性による配布）
○ トイレの確保・設置場所の工夫（男女別及び性別にかかわらず誰でも使えるトイレの設置，ユニバーサルデザイン（多目的トイレ）のトイレの設置，女性トイレの多めの設置，場所や経路の防犯上の安全性）
○ プライバシーの確保（間仕切りの設置，男女別や一人用の更衣室の設置，洗濯物の干し場所の確保，避難者の個人情報管理の徹底）
○ 妊産婦・母子・乳幼児への配慮（授乳・休息スペースの確保，衛生的な環境の確保，保健指導，緊急時の対応）
○ 防犯対策（トイレ・更衣室等への照明の設置，就寝場所や女性専用スペースのパトロールの実施）

第2部 施策ごとの具体的計画  
第9章 避難者対策  
第5節 具体的な取組【応急対策】

## 第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

### 本章における対策の基本的考え方

#### ○ 物流・備蓄・輸送対策における基本的考え方

災害により市場流通機能が被害を受けた場合でも、被災者の生命を守るため、食料・水・毛布等の生活必需品の確保とともに、その物資を迅速かつ的確に避難者へ供給することが必要です。

そのために、物資の備蓄及び調達、備蓄スペース・広域輸送基地の整備、車両等輸送手段の確保及び円滑な搬送の実施について、都をはじめ関係機関との役割分担体制のもとで万全を期すものとします。

本章では、食料・水・生活必需品の備蓄と供給、それらの輸送体制についての取組について示します。

#### ○ 現在の対策の状況

市では、災害時に避難所となる学校の備蓄コンテナや市内の防災備蓄倉庫に、アルファ米やライスクッキーといった食料（原則としてアレルギー物質28品目を使用していないものを選定）を3日分備蓄しています。

水は、飲料用として市と東京都水道局との連携による応急給水体制が確保されているほか、ペットボトル水の備蓄や震災用流水式タンクの整備等を行っています。

また、東京慈恵会医科大学附属第三病院が飲料用として使っている井戸の使用に関する協定を結んでいます。

なお、平成26年3月に防災センター（文化会館たづくり）に地下水ろ過システムを設置し、給水体制の強化を図りました。

生活水の確保としては、避難所となる小・中学校28箇所及び大町スポーツ施設に浅井戸が設置されています。生活必需品は、毛布やトイレトペーパー等の一般的な物資のほか、要配慮者向けの備蓄品の整備にも努めています。

市の輸送拠点として大町スポーツ施設を想定しているほか、輸送車両等の確保については、関係事業者と協定を締結し、確保を図っています。

#### ○ 首都直下地震等による東京の被害想定を踏まえた課題

首都直下地震等による東京の被害想定に基づいた備蓄物資の確保が必要であるとともに、高齢者や食事制限者、女性、子どもなど、多様なニーズへの対応が求められます。また、より充実した生活必需品等の確保のため、事業者との協定等による調達体制を構築していく必要があります。

飲料水は、都や関係機関と連携し、水道施設の一刻も早い復旧と応急給水体制の確保が必要です。

また、備蓄物資の保管スペースが不足しており、備蓄コンテナ及び倉庫の増設等を検討するほか、災害時に物資輸送を的確に行える体制の強化、輸送拠点での運営体制を確立していく必要があります。

#### ○ 主な対策の方向性と到達目標

- ・ 食料・水・生活必需品等の確保

→＜到達目標＞ 新被害想定に基づいた備蓄物資の確保、飲料水は概ね半径

2キロの範囲で給水可能な体制を構築，要配慮者等個別ニーズへの対応など

- ・ 備蓄スペースの確保及び物資拠点の整備  
→<到達目標> 備蓄コンテナの増設，新たな倉庫等備蓄スペース確保，大型拠点倉庫（地域内輸送拠点）の整備
- ・ 輸送体制の整備  
→<到達目標> 物流事業者等と連携した円滑な物資輸送体制の構築

## 第1節 現在の到達状況

### 1 食料・水・生活必需品等の確保状況

#### 総務部総合防災安全課・環境部

食料備蓄は、避難所となる29箇所（市立全小・中学校及び大町防災施設）の備蓄コンテナに、主食となるアルファ米を9,900食ずつ備蓄しています。避難所以外の防災備蓄倉庫を含めると、アルファ米約34万食分を備蓄しています。また、補助食としてクラッカーや要配慮者に配慮したお粥、粉ミルクも備蓄しています。

飲料水は、市と東京都水道局との連携により、市内2箇所の給水所及び2箇所の配水所における応急給水体制の確保が図られており、4箇所で約1万8千 $m^3$ の応急給水のための水量が確保されています。また、備蓄コンテナや防災備蓄倉庫にてペットボトル水を約4万8千L分備蓄しています。その他、市では、市内6箇所に設置した震災用流水式タンク等により給水活動の体制整備に努めています。

生活用水は、避難所29箇所に浅井戸の設置が完了しています。

生活必需品は、従来の一般的な備品だけでなく、要配慮者のための必需品の整備にも努めています。

応急対策資器材は、発電機、投光機、防水シート、仮設トイレ等を配備しているほか、災害発生後の各地区における救出・救護のための救出救護資器材（リヤカー、担架、救急医療品、スコップ、ツルハシ、ジャッキ等）も配備しています。

- 食糧の確保
  - ・アルファ米等は避難者数のおおむね3日分を確保。調布市米穀商組合、マインズ農業協同組合、東京多摩青果株式会社と食料品等の提供について災害協定を締結
- 飲料水
  - ・ペットボトル水備蓄、市立全小・中学校の受水槽に緊急遮断弁設置、深井戸による飲料水提供に係る協定（東京慈恵会医科大学附属第三病院）
- 生活用水
  - ・避難所となる29箇所に浅井戸設置
- 生活必需品
  - ・避難所設置の備蓄コンテナのほか、市内各地の防災備蓄倉庫に保管

### 2 備蓄スペースの確保及び物資拠点の整備状況

市は、避難者用備蓄物資等の災害対策資器材を保管するため、小・中学校等29箇所に備蓄コンテナを配置し、12箇所に防災備蓄倉庫を設置しています。

また、支援物資等の受入れを行うため、都は、物資の積替・配送等を行う広域輸送基地を整備し、市は、地域における物資の受入れ、配分等の拠点として地域内輸送拠点の整備を進めています。

その他、地震や風水害時の速やかな災害防止、復旧作業の円滑化を目的に、土のう等の資器材を備蓄する資材倉庫を市内4箇所に設置しています。

- 備蓄コンテナ29箇所、防災備蓄倉庫12箇所、資材倉庫4箇所
- 地域内物資拠点

- ・大町防災倉庫
- ・小島町防災倉庫
- ・染地防災倉庫
- ・深大寺北町防災倉庫

### 3 輸送体制の整備状況

市は、輸送体制の整備のため、東京都トラック協会多摩支部と災害協定を締結しています。

石油燃料の安定供給については、都が石油燃料の安定供給のため、石油連盟、東京都石油商業組合及び石油製品販売事業者との間で石油燃料の安定供給に関する協定を締結しています。

また、市は、平成29年に、市内に店舗を構える5つのガソリンスタンドとの間で、災害時における石油燃料の供給に関する協定を締結しています。

○ 輸送体制確保

- ・東京都トラック協会多摩支部と災害協定締結
- ・ガソリンスタンド5箇所と災害時における石油燃料の供給に関する協定を締結

## 第2節 課題

### 【調布市関連の被害想定】

(出典：首都直下地震等による東京の被害想定報告書(令和4年5月公表)の被害想定データを基に調布市作成)

被害項目		想定される被害(調布市関連)			
避難者数	(調布市)	全体避難者数	避難所避難者数	避難所外避難者数	ケース
(4日～1週間後)	都心南部直下地震	28,555人	19,037人	9,518人	冬18時風速8m/s
	多摩東部直下地震	34,277人	22,851人	11,426人	冬18時風速8m/s
上水道断水率		(多摩東部直下地震で最大) 20.5%			
帰宅困難者数		22,648人			

※ いずれも、被害が最大のケースを表示しています。

### 1 食料・水・生活必需品等の確保に向けた課題

首都直下地震等による東京の被害想定に基づいた備蓄物資の確保が必要です。また、体の不自由な要配慮者や食事制限者、子ども、男女の違いなど、住民の多種多様なニーズに配慮した食料・生活必需品を確保することも必要となります。

飲料水については、地震により水道施設が被害を受けた場合、一刻も早く通常の給水を再開するため、被害箇所の復旧とともに、復旧までの間の応急給水により必要な飲料水等を確保する必要があります。

また、災害時に防災拠点を担う文化会館たづくりでの飲料水等の確保や市民への給水拠点も必要です。

生活必需品等の調達体制を充実させるため、事業者との災害時協定の締結を進める必要があります。

## 2 備蓄スペースの確保及び輸送拠点の整備

市の備蓄スペースが不足しており、備蓄コンテナ・倉庫の増設等、備蓄物資の保管場所の確保が必要であります。

また、災害発生時に迅速かつ的確に被災者へ物資を届けるためには、新たに整備していく倉庫及び輸送拠点の整備が必要です。

## 3 輸送体制の整備

災害発生時の物資輸送を的確に行うためには、支援物資等を受入れる輸送拠点の管理運営体制の確立にはじまり、物流事業者等と連携を強化するとともに関係者間の情報の共有化や連絡体制を整備し、発災時における円滑な物資輸送を行う必要があります。輸送拠点では、物資の積替えや仕分け、各避難所等への配布方法、輸送手段の確保、燃料の確保などの管理運営業務だけでなく、道路の状況確認、輸送路の確保状況などの市災害対策本部との情報共有も必要となります。

輸送拠点における管理運営には、専門的なノウハウが必要であるため、民間の物流事業者等の活用を視野に入れ、協力体制を検討していく必要があります。

### 第3節 対策の方向性

---

#### 1 食料・水・生活必需品等の確保

##### (1) 食料・生活必需品等の確保

都と市を合わせて、おおむね3日分の食料・生活必需品等の確保に努めます。また、女性・乳幼児・高齢者・障害者等の個別ニーズへの対応を図ります。

都や物販事業者（小売事業者等）との連携強化等により、様々なニーズに対応できるよう、事業者との災害時協定の締結を進めるなど、調達体制の強化を図ります。

##### (2) 水の確保

市では、東京都が整備する災害時給水ステーション（給水拠点）、避難所の応急給水栓での給水体制について、体制を整備していきます。

また、災害時の本部機能を担う施設での水の確保や、災害時給水ステーション（給水拠点）から遠い地域等への対応方法についても整備します。

生活用水の確保としては、避難所29箇所（市立全小・中学校及び大町スポーツ施設）に浅井戸を設置しており、維持管理に努めていきます。

#### 2 備蓄スペース及び物資拠点の整備

各避難所の備蓄コンテナの計画的増設を図るとともに、新たな倉庫の設置等、備蓄スペースの確保を進めます。

地域内輸送拠点として、東部の大町防災倉庫（大型拠点倉庫）、中央部の小島町防災倉庫のほか、西部、南部の染地防災倉庫、北部の深大寺北町防災倉庫、への拠点整備を行っていきます。

### 3 輸送体制の整備

- (1) 輸送体制の整備として、輸送拠点や防災備蓄倉庫から各避難所等への物資配布の方法の確立、物資の集配・拠点ほかの管理運営、燃料の確保を図り、また、道路の状況の確認、輸送路の確保など、災害発生時における円滑な物資輸送を可能とする体制を構築します。
- (2) 民間の物流事業者等の協力を得るため、協定等の締結を行っていきます。
- (3) 大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて必要とされる食料・飲料水・生活必需品・燃料・ブルーシート・土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備します。
- (4) 上記の物資供給計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努めます。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、消防庁の支援を得て無人航空機等の輸送手段の確保に努めます。

## 第4節 到達目標

---

### 1 発災後3日分の備蓄の継続確保と要配慮者等に配慮した備蓄の推進

災害発生後3日間は原則として地域内備蓄で対応するものとし、市と都が連携し、災害発生後3日間で必要となる食料・水・生活必需品等（一定数の避難所外避難者分を含む。）を備蓄などにより確保します。また、備蓄にあたっては、高齢者など要配慮者及び女性の視点、一定数の避難所外避難者分を含めた食料・生活必需品の備蓄を推進します。

- 新被害想定に基づいた備蓄物資の確保
- 備蓄物資：食料3日分の確保
- 飲料水：ペットボトル水備蓄及び地下水ろ過システムによる自己水の確保を行うとともに、災害時給水ステーション及び避難所の応急給水栓を含み概ね半径2キロの範囲で給水可能な体制を構築する。

### 2 女性・要配慮者等個別ニーズへの対応

多様な避難者（女性・乳幼児・高齢者・障害者等）の個別ニーズに応え、物資の供給を円滑に実施するため、物販事業者（小売事業者等）との新たな連携等により、調達体制の強化を目指す。

### 3 備蓄コンテナ、防災備蓄倉庫、地域内物資拠点等の確保

各避難所の備蓄コンテナを計画的に増設するとともに、新たな倉庫の設置等備蓄スペースを確保します。

地域内物資拠点として、東部の大町防災倉庫（大型拠点倉庫）、中央部の小島町防災倉庫のほか、西部、南部の染地防災倉庫、北部の深大寺北町防災倉庫への拠点整備を行います。

#### 4 物流事業者等と連携した円滑な物資輸送体制の構築

地域内輸送拠点での物資の受入れ・仕分け・積替え等の荷捌き作業を、民間の物流事業者等のノウハウを活用し、円滑に進める体制を構築します。

また、物資輸送のオペレーション体制を再構築し、災害発生時において、物資輸送に関する情報収集、判断、連絡調整等を迅速かつ的確に行えるようにします。

- 物流事業者等と連携した円滑な物資輸送体制の構築
  - ・輸送拠点の管理運営（支援物資の荷捌きや各避難所等への物資配布方法等）
  - ・輸送手段の確保
  - ・燃料の確保
  - ・道路の状況確認，輸送路の確保状況 など

## 第5節 具体的な取組

### 【予防対策】（地震前の行動）

- |                      |            |
|----------------------|------------|
| 1 食料・水・生活必需品等の確保     | 3 輸送車両等の確保 |
| 2 備蓄スペースの確保及び輸送拠点の整備 | 4 燃料の確保    |

#### 1 食料・水・生活必需品等の確保

##### 総務部・環境部

市は、市民等に対し、在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄の実施（最低3日間分、推奨1週間分）を周知啓発します。

市は、多様な被災者のニーズを考慮しながら、備蓄品の整備を行うとともに、事業者等との協定により多様な物資等の確保体制の充実を図ります。特に食料、飲料水、生活必需品は、最大避難想定人数の3日分を目処に製品の確認を行いながら確保します。

なお、現在保管スペースが不足していることから、機能性を有しつつ効率的にストックできるものや、災害発生以降の市民生活に即対応でき、避難所環境を向上させる資材等について、今後とも研究・検討を進めていきます。

#### (1) 食料の確保

食料については、原則としてアレルギー物質28品目を使用していないものを選定し、各小・中学校の備蓄コンテナや市内12箇所にある防災備蓄倉庫にアルファ米、ライスクッキー、高齢者・乳幼児用のお粥や粉ミルク等の備蓄を進めています。さらに、生鮮食品の供給体制を確保するため、米穀商組合、マインズ農業協同組合、東京多摩青果株式会社と協定を締結しているほか、市内のスーパー・小売店等と連携を進め、食料品の提供等について協定を締結していく必要があります。

##### ア 米穀・生鮮食品等の確保

調布市米穀商組合、マインズ農業協同組合、東京多摩青果株式会社等との協定によって確保します。

##### イ 高齢者等に配慮した備蓄

高齢者等に配慮した食料の供給を図るため、お粥等の備蓄を進めていきます。

##### ウ 食事制限者に配慮した備蓄

食物アレルギーのある避難者がいる可能性に考慮し、アレルギー対応食（28品目不使用品）の備蓄を進めていきます。

##### エ 乳幼児のミルク

乳幼児向け粉ミルクについては、最低量の保存を市が行います。

なお、必要とする水についてもあわせて保存します。

#### (2) 飲料水・生活水の確保

##### ア 態勢

各避難所では耐震化された給水管と直接つなげる応急給水栓を設置していま

す。また、これらの水道管からの供給が不通になった際の給水設備については、各避難所で確保されている水の容量は異なりますが、受水槽、高置タンクからの給水で避難者2000人を対象として3日分の飲料水を確保しています。

イ 飲料水・生活水の確保

(ア) 飲料水

飲料水については、都水道局と連携し、市内の2箇所の給水所及び2箇所の配水所における応急給水を行うとともに、各避難所にて、飲料水用給水槽の備蓄を進めています。

(1) 備蓄飲料水

災害発生直後の避難所においても、飲料水の供給ができるよう備蓄コンテナ及び防災備蓄倉庫にてペットボトル水の備蓄も進めていきます。

(ウ) たづくりの整備

災害時の防災拠点を担う文化会館たづくりに地下水ろ過システムを設置し飲料用の水を確保するとともに、市民への給水拠点とします。

(エ) 生活用水

避難所29箇所に整備済の浅井戸から適切に供給できるよう、維持管理に努めるとともに、住民への周知を図ります。

ウ 給水拠点の整備

これらの避難所内の給水手段が途絶した場合は、市内の2箇所の給水所及び2箇所の配水所や文化会館たづくり西館の地下水利用システムの活用のほか、東京慈恵会医科大学附属第三病院で水の供給を予定しております。

複数の供給手段を備えることで避難所及び在宅避難者の飲料水の供給体制を整えています。

【東京都水道局の給水所・配水所及び協定先における応急給水施設一覧】

地区名	名称	配水池容量	配水池	停電時対策	確保水量
東	仙川配水所 (仙川町3-6-17)	970 m <sup>3</sup>	R C 造 2池	自家発電設備 (応急給水用)	320 m <sup>3</sup>
西	上石原配水所 (上石原1-34-7)	3,380 m <sup>3</sup>	// 3池	自家発電設備	1,120 m <sup>3</sup>
	調布西町給水所 (西町717)	20,000 m <sup>3</sup>	// 4池	自家発電設備	6,660 m <sup>3</sup>
北	深大寺給水所 (深大寺南町5-56-1)	29,700 m <sup>3</sup>	// 5池	自家発電設備	9,900 m <sup>3</sup>
調布市	文化会館 たづくり西館 (小島町2-33-1)	地下水利用システム		自家発電設備	200m <sup>3</sup> /日
狛江市	東京慈恵会医科大学 附属第三病院 (狛江市和泉本町4- 11-1)	協定による飲料水の 給水		自家発電設備	300m <sup>3</sup> /日

### (3) 生活必需品の確保

生活必需品は、毛布、肌着、紙おむつ、衛生用品等の日常生活に最低限必要な物資の確保を行っているほか、季節の特性に考慮し、扇風機や暖房器具等の備蓄も行っています。

また、高齢者・障害者・乳幼児・女性など、様々な避難者のニーズに対応した物資や、感染症拡大防止に必要な物資やペットの飼養に関する資材の確保に留意していきます。これらのニーズに関しては、多種多様となることが予想されるため、ホームセンター等の多品目取扱事業者との災害時協定締結を視野に入れ、推進します。

### (4) 各種マニュアルの作成

#### ア 食料及び生活必需品等供給マニュアルの作成

市総務部は、食料及び生活必需品供給活動に関するマニュアル（食品等の調達→集積所）を作成しておきます。

市生活文化スポーツ部は、食料及び生活必需品供給活動に関するマニュアル（食品等の集積所→被災者）を作成しておきます。

#### イ 給水マニュアル等の作成

市環境部は、給水活動に関するマニュアルを作成しておきます。

## 2 備蓄スペースの確保及び物資拠点の整備

### 総務部

#### (1) 備蓄スペースの確保

備蓄場所の不足に対応するため、今後は公共施設の建替や改修に伴う倉庫設置や防災拠点の整備などを行い、避難所となる学校の余裕教室の活用なども含め、備蓄スペースの確保を進めていく。

資料編 54：防災備蓄倉庫

資料編 55：大型拠点倉庫（地域内輸送拠点）

資料編 56：災害応急対策資材倉庫

資料編 57：備蓄品一覧（避難所・避難所以外）

#### (2) 輸送拠点の整備

避難所等へ備蓄物資等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ地域内物資拠点を指定し、都福祉局に報告します。

地域内物資拠点として、大型拠点倉庫を市内東部、西部、南部、北部、中央部に各1箇所ずつ整備を図るとともに、民間の物流事業者等の施設活用を図ります。

避難所として指定した学校等での備蓄スペースの確保に努める等、分散備蓄を進めるよう努めます。

【物資拠点】

広域輸送基地	国・他道府県等からの緊急物資等の受入れ，一時保管，地域内輸送拠点等への積替・配送等の拠点。多摩広域防災倉庫，トラックターミナル，ふ頭，空港，民間倉庫など。 調布市内では，東京都調布飛行場が該当
地域内輸送拠点 (大型拠点倉庫)	市区町村の地域における緊急物資等の受入，配分，避難所への輸送等への拠点。 市内東部，西部，南部，北部，中央部の5地域に整備を予定 【東部】大町防災倉庫，【中央部】小島町防災倉庫

### 3 輸送車両等の確保

#### (1) 車両の調達

市が輸送手段として必要とする車両については，原則として各部保有の車両を一時的に市災害対策本部が管理し，その運用を調整し配車するものとします（各部の保有車両及び調達可能数は，資料編58のとおり）。

市保有の車両で不足が生ずる場合は，協定先の東京都トラック協会多摩支部をはじめ，関係機関に対し車両の供給を要請するとともに，必要に応じ市内業者から車両を調達します。

#### (2) 車両の供給の要請

市災害対策本部において所要車両の調達が不能になった場合は，都財務局へ調達あっせんの要請をします。

#### (3) 車両の手配

##### ア 配車基準

市災害対策本部は市保有車両及び調達車両の配分等について，災害の状況に応じた対応をあらかじめ定めておきます。

##### イ 配車請求

各部において車両を必要とするときは，次の事項を車両調達請求書に明示し，市災害対策本部事務局へ請求します。

- ・車種
- ・台数
- ・日時及び引渡場所

##### ウ 車両運行等の記録

市災害対策本部は，配車車両の輸送記録，燃料の受払及び修理費等について記録し，その事務完了後，速やかに本部長へ報告します。

#### (4) 緊急通行車両等の確認

災害対策総務部・調布警察署

警戒宣言発令時及び震災時には，地震防災応急措置及び災害応急対策の実施に必

要な緊急輸送等を確保するため、交通規制により一般車両の通行が禁止・制限され、この規制措置のもとで大規模地震対策特別措置法施行令第12条に基づく緊急輸送車両及び災害対策基本法施行令第32条の2に基づく緊急通行車両（以下「緊急通行車両等」という。）を優先して通行させることとなります。

このため、地震防災応急対策及び災害応急対策に従事する緊急通行車両等であることの確認を、調布警察署長が行います。

確認を受けた車両使用者には、標章及び証明書を交付します。

#### ア 事前申出

##### 総合防災安全課

震災発生時に緊急通行車両等として使用することが決定している車両は、災害発生前において調布警察署に事前に確認申出を行うことで、緊急通行車両等の標章及び確認証明書が交付されます。

市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることの周知及び普及を図ります。

資料編 58：各部車両所要数量一覧表

資料編 59：輸送記録簿

資料編 60：燃料及び消耗品受払簿

資料編 61：修繕費支払簿

資料編 62：車両、舟艇調達請求書

資料編 63：緊急通行車両等の種類

## 4 燃料の確保

### 災害対策総務部

市は、緊急通行車両等への優先的な燃料供給が図れるよう、市内事業者との「災害時における石油燃料の供給協力に関する協定」及び都が石油連盟（製造・卸業）及び東京都石油商業組合（小売）等と締結している「大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定」に基づき、燃料供給の受入れ体制等について市内事業者・都と調整していきます。

さらに、災害時に一般車両が給油所に殺到することを抑制するため、日頃から車両の燃料を満タンにする「満タン運動」を展開し、自家用車等の燃料の日常備蓄を促進していきます。特に庁用車については、日頃から残量チェックを行い、残量が半分程度で給油を行うよう呼び掛けています。

**【応急対策】** (地震直後の行動)

1 食料・水・生活必需品等の供給	4 広域物資輸送基地・地域内輸送拠点の確保
2 物資の調達要請	5 輸送車両の確保
3 義捐物資の取扱い	6 燃料の供給

【主な機関の応急復旧活動】

機関名	発災	1h	24h	72h
		初動態勢の確立期	即時対応期	復旧対応期
市			<ul style="list-style-type: none"> <li>○各避難所からの情報収集</li> <li>○関係機関への応援要請</li> <li>○炊き出し用米穀等の買い付け</li> <li>○各避難所への食料の供給</li> <li>○備蓄資材の配送</li> <li>○救援物資の受入れ及び配送                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○食料の炊出しの実施</li> <li>○応急給水</li> <li>○関係機関への応援要請</li> </ul> </li> </ul>	
都福祉局		○備蓄倉庫の被害状況確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都備蓄倉庫から備蓄品の搬送</li> <li>○関係局への食料調達要請</li> <li>○事業者等への調達要請                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○広域搬送基地の開設</li> <li>○ストックヤードの開設</li> <li>○他縣市からの受入れ</li> </ul> </li> </ul>	
都スポーツ生活文化局			○生協連への加工食品等の調達・要請	
都産業労働局			○米穀・副食品等の調達・要請	
都中央卸売市場			○生鮮食料品の調達・要請	
都水道局			○応急給水の実施	

## 1 食料・水・生活必需品等の供給

災害発生後、市は都など関係機関と連携して、食料・水・生活必需品等の確保及び迅速な供給にかかる応急活動を実施します。

特に、交通及びライフラインの途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料・水・生活必需品等の円滑な供給に十分配慮します。

### (1) 食料の供給

災害対策総務部・災害対策市民部・災害対策生活文化スポーツ部・災害対策子ども生活部・災害対策福祉健康部・災害対策教育部・教育委員会

震災の発生によって、食品の流通機構は混乱状態になることが予想されるので、平常時から災害用食料を備蓄するほか、緊急に食料を即時調達し得る措置を講じておきます。

#### ア 食品給与基準

##### (ア) 災害救助法適用前

市の責任において実施する被災者に対する食品等の給食の基準は、災害救助法適用後において適される給食の基準を準用します。

##### (イ) 災害救助法適用後

災害救助法施行細則に規定する被災者用食品給与限度額以内とします。

#### イ 食料の供給

被災者への食料の供給は、避難所等において災害救助法に定める基準に従って行います。

炊出し等の体制が整うまでの間は、市備蓄の食料等を支給します。

道路機能確保が本格化し、輸送が可能と考えられる4日目以降は、米飯等による炊出しを行います。炊出しに必要な人員、調理器具、熱源等を確保します。炊出し等による食品等の給与の実施が困難な場合は、都福祉局に応援を要請します。

備蓄物資として都総務局が市内に事前に配置してあるもの（アルファ米等）は、都総務局長の承認を得て市が輸送し被災者に給与します。ただし、緊急を要する場合は、被災者への給与を優先して実施し、事後に報告します。

##### (ア) 給食の順位

被災者に対する給食は、原則として高齢者、障害者、児童等の要配慮者を優先して実施します。

具体的な順位については、避難所運営マニュアル、食料及び生活必需品供給活動に関するマニュアル等に従って実施します。

##### (イ) 給食の範囲

被災者に対する給食は、主として避難所収容者を対象として実施するが、必要に応じて在宅被災者に対しても実施します。

(ウ) 給食の記録及び報告

各避難所で実施する炊出し及び食品の配布については、避難所責任者等が随時その状況を市災害対策本部に報告するとともに、炊出し給与簿（資料編64）により活動状況を記録します。

資料編 64：炊出し給与簿

(2) 水の供給

災害対策環境部

市は、震災時における被災者の生命維持に不可欠な飲料水の確保について、都水道局と連携して的確かつ迅速な応急措置を講じます。

ア 応急給水活動

(ア) 応急給水施設での応急給水

次の応急給水施設において、応急給水を実施するものとします。

給水所・配水所等の災害時給水ステーション（給水拠点）においては、水道局が応急給水資器材を設置し、市が市民への給水を行います。

流水タンク及びその他の施設については、市が応急給水用資器材の設置及び市民への給水を行います。

なお、飲料水は被災者自らが容器を持参し、応急給水施設に出向いて給水を受けることを原則とします。

【応急給水施設】

区分	施設名等	所在地
浄水所・給水所	仙川配水所	仙川町3-6-27
	上石原配水所	上石原1-34-7
	調布西町給水所	西町717
	深大寺給水所	深大寺南町5-56-1
流水タンク	品川通り下	菊野台2-34
	調布中学校	富士見町4-17-1
	第四中学校	若葉町3-15-1
	布田小学校	染地1-1-85
	第一小学校東側	小島町1-9
	神代中学校	佐須町5-26-1
その他	文化会館たづくり西館	小島町2-33-1
	東京慈恵会医科大学附属第三病院	狛江市泉本町4-11-1

(1) 臨時の応急給水施設

配水管、給水管の復旧状況に応じて、消火栓からの路上給水を実施します。臨時の応急給水施設を設置するときは、周辺住民に対して十分な広報を行ってから実施します。

(ウ) 避難所への応急給水

避難所への応急給水は、施設に設置されている受水槽の積極的利用や備蓄しているペットボトル水の提供、及び避難所応急給水栓を活用した応急給水等で対応します。

これ以外に、給水車その他の車両等により、避難所へは巡回輸送を実施します。給水車等からの水は、備蓄している飲料水用給水槽を利用し受水します。

(I) 医療機関等への応急給水

病院等医療機関や福祉施設等から緊急の給水要請があった場合は、車両等により応急給水を行います。

(オ) 自衛隊への支援要請

必要に応じて、応急給水活動のため、自衛隊への支援要請を行います。

イ 給水基準

震災時の飲料水の確保は、生命維持に必要な最小限の飲料水として、1人1日当たり3Lを基準とする。

(3) 生活必需品等の供給

災害対策総務部・災害対策市民部・災害対策生活文化スポーツ部・災害対策子ども生活部・災害対策福祉健康部・災害対策教育部・教育委員会

被服、寝具その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）は、備蓄のほか常に取扱い業者と連絡のうえ、市が調達可能数量を把握し、震災時に速やかに搬出できるよう、日ごろから救援物資の事前配置又は集荷できるよう計画しておきます。

市において供給が困難な場合は、知事に応援を要請します。

備蓄物資として、都総務局が市内に事前に配置してあるもの(毛布、敷物等)は、都総務局長の承認を得て市区町村が輸送し被災者に給(貸)与します。ただし、緊急を要する場合は事後に報告するものとします。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを考慮し、適切な供給に努めます。

ア 生活必需品等の備蓄体制

市は、家屋の倒壊、焼失等により生活必需品を失った被災者保護のため、毛布・肌着セット等を備蓄します。

## イ 生活必需品等給与基準

### (ア) 災害救助法適用前

市の責任において実施する被災者に対する生活必需品等の給与の基準は、災害救助法適用後において適される給与の基準を準用します。

### (イ) 災害救助法適用後

災害救助法施行細則に規定する被災者用給与基準に基づいて実施します。

## ウ 生活必需品等の配布等

### (ア) 配布する品目

被災者に配布する品目は、被害の実情に応じて、次の品目の範囲内で行います。

- ・寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- ・外衣（洋服、作業着、子ども服等）
- ・肌着（シャツ、パンツ等）
- ・身廻品（タオル、手ぬぐい、くつ下、サンダル、かさ等）
- ・炊事用具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等）
- ・食器（茶碗、皿、はし等）
- ・日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉、ゴザ、生理用品、マスク、ウエットティッシュ等）
- ・光熱材料（マッチ、ローソク、プロパンガス等）

### (イ) 配布の順位

被災者に対する配布は、原則として高齢者、障害者、児童等を優先して供給します。

### (ウ) 配布の範囲

被災者に対する配布は、主として避難所収容者を対象として実施するが、必要に応じて在宅被災者に対しても実施します。

なお、被災者が他からの寄贈等により日常生活に特に不自由しないと認められる者については、他の被災者との均衡を考慮した措置をとるものとします。

## 2 物資の調達要請

### 災害対策総務部・災害対策生活文化スポーツ部

市は、食料・水・生活必需品等の供給に必要な量を調達することとします。ただし、必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムへの入力等により、都福祉局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領します。

### (1) 食料の調達体制

#### ア 米穀の調達

市は、調布市米穀商組合との協定を活用します。

これによってもなお不足する場合は、都福祉局に要請します。

#### イ 弁当の調達

市は、食料確保の一手段として、弁当の調達体制についても整備します。

#### (2) 副食品、生鮮食品の確保

米飯給食に必要な副食品や調味料、生鮮食品等は、市内業者、農家等から市が調達します。

なお、生鮮食品は、マインズ農業協同組合、東京多摩青果株式会社との協定も活用します。

これによってもなお不足する場合は、都福祉局に要請します。

#### (3) 生活必需品等の調達体制

市は、被害の状況及び避難所収容者数に基づき必要数量を把握し、速やかに市内又は近隣市の業者から生活必需品等を調達します。この際、同一規格かつ同一価格のものを購入するよう努めます。

市の調達量に不足があるとき、または調達不可能な場合は、都福祉局に物資の調達を要請します。

### 3 義捐物資の取扱い

#### 災害対策総務部・災害対策福祉健康部

市は、都福祉局と連携し、義捐物資の取扱いについて、避難所の収容状況や生活必需品等の物資の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受入先等調整などの対応を行います。ただし、下記中央防災会議最終報告を参考に、小口、混載の支捐物資の抑制を図ります。

※平成24年7月31日の中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告

「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」

### 4 広域物資輸送基地・地域内輸送拠点の確保

あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、都は広域物資輸送基地を、市は地域内輸送拠点を開設します。開設に際しては状況に応じて人員の派遣等を行うとともに、基地・拠点の周知徹底を図ります。

地方公共団体は、地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めます。

### 5 輸送車両の確保

#### 災害対策総務部

輸送手段として必要とする車両については、原則として各部保有の車両を一時的に市災害対策本部が管理し、その運用を調整し配車します。

市保有の車両で不足が生ずる場合は、関係機関に車両の供給を要請するとともに、必要に応じ市内業者から車両を調達します。

また、他市及び関係防災機関から車両の供与があったときは、集中的に受入れを行います。

所要車両が調達できない場合は、都財務局へ調達あっせんを要請します。

## 6 燃料の供給

### 災害対策総務部

市は、給油の必要が生じた場合、「災害時における石油燃料の供給協力に関する協定」に基づき、市内事業者に給油を依頼します。

また、災害発生時に都が締結している「大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定」に基づき燃料供給を受けられるよう、都と連携・調整していきます。

## 【復旧対策】（地震後の行動）

- |              |               |
|--------------|---------------|
| 1 多様なニーズへの対応 | 4 生活水の確保      |
| 2 炊き出し       | 5 物資の輸送       |
| 3 水の安全確保     | 6 子ども達の居場所の確保 |

### 1 多様なニーズへの対応

#### 災害対策総務部

市はボランティア・市民活動団体等と連携しながら、時間とともに変化する避難者のニーズを把握し、ニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、物資の配布方法についても配慮します（生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど）。

市は、必要な物資の確保のため、都による広域的支援を要請し、事業者と連携した調達体制を整えます。

企業、団体からの大口の義捐物資について、上記の調達体制の中で受入れを検討します。

### 2 炊き出し

#### 災害対策市民部・災害対策生活文化スポーツ部・災害対策福祉健康部・災害対策教育部・教育委員会

震災後およそ4日目以降、原則として米飯の炊き出しにより給食を行います。

ボランティア・市民活動団体等と連携し、円滑な炊き出しの実施に努めるものとします。

なお、炊き出しを行う際は、感染症対策を十分に講じながら実施します。

市において、被災者に対する炊き出しその他による食品等の給与が困難な場合は、都福祉局に応援を要請します。

### 3 水の安全確保

#### 災害対策環境部

市は保健所等が編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、飲料水の消毒や消毒効果の確認などの指導を行います。それ以後は、住民が自主的に消毒を行えるように環境衛生指導班が住民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導します。

ライフライン復旧後は、住民が環境衛生指導班の協力を得て給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認し、飲用の可否等について、適正に周知します。

### 4 生活水の確保

#### 災害対策環境部・市民・事業者

市は、避難所が断水した場合には、学校のプール、防災用井戸等で生活水を確保します。

市民・事業者は、それぞれの事業所・家庭等で断水した場合には、汲み置き、防災用井戸、河川水等によって水を確保します。

## 5 物資の輸送

災害対策総務部・災害対策生活文化スポーツ部・災害対策環境部

食料や生活必需品等の輸送に関しては、市がその方法について定めるとともに、地域内輸送拠点等を指定して、都福祉局に報告し、その地域内輸送拠点で受入れた物資を避難所等へ輸送します。

### ○ 食料・生活必需品等の集積及び輸送

災害対策生活文化スポーツ部は、各方面から輸送されてくる食料や生活必需品等を、地域内輸送拠点等で受入れて分類し、災害対策環境部と連携しながら、計画的に各避難所等に輸送します。

## 6 子ども達の居場所の確保

災害対策子ども生活部

市は、避難所の開設期間が長期に渡る場合、主に乳幼児・児童を対象に、自由に遊ぶことのできる居場所を提供します。

第2部 施策ごとの具体的計画  
第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進  
第5節 具体的な取組【復旧対策】

## 第11章 放射性物質対策

### 本章における対策の基本的考え方

#### ○ 放射性物質対策における基本的な考え方

東京都内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関しても原子力災害対策重点区域<sup>※1</sup>、調布市及び東京都は含まれていませんが、放射性物質等による影響の恐れがある場合に備え、市民への迅速で適切な情報提供や放射線量の測定、放射性物質の検査等の対策が必要です。

現に、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、発電所から約220Km 離れている東京においても、様々な影響を受けました。この経験を踏まえて、放射性物質等による影響について、市民の心理的動揺や混乱をできる限り低くするような対策を取る必要があります。

本章では、放射性物質対策について、市の初動態勢、市民の不安の払拭と安全の確保等を図るために、迅速・正確な情報提供、放射線等使用施設、核燃料物質等運搬中の事故の対応について示します。

※1 原子力災害対策重点区域とは、国の原子力規制委員会が平成24年10月に策定し、平成30年7月に全改正（令和5年11月一部改正）した「原子力災害対策指針」において、重点的に原子力災害に特有な対策を講じる区域として定められている区域です。当該区域内においては、平時からの住民等への対策の周知、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時モニタリング体制の整備、退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知などが必要です。

原子力災害対策指針においては、実用発電用原子炉（発電の用に供する原子炉）に係る原子炉施設については、予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）及び緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action Zone）を定めており、また、実用発電用原子炉に係る原子炉施設以外の原子力災害対策重点区域についても定めています。

#### ○ 現在の対策の状況

放射性物質等の使用、販売、廃棄等に関しては、放射性同位元素等の規制に関する法律（以下「放射線障害防止法」という。）に基づき、原子力規制委員会が所管し立ち入り検査の実施等により平常時のみならず、震災時を考慮した各種安全予防指導を実施しています。

また、東日本大震災においては、原子力災害対策特別措置法に定める原子力災害の態様と市内の状況を踏まえ、市民の不安の払拭に向けて、空間放射線の測定を行うなど臨機応変に対処しました。

#### ○ 東日本大震災を踏まえた課題

福島第一原子力発電所事故への対応の経験を踏まえて、放射性物質等による影響について、より円滑に対応できる体制の構築が必要です。

また、正確な情報提供や問合せに対応する相談窓口を整備する等の対策を講じる必要があります。

- 主な対策の方向性と到達目標
  - ・ 関係部の役割分担を明確化し、市の体制を整備
    - <到達目標> 円滑かつ的確に対応できる市の体制を構築
  - ・ 市民の不安払拭のための情報提供策の構築
    - <到達目標> 適切な情報提供等により市民の不安を払拭

## 第1節 現在の到達状況

---

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故への対応は以下のとおりです。

### 1 市有施設等における放射線測定・放射性物質検査

子ども生活部・環境部・教育部・教育委員会

- (1) 学校、保育園、公園等市有施設における空間放射線量測定
- (2) 市内農作物及び学校給食食材等の放射性物質検査
- (3) 線量計の市民への貸出
- (4) ごみ処理施設の焼却灰に対する放射線量測定・放射性物質検査

### 2 市民への正確な情報提供等

放射能に関する市民の相談等について、専用の窓口や保健所において相談を実施するとともに、ホームページ上にQ & A集を掲載する等、市民ニーズに合わせた情報提供を実施しました。

## 第2節 課題

---

### 1 より円滑に対応できる体制の構築

福島第一原子力発電所事故への対応の教訓を踏まえ、今後同様の事態が発生した場合に、より円滑に対応できる体制の構築が必要です。

- (1) 原子力施設等の緊急事態に対する庁内体制の構築
- (2) 放射能測定体制の充実

### 2 市民への情報提供策の構築

市民に対し、以下のような情報提供策を講じることが必要です。

- (1) 科学的・客観的根拠に基づく正確な情報の提供
- (2) 農産物の安全性の確保
- (3) 出荷制限等に関する情報の提供
- (4) 測定結果や問合せに対応する窓口の整備

## 第3節 対策の方向性

---

### 1 関係局の役割分担の明確化

これまでに各部でとられた様々な対応策を踏まえて、庁内における役割分担を明確化し、情報連絡体制を整備することで、より機能的に対応できる市の体制を構築します。

### 2 情報提供策の構築

放射性物質及び放射線による影響は、五感に感じられないという特殊性から、市民の不安払拭のための情報提供策を構築します。

## 第4節 到達目標

---

### 1 円滑かつ的確に対応できる市の体制を構築

放射性物質等による影響が生じた際に，市災害対策本部の下に，関係部で構成する放射線対策チームを設置し，被害情報等の情報共有化や必要な連絡調整を行う等，各部が連携して円滑かつ的確に対応できる体制を構築します。

### 2 適切な情報提供により市民の不安を払拭

放射性物質及び放射線による影響の特殊性を考慮し，大気，農産物，学校や保育園等市有施設での放射線量を測定し，公表するとともに，健康相談に関する窓口を設置する等，市民に対する情報提供・広報を迅速かつ的確に行います。

## 第5節 具体的な取組

### 【予防対策】（地震前の行動）

- |             |            |
|-------------|------------|
| 1 情報伝達体制    | 3 放射線等使用施設 |
| 2 市民への情報提供等 |            |

#### 1 情報伝達体制

##### （1）放射性物質等に対応できる体制の構築

市は今後、市内において原子力災害による放射性物質等の影響（以下、「放射性物質等による影響」という。）が懸念される事態が発生した場合に備え、より迅速かつ機能的に対応できる体制を検討します。

##### （2）放射能測定体制の充実

市は、放射性物質等による影響を正確に把握できるように、あらかじめ線量計を確保する測定地点を指定するなど、放射能測定体制の充実を図ります。

#### 2 市民への情報提供等

##### （1）情報提供体制の整備

市は、国や都との役割分担を明確にした上で、必要な情報提供体制を整備します。

##### （2）広報活動の実施

市及び都は原子力防災に関する知識の普及啓発のため、次に掲げる事項について広報活動等を実施します。

- ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- イ 原子力災害とその特性に関すること
- ウ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- エ 緊急時に住民が取るべき行動に関すること
- オ 安定ヨウ素剤の服用の効果に関すること

##### （3）原子力防災に関する教育の充実

市及び都の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努めます。

#### 3 放射線等使用施設

放射線等使用施設については、国（原子力規制委員会）が、放射線障害防止法に基づき、R I（ラジオ・アイソトープ）※の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備するとともに、立入検査の実施による安全確保の強化、平常時はもとより震災時においても監視体制がとれるよう各種の安全予防対策を講じています。

市では、関係各部がそれぞれのR I対策を推進するとともに、調布消防署では、核燃料物質や放射性同位元素等の消防活動に重大な支障を生ずる恐れのある物質等を貯蔵、又は取り扱う事業者等を、火災予防条例に基づく届出により把握しており、関係機関にお

いて、必要な情報の共有を図っていきます。

※R I（ラジオ・アイソトープ）：放射線を出す同位元素（テクネシウム、ラジウム等）  
のことで、核医学検査及び放射線治療で使用

【各機関の役割分担】

機関名	対策内容
総務部 福祉健康部 生活文化スポーツ部 環境部	○ 監視体制の強化，法制上の問題，災害時の安全対策等についての協議 ○ 関係各々がそれぞれのR I対策を推進
調布消防署	○ 核燃料物質や放射性同位元素等の消防活動に重大な支障を生ずる恐れのある物質を貯蔵，又は取扱う事業者を火災予防条例に基づき把握
都保健医療局	○ R I管理測定班を編成し，地域住民の不安除去に努めること

**【応急対策】**（地震直後の行動）

1 情報伝達体制	3 放射線等使用施設の応急措置
2 市民への情報提供等	4 核燃料物質等運搬中の事故

1 情報伝達体制

(1) 対策内容と役割分担

放射性物質等による影響が生じた際に、円滑かつ的確に対応できる市の体制を整備します。

放射線対策チームを設置します。

(2) 詳細な取組内容

災害対策本部長は、放射線に係る災害の発生状況を勘案し、必要に応じて市災害対策本部の下に、市各部署で構成する放射線対策チーム（以下、「対策チーム」という。）を設置します。

ア 対策チームでは、市各部署が連携した対応策を実施するため、情報の共有化及び必要な連絡調整を行います。

（構成メンバー）

行政経営部、総務部、環境部、福祉健康部、生活文化スポーツ部、子ども生活部、教育部

イ 対策チームの事務は総務部が担当します。

2 市民への情報提供等

(1) 対策内容と役割分担

放射線量の測定と、その結果についての情報提供を行います。

**【各機関の役割分担】**

機関名	対策内容
災害対策 行政経営部	○ 正確な情報提供（市報等による広報）
災害対策総務部	○ 対策チームの事務局 ○ 緊急を要する情報提供（防災行政無線、防災・安全情報メール、調布FM等）
災害対策環境部	○ 放射線量の測定や放射性物質の検査と、内容・結果の公表 ○ 三鷹市、ふじみ衛生組合及びごみ収集受託事業者等と連携し、焼却施設等における放射線量の測定と情報提供 ○ 環境省や東京都等の関係機関との連絡調整 ○ 下水汚泥焼却灰及び混練灰に含まれる放射線の測定、情報提供
災害対策 福祉健康部	○ 被ばく線量の測定等に関する医療情報の提供 ○ 食を通じた放射性物質の影響に関する問合せについての窓口対応

機関名	対策内容
災害対策生活文化スポーツ部	○ 国や都が実施する農産物の放射性物質検査結果の情報提供
災害対策子ども生活部	○ 保育園や児童館等の施設の放射線量測定と情報提供
災害対策教育部	○ 市立小中学校での放射線量測定と情報提供 ○ 学校給食食材の放射線量測定と情報提供
東京都水道局	○ 浄水場原水、浄水等の放射性物質測定及び情報提供

## (2) 詳細な取組内容

### 災害対策行政経営部・災害対策総務部

- ア 放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力被害の特殊性を勘案し、緊急時における市民の心理的動揺あるいは混乱を抑え、原子力災害による影響をできる限り少なくするために、市民に対する正確な情報提供・広報を迅速かつ的確に行います。
- イ 情報提供にあたっては、情報の発信源を明確にするとともに、できるだけ専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いるとともに、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めます。

### 災害対策環境部

- ア 市内における放射線量の測定を実施するとともに、測定内容及び測定結果を公表します。
- イ 三鷹市、ふじみ衛生組合及びごみ収集受託事業者等の関係機関と連携し、ごみ焼却施設等における放射線量測定と情報提供を行います。
- ウ 環境省大気環境測定局、東京都環境局等の関係機関から得られた情報を提供します。
- エ 汚泥処理を行っている各水再生センター、スラッジプラントの汚泥焼却灰及び混練灰に含まれる放射エネルギーを測定、公表します。

### 災害対策福祉健康部

- ア 医療機関等に対し、被ばく線量の測定等に関する医療情報を提供します。
- イ 食を通じた放射性物質の影響に関する問合せについての窓口対応を行います。

### 災害対策生活文化スポーツ部

国や都が実施する農産物の放射性物質検査結果について、必要に応じて市民に対し情報提供に努めます。

### 災害対策子ども生活部

保育園、児童館等の施設において、放射線量を測定するとともに、測定の内容及び

び結果について情報提供を行います。

**災害対策教育部**

- ア 市立の各小中学校で定期的に空間放射線量の測定を行うとともに、測定方法と測定結果について、ホームページに掲載するなどの手段により情報提供を行います。
- イ 学校給食に使用される食材に関して、放射線量の測定を行うとともに、測定結果及び産地の表示について情報提供を行います。

**都水道局**

浄水場原水・浄水等の放射性物質を測定した結果を公表するとともに、測定内容及びその結果について、情報提供を行います。

3 放射線等使用施設の応急措置

(1) 対策内容と役割分担

- ア 放射線同位元素使用者等は、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合においては、放射線同位元素等の規制に関する法律に基づいて定められた基準に従い、ただちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告することとなっています。
- イ 市は、必要があると認めるときは、放射性同位元素使用者等に対し、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずるよう東京都を通じて原子力規制委員会に要請します。

**【各機関の役割分担】**

機関名	対策内容
災害対策総務部	○ 関係機関との連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する避難の指示等の措置を実施
調布消防署	○ 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置をとるよう要請 ○ 事故の状況に応じ、必要な措置を実施

**資料編 65：放射性物質等関係施設一覧表**

(2) 詳細な取組内容

**災害対策行政経営部・災害対策総務部・災害対策市民部・災害対策子ども生活部・災害対策福祉健康部・災害対策教育部・教育委員会**

- 市は、関係機関との連絡を密にし、必要に応じて次の措置を行います。
- (ア) 住民に対する避難の指示等
    - (イ) 住民の避難誘導
    - (ウ) 避難所の開設
    - (エ) 避難住民の保護
    - (オ) 情報提供、関係機関との連絡

(カ) その他，災害対策上必要な措置

**調布消防署**

ア 放射性物質の露出，流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし，使用者に次の各措置を取るよう要請します。

(ア) 施設の破壊による放射線源の露出，流出の防止を図るための緊急措置

(イ) 放射線源の露出，流出に伴う危険区域の設定等，人命危険に関する応急措置

イ 事故の状況に応じ，火災の消火，延焼の防止，警戒区域の設定，救助，救急等に関する必要な措置を実施

4 核燃料物質等運搬中の事故

(1) 対策内容と役割分担

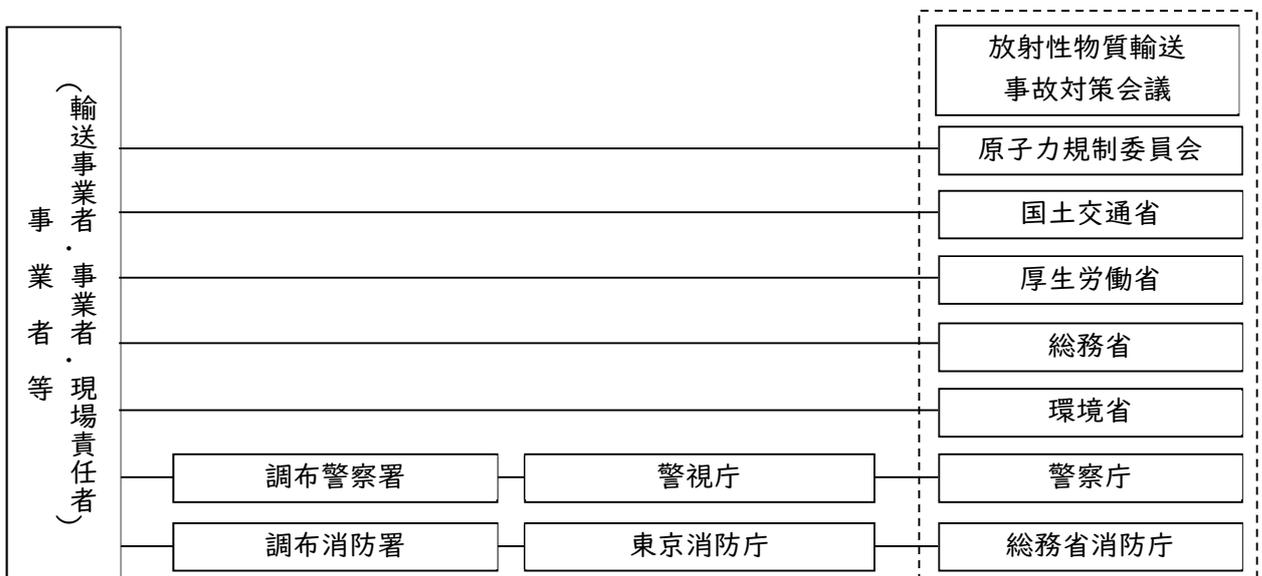
核燃料物質の輸送中に，万一事故が発生した場合のため，国の関係省庁からなる放射性物質安全輸送連絡会（昭和58年11月10日設置）において安全対策を講じます。

**【各機関の役割分担】**

機関名	対応措置
原子力規制委員会 国土交通省厚生労働省 総務省 環境省 警察庁 総務省 消防庁 海上保安庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 放射性物質輸送事故対策会議の開催</li> <li>○ 派遣係官及び専門家の対応</li> </ul>
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事故の状況把握及び住民等に対する広報</li> <li>○ 施設管理者等に対し，被害拡大等防止の応急措置を指示</li> <li>○ 事故の通報を受けた都総務局は，都の窓口として，ただちに市区町村をはじめ関係機関に連絡するとともに，国とも連携を密にし，専門家の派遣要請や住民の避難などの必要な措置</li> </ul>
市災害対策総務部 その他関連部署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事故時に必要に応じて行う措置・住民に対する避難の指示等               <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の避難誘導</li> <li>・避難所の開設</li> <li>・避難住民の保護</li> <li>・情報提供，関係機関との連絡</li> </ul> </li> </ul>
調布警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事故の状況把握及び住民等に対する広報</li> <li>○ 施設管理者等に対し，被害拡大等防止の応急措置を指示</li> <li>○ 関係機関と連携を密にし，事故の状況に応じた交通規</li> </ul>

機関名	対応措置
	制，警戒区域の設定，救助活動等の必要な措置
調布消防署	○ 事故の通報を受けた東京消防庁（調布消防署）が行う措置 ・直ちにその旨を都総務局に通報 ・事故の状況把握 ・事故の状況に応じて，火災の消火，延焼の防止，警戒区域の設定，救助，救急等に関する必要な措置
事業者	○ 事業者等（輸送事業者，事業者，現場責任者）が行う措置 ・事故発生後ただちに，関係機関への通報，人命救助，立入制限等事故の状況に応じた応急措置

(2) 業務手順（核燃料物質等運搬中事故時の連絡体制）



(3) 詳細な取組内容

原子力規制委員会，国土交通省，厚生労働省，総務省，環境省，警察庁，総務省消防庁

ア 核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合，速やかに関係省庁による「放射性物質輸送事故対策会議」を開催し，次の事項に関し，連絡・調整を行います。

- (ア) 事故情報の収集，整理及び分析
- (イ) 関係省庁の講ずべき措置
- (ウ) 係官及び専門家の現地派遣
- (エ) 対外発表
- (オ) その他必要な事項

イ 関係省庁は，核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合，現地に係官及び専門家を派遣します。

ウ 係官は，事故の状況把握に努め，警察官又は消防吏員に対する助言を行うと

ともに、関係省庁との連絡を密にしつつ、事業者等に対する指示等必要な措置を実施します。

エ 専門家は、関係省庁の求めに応じて必要な助言を行います。

#### 都総務局

事故の通報を受けた場合、都の窓口として、ただちに市区町村をはじめ関係機関に連絡するとともに、国とも連携を密にし、専門家の派遣要請や住民の避難など必要な措置を講じます。

#### 災害対策行政経営部・災害対策総務部・災害対策市民部・災害対策子ども生活部・ 災害対策福祉健康部・災害対策教育部・教育委員会

ア 市民に対する指示，誘導

市は、関係機関と連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施します。

- (ア) 市民に対する避難の指示
- (イ) 市民の避難誘導
- (ウ) 避難所の開設，避難住民の保護
- (エ) 情報提供，関係機関との連絡
- (オ) その他，災害対策上必要な措置

#### 調布警察署

- ア 事故の状況把握に努めるとともに、把握した事故の概要、被害状況等について市民等に対する広報を行います。
- イ 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示します。
- ウ 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置をとります。

#### 調布消防署

ア 事故の状況に応じた消防活動

調布消防署は、事故の状況に応じて、専門家と連携して、次のような措置を実施します。

- (ア) 火災の消火
- (イ) 延焼の防止
- (ウ) 警戒区域の設定
- (エ) 救助，救急等に関する必要な措置

#### 事業者等

- ア 事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講じます。
- イ 警察官、又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置をとります。

**【復旧対策】**

1 保健医療活動	3 風評被害への対応
2 放射性物質への対応	

1 保健医療活動

(1) 対策内容

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、市は、原子力災害時における市民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合は、次の保健医療活動を行います。

**【各機関の役割】**

機関名	対策内容
災害対策 福祉健康部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 健康相談に関する窓口の設置</li> <li>○ 行政からの要請に基づき、保健所等への外部被ばく線量の測定に関する要請</li> </ul>

(2) 詳細な取組内容

- ア 市は、市民の放射線による健康への影響等の不安を解消するために、相談窓口を設置
- イ 住民の求めに応じ、外部被ばく線量の測定を実施するよう保健所に要請

2 放射性物質への対応

(1) 対策内容

**【各機関の役割】**

機関名	対策内容
災害対策子ども生活部 災害対策環境部 災害対策教育部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 測定結果に応じた除染の必要性検討</li> </ul>

○ 測定結果に応じた除染の必要性検討

市は、放射線量測定の結果に応じて、除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行います。

(2) 詳細な取組内容

○ 除染の必要性検討

市は、市内の放射線量の測定結果等の状況を踏まえ、洗浄、堆積物の除去、土地の改良などの除染作業の必要性を検討し、必要に応じて対応を行います。

### 3 風評被害への対応

#### (1) 役割分担と対策内容

##### ○ 正しい情報の提供

風評等により農作物や工業製品等が購入されず経済的な被害が生じます。このような風評被害を防ぐために、正しい情報を把握し発信する必要があります。

#### 【各機関の役割分担】

機関名	対策内容
災害対策行政経営部	○ 正確な情報に基づいた広報活動
災害対策生活文化スポーツ部	○ 国や都が実施する農産物の放射性物質検査結果について、必要に応じて市民に対し情報提供 ○ 都と連携して市内農産物の安全性のPR ○ 市内企業の製品や市内への観光等への風評被害防止のため、安全性のPRを行うとともに、放射性物質に関する正確な情報提供

#### (2) 詳細な取組内容

##### 災害対策行政経営部

ア 東京都、市各部及び関係機関等から提供された情報に基づき、風評被害の防止又は軽減につながる情報を、市報、ホームページ、SNS等のあらゆる広報媒体を活用して、安全性のPRに努めます。

##### 災害対策生活文化スポーツ部

ア 国や都が実施する農産物の放射性物質検査結果の情報提供

国や都が実施する農産物の放射性物質検査の結果について、必要に応じて市民に対し情報提供をすることで、安全性のPRに努めます。

イ 販促イベント等風評被害対策の実施

風評被害の払拭を目的として、消費者に向け様々な情報提供を行うとともに、販売促進イベント等を実施します。イベントの実施に当たっては、効果的に安全性をPRするとともに、対面販売時に正確な情報提供を行うなど、市民が安心して購入をできるよう努めます。

ウ 市内企業や市内観光への風評被害防止

市内企業の製品や市内観光エリアの安全性に関するPRを積極的に行い、風評被害の防止及び軽減を図ります。

## 第12章 住民の生活の早期再建

### 本章における対策の基本的考え方

#### ○ 住民の生活の早期再建に向けた基本的考え方

震災発生時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的な困窮や破綻、肉体的・精神的傷病等が生じることを踏まえ、被災した人々が一日でも早く生活を再建し、従前の生活に戻れるよう対策を講じることが重要です。

本章では、罹災証明書の交付、応急住宅、応急修理、応急教育、災害時保育、トイレ対策及び災害廃棄物処理体制等の市民の生活再建についての対策を示します。

#### ○ 現在の対策の状況

市は、市立全小・中学校では、教職員の震災時の初期対応を検証した「震災時対応シミュレーション」を作成したほか、毎年4月第4土曜日を「調布市防災教育の日」と定め、市立小・中学校が一斉に命に関する教育や防災に関する活動等を実施しています。

発災時のトイレ機能の確保に向け、下水道マンホールの耐震化と災害用トイレ及びし尿処理体制の確保を進めてきました。

災害に伴って発生する廃棄物の処理に向けて準備を進めることにより、市民の生活環境の保全、公衆衛生上の支障を防止することを目的として、「調布市地域防災計画」を補完する「調布市災害廃棄物処理計画」（令和6年3月）を策定しました。

また、罹災証明書の迅速な交付が可能となる被災者生活再建支援業務に係るシステムを導入（平成27年3月）しました。

#### ○ 新たな被害想定を踏まえた課題

新たな被害想定では、675棟の建物が全壊し、2,603棟の建物が半壊するほか、上下水道の被害や3万人を超える避難者の発生が想定されています。

こうした被害から立ち直り、早期に住民の生活を再建するためには、罹災証明発行を迅速に行う体制を整備するとともに、災害廃棄物処理体制の構築に取り組む必要があります。

#### ○ 主な対策の方向性と到達目標

- ・ 生活再建対策の早急な実施
  - <到達目標> 生活再建のための「罹災証明書」交付手続き等の迅速化、応急仮設住宅供与等体制の構築
- ・ 下水道管被害の最小化と災害用トイレの確保、し尿処理への備え
  - <到達目標> 災害用トイレ及び処理体制の確保
- ・ 災害廃棄物の集積所および仮置場と最終処分場の確保
  - <到達目標> 災害廃棄物の広域処理体制の構築

## 第1節 現在の到達状況

### 1 被災者の生活再建対策

被災者が様々な生活再建支援を受ける際に必要となる「罹災証明書」の早期発行が可能となるシステム（被災者生活再建支援業務に係るシステム）を導入しました。

また、災害発生時の被災者生活の早期再建に資するため、都と市区町村が一体となった基本的な方針の確立や業務フローなどを定めたガイドラインを策定しています。

さらに、民間賃貸住宅を活用した賃貸型応急住宅など応急仮設住宅の早期確保については、各種関係団体等と協定を締結しており、実務に係る具体的な業務体制の検討を進めています。合わせて、広域的な自治体間の応援体制の構築を進めることとしています。

### 2 災害用トイレの備蓄及びし尿処理

避難所から排水を受けるマンホールの耐震化を推進します。

また、各避難所に災害用トイレを備蓄しています。このほか、国、都、災害派遣トイレネットワークからの支援によりトイレカーの活用を行います。

#### ○ 災害用トイレの備蓄

・マンホールトイレ	107基
・便槽付き組み立てトイレ	149基
・携帯トイレ	26,600個

### 3 災害廃棄物処理

災害時には、平時と同様に家庭から排出される生活から発生するごみ（以下、生活ごみ）と合わせて、一時的に大量の災害廃棄物が排出されます。処理体制は平時を基本とし、収集・運搬は市、中間処理はふじみ衛生組合（ふじみ衛生組合・組織市：三鷹市・調布市）と連携して行います。

令和4年のクリーンプラザふじみの焼却処理能力は、年間75,355トンとなっている。

令和6年3月、災害時に早期の復旧・復興に向けて処理体制を確保し、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理する事項を定める「調布市災害廃棄物処理計画」を策定しました。

平常時から災害後に想定される事態にあらかじめ備え、計画の実効性を高めることで、発災初動期の混乱を最小限にとどめ、なおかつ迅速な処理に向けて準備を進めることにより、市民の生活環境の保全、公衆衛生上の支障の防止を目的としています。

この中で対象とする災害廃棄物は下記の表によるものとします。

廃棄物の種類		定義	
一般廃棄物	災害時に発生する廃棄物	片付けごみ	災害により家具や家電等の家財が廃棄物になったもの
		損壊家屋の解体廃棄物	損壊家屋の解体により発生する廃棄物
		その他	道路機能確保や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物 その他、災害に起因する廃棄物
	避難所ごみ等	避難所ごみ	避難所において避難生活から排出される，生活から発生するごみ
		し尿	避難所や被災地域に設けられた仮設トイレ等からの汲み取りし尿や，災害に伴って便槽に流入した汚水
	生活ごみ，し尿	家庭から排出される生活から発生するごみ及びし尿	
	事業系一般廃棄物	事業活動に伴う廃棄物（産業廃棄物を除く）	
産業廃棄物	廃棄物処理法第2条第4項に定める事業活動に伴って生じた廃棄物		

#### 4 応急仮設住宅の供給

応急仮設住宅建設予定地は，市内5箇所となっています。（柴崎公園，調布市民野球場，味の素スタジアム周辺、都立神代植物公園、深大寺自然広場）

#### 5 教育・保育

認可保育園では，月1回防災訓練を実施しているほか，毎年9月1日（1日が土日祝日の場合は前の平日）に市内認可保育園全園を対象に防災訓練（図上訓練）及び伝達訓練を行っています。

## 第2節 課題

### 【被害想定（多摩東部直下地震）】

被害項目	想定される被害
建物倒壊棟数	全壊：675棟，半壊：2,603棟，焼失：1,044棟
災害廃棄物の推定発生量	約32万トン
避難人口	34,277人（避難所生活者数は22,851人）
上水道の断水率	20.5%
下水道管きよ被害率	3.5%

#### 1 早急な対応を要する生活再建対策に向けた課題

罹災証明書は、被災後の生活再建支援の基礎となるものであることから、迅速に発行する必要があります。

また、建物被害棟数が膨大になることが想定されるため、住家被害認定を早急に実施する体制整備が必要です。

被災者に対する義捐金の配分を迅速に行う必要があります。

#### 2 災害用トイレの備蓄及びし尿処理に向けた課題

発災時には、20.5%の上水道の被害と、3.5%の下水道の被害が想定されています。上下水道の復旧（特に下水道の復旧）までは相当の期間が必要なため、被災後の災害用トイレの確保が必要です。

#### 3 災害廃棄物処理に向けた課題

災害に伴わない普段の生活で発生するごみ（以下、生活ごみ）については、平時と同様の排出方法であることを市民へ周知する必要があります。適正かつ迅速に処理するためには、発災直後の混乱状態においても、災害廃棄物等の不法投棄を防止し、分別を徹底する等、市民の理解と協力が必要です。

最大で約32万トンが発生する災害廃棄物を処理するためには、集積所及び仮置場の確保等が必要であり、種類と機能の概要は以下の表によります。

発災直後から分別の徹底や便乗ごみの排出を防止するとともに、分別された廃棄物が再び混合状態にならないように適切に管理する必要があります。

また、一般廃棄物焼却施設が再稼動するためには、電気や水道の復旧が必要です。それまでの間に避難所等から発生するごみについても、一時的に集積する場所が必要となります。

仮置場の分類	使用目的
集積所	市民が片付けごみを排出するため、被災現場やその近傍の市立公園・児童遊園等に短期間設置するものです。市民により分別や飛散防止措置等の管理がなされます。
一次仮置場	<p>災害廃棄物を市民が自ら持ち込み、又は本市が集積所から回収・集積した廃棄物の選別処理を行うための大規模な仮置場として設置します。</p> <p>設置場所は搬出入、長時間の仮置き、騒音や臭気等を考慮して選定します。処理施設又は二次仮置場に搬出するまでの間の保管に使用します。</p>
二次仮置場	<p>一次仮置場の災害廃棄物や、損壊家屋の解体廃棄物を集積し、中間処理や再利用施設が円滑に機能するまでの間、貯留用地として設置します。</p> <p>また、仮設処理施設として、廃木材・コンクリートがらを可能な限り再利用するため分別し、簡易粉碎機等を導入し、減容します。</p>

#### 4 応急仮設住宅への対応に向けた課題

災害救助法が適用された地域において、震災により住家を滅失し、自己の資力によっては、居住する住家を確保できない被災者に対して、応急仮設住宅を迅速かつ的確に供給するための備えが必要です。

#### 5 教育・保育への対応に向けた課題

震災時における保育園児，児童・生徒の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保について万全を期する必要があります。

### 第3節 対策の方向性

#### 1 生活再建対策の早急な実施

罹災証明書の交付については、被害調査や手続に要する時間を短縮するため、住民基本台帳や固定資産税関連情報などを連携させる被災者生活再建支援業務に係るシステム操作等の訓練を平時から実施し、早期に発行できる体制の構築を図ります。

義捐金の配分については、必要な手続きを明確にし、迅速に対応できる体制の構築を図ります。

賃貸型応急住宅の早期供与に向けて、関係業団体等と協力し、住宅確保から入居までの適切かつ迅速に対応できる体制を構築する必要があります。

災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対して職員の派遣その他の協力を求めます。特に、他の地方公共団体に対して技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討します。

## 2 下水道管被害の最小化と災害用トイレの確保、し尿処理への備え

下水道機能を確保するため、避難所等からの排水を受ける下水道管とマンホールの接続部の耐震化などを進めるとともに、災害用トイレの確保を図ります。併せて、し尿の収集・運搬に関する調整を行っていきます。

※下水道対策については「第4章安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」を参照のこと

## 3 災害廃棄物の集積所及び仮置場の確保

災害廃棄物の集積所及び仮置場の確保を推進するとともに、広域処理体制の構築を図ります。

市内の集積所の規模を考慮すると、1つの集積所内に多種類の分別区分を設けることが困難な場合が想定されることから、複数の集積所で災害廃棄物の種類を区分することも検討します。市民に対しては、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」等の、平常時の区分に応じたわかりやすい分別項目名で周知します。規模の小さな集積所においては、分別搬入されたものを速やかに搬出していくことにより、災害廃棄物の処理を迅速に行うよう努めます。

速やかに集積所及び仮置場の設置が行えるよう検討します。特に仮置場候補地については、活用可能な場所の調査、協議を行い、利用の可否を判断します。候補地選定は、市有地の公園や運動広場等を基本に行うが、必要面積の確保が困難な場合等において、やむを得ず民有地、都有地、国有地を借地する場合も想定されるため、賃借契約や返還等の規定について検討します。併せて、迅速な処理終結のために、返却ルールを検討する必要があります。

仮置場へのアクセス・搬入路については、10トトラックなどの大型車などがアクセスできるコンクリート・アスファルト・砂利舗装された道路（幅6m程度）を確保し、必要に応じて地盤改良を行います。仮置場の地盤について、特に土の上に集積する場合は、散水に伴う建設機械の作業性の確保や土壌汚染防止のため、仮設用道路等に使うアスファルト舗装や敷鉄板等により手当てします。

## 4 都と連携した応急仮設住宅への備え

応急仮設住宅の供給に関し、都と連携した対応を行います。

## 5 教育・保育体制の確保への備え

震災に備え、事前に行動マニュアル等を整備するとともに、応急教育・保育計画を策定し、教育活動の確保を図ります。

## 第4節 到達目標

---

### 1 生活再建の迅速化

罹災証明書に係る被災者生活再建支援システムを活用し、罹災証明書を速やかに交付できる体制を構築するとともに、デジタル技術を活用した業務迅速化に向け、都と市で連携しながら検討を進めていきます。

また、義捐金を迅速に配分できる体制を構築します。

さらに、賃貸型応急住宅を迅速に供与できるようマニュアル等を整備し、震災後の被災者の生活再建を総合的に支援します。

## 2 災害用トイレ及びし尿処理体制の確保

避難所等で上下水道が復旧するまでの間に使用する災害用トイレを備蓄等により確保します。

なお、発災から3日間程度は、し尿収集車による収集・運搬が困難な状況が予測されることから、し尿収集車による収集を要しない災害用トイレの確保に努めます。

## 3 災害廃棄物の広域処理体制の構築

集積場所等の指定や広域的な処理体制についての連携体制を構築することにより、災害廃棄物の処理を迅速に行います。

## 4 応急仮設住宅の供給

東京都と連携し、応急仮設住宅を供給します。被害状況に応じて、公的住宅の活用、民間住宅の借上げ等も行うことで、迅速かつ的確に応急仮設住宅を供給します。

## 5 保育園児，児童・生徒の安全確保及び教育活動体制の確保

保育園児，児童・生徒の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保に努めます。

## 第5節 具体的な取組

### 【予防対策】（地震前の行動）

1 生活再建のための事前準備	4 損壊家屋の解体廃棄物処理
2 トイレの確保及びし尿処理	5 災害救助法等
3 災害廃棄物処理	6 教育・保育等

#### 1 生活再建のための事前準備

##### (1) 災害時の罹災証明書交付に向けた実施体制整備

###### 行政経営部・市民部・調布消防署

罹災証明書は、災害により被災した住家について、その被害の程度を証明するものであり、被災者生活支援等の判断材料として極めて重要な役割を果たしていることから、平常時から住家被害の調査に従事する職員の育成や他の地方公共団体との連携を図るなど、罹災証明書を遅滞なく交付できるよう、必要な業務の実施体制の確保を図ります。

罹災証明書の交付等について、住家被害認定調査や、罹災証明書発行体制等の庁内体制を整備するとともに、業務のマネジメントや実務を担う人材の育成に向けて研修や訓練を実施します。

災害に係る住家被害認定調査、罹災証明書交付、被災者台帳の作成まで一貫した実施体制を構築するとともに、この実施体制のシステムの整備を図ります。

市は、罹災証明書に係る火災被害の情報収集等、調布消防署と事前調整等を行い、罹災証明書交付に係る連携体制を確立します。

##### (2) 被災者支援に関する各種制度の整理

###### 市各部

被災者の相談窓口の設置・運営の際に被災者が必要とする支援制度を速やかに案内するために、国（内閣府）が発行する「被災者支援に関する各種制度の概要」や市で実施する被災者支援メニューを整理します。

##### (3) 義捐金の配分事務

###### 福祉健康部

義捐金の募集・配分については、必要な手続を明確にします。

#### 2 トイレの確保及びし尿処理

##### (1) 災害用トイレの確保

###### 総務部

避難者50人当たり1基の災害用トイレの確保に努めます。その後、避難が長期化する場合には約20人当たり1基の災害用トイレの確保に努めます。

※過去の災害における確保数や、安全性、衛生・快適性、女性・要配慮者等の多様な視点を考慮（内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」参照）

#### 《市》

災害用トイレの設置不足を応急的に補うとともに、要配慮者等にも配慮するため、以下のトイレ及びマニュアル等を配備します。

- ・携帯トイレ・簡易トイレ・仮設トイレ・組立てトイレ(マンホール用)等を計画的に備蓄します。
- ・強固な構造や防犯性、利用者の利便性にも配慮します。
- ・仮設トイレ等の設置手順・維持管理方法等に関するマニュアルを作成します。
- ・要配慮者の利用を想定して、車椅子利用者対応トイレ等の設置、一般トイレの洋式化、育児・介助者同伴や性別に関わらず利用できる男女共用トイレ等の設置などバリアフリー化を推進します。
- ・生活用水(トイレ用水をはじめ被災後の生活維持のために必要な水)の確保や、携帯トイレの備蓄により、既設水洗トイレを継続して利用します。

#### 《事業所及び家庭》

従業員及び家庭が震災の影響の長期化を考慮し準備します。

- ・当面の目標として、3日分の災害用トイレ、トイレ用品を備蓄します。
- ・水の汲み置き等により生活用水を確保します。

### (2) 災害用トイレの普及啓発

#### 総務部

出前講座や地域訓練などで、仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ住民に周知し、災害用トイレに関する知識や利用方法の普及啓発に努めます。

### (3) し尿処理体制の確保

#### 環境部

し尿の収集・運搬に関する現況を把握し、し尿処理運搬車等を確保します。

し尿に関する災害時協定の実効性を高める取組を行います。

災害時の公衆衛生の観点から、し尿の収集を計画的に実施するため、災害廃棄物処理マニュアルに基づき対応します。

## 3 災害廃棄物処理

#### 環境部

災害発生時、被災地の公衆衛生・環境衛生の確保を図るだけでなく、人心の荒廃を防止し、日常生活を回復させるための意欲を助長するという付加的な意義も有していることを十分に踏まえ、災害廃棄物を迅速に処理する体制が必要です。

大量に発生する災害廃棄物は、D. Waste-Net、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム、自衛隊その他の広域連携については、都を通じて、人材や資機材の支援や、災害廃棄物の処理を要請します。

災害時のごみの出し方に関する窓口を設置し、迅速な処理体制を整備します。

現況を把握し、不足が想定されるマンパワーや資器材に対する備えを教育・訓練を実施して検証、確保します。

処理機能の確保策に関して、都環境部局と協力してごみ処理体制を構築します。

## 4 損壊家屋の解体廃棄物処理

### 環境部

災害廃棄物処理と同様に対処します。

## 5 災害救助法等

### (1) 災害救助法の適用

#### 総務部

災害救助法の適用基準に該当するか、又は該当する見込みがあるときは、その旨を知事に直ちに報告しなければならないため、適用基準に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備します。

### 資料編 12：災害救助法の適用基準等

### (2) 激甚災害法の指定基準

#### 市長・総務部

激甚災害指定は、災害による被害規模等を国が判断し、政令という形で指定することとなります。そのため、職員は、適切な激甚災害指定が実施されるよう制度について十分理解するとともに、速やかにその被害の状況及びとられた措置等を報告できる体制を整備します。

※ 激甚災害法（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律）

## 6 教育・保育等

### (1) 応急教育

#### 教育部・教育委員会・学校長・都

市立小・中学校は、震災に備え事前に震災時対応シミュレーション等を整備し、児童・生徒の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保について万全を期する必要があります。

#### 学校長・教育委員会

##### 事前準備

ア 学校長は、学校の立地条件などを考慮したうえ、災害時の応急教育計画、指導の方法などについて、あらかじめマニュアル等を作成しておきます。

イ 学校長は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じます。

(ア) 児童・生徒の避難訓練を実施するほか、市が行う防災訓練に教職員、児童・生徒等も参加、協力すること。

(イ) 児童・生徒が学校管理下にある多様な場面を想定して、避難計画を立案し、教育計画に位置づけるとともに、保護者との連絡体制を整備すること。

また、登下校時に発災した場合に備えた避難計画についても立案し、周知徹底を図ること。

(ウ) 教育委員会、警察署、消防署及び保護者への連絡網並びに協力体制を確立すること。

(エ) 勤務時間外における教職員の参集、連絡体制、役割分担等の計画を作成し、

教職員に周知徹底すること。

- (オ) 児童・生徒等の安全確保を図るため、保健室の資器材を充実するよう努め、また、学校医や地域医療機関等との連携を図ること。

## (2) 災害時保育

### 子ども生活部・公立保育園（保育園長）・私立保育園

保育園等は、震災に備え事前に行動マニュアル等を整備し、震災時における園児の生命及び身体の安全の確保について万全を期する必要があります。

#### ア 災害時保育について

##### 子ども生活部・公立保育園（保育園長）

###### 事前準備

- (ア) 保育園長は、保育園の立地条件などを考慮したうえ、災害時の避難計画等を作成しておきます。
- (イ) 保育園長は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じます。
- α 保育園児の避難訓練を保育園において実施するほか、市が行う防災訓練に参加、協力すること。
  - β 保育園児が保育園管理下にある多様な場面を想定して、避難計画を立案し、保護者との連絡体制についても整備すること。
  - γ 保育園、警察署、消防署及び保護者への連絡網並びに協力体制を確立すること。
  - δ 勤務時間外における職員の参集、連絡体制、役割分担等の計画を作成し、職員に周知徹底すること。
  - ε 保育園児の安全確保を図るため、医薬品、アルファ米、粉ミルク、紙おむつ、哺乳瓶、カセットコンロ、カセットボンベ、消毒液（次亜塩素酸ナトリウム）等を充実するよう努め、また、保育園医や地域医療機関等との連携を図ること。

#### イ 私立保育園等

##### 私立保育園及び認可外保育施設等

私立保育園等の応急保育計画については、本計画に準じて策定し、災害の発生に備えた措置を講じておくものとします。

## (3) 災害時育成

### 子ども生活部・児童館・学童クラブ等

児童館、学童クラブ等は、震災に備え事前に行動マニュアル等を整備し、震災時における児童の生命及び身体の安全の確保について万全を期する必要があります。

#### ア 災害時育成について

##### 子ども生活部・児童館・学童クラブ等

###### 事前準備

- (ア) 館長及び施設長は、児童館及び学童クラブ等の立地条件などを考慮したう

え，災害時の避難計画等を作成しておきます。

- (イ) 警察署，消防署及び保護者への連絡網並びに協力体制を確立すること。
- (ウ) 館長及び施設長は，災害の発生に備えて，各施設の開設判断基準や，各施設ごとに整備されているマニュアル等に基づき，来館又は来室した児童の安全確保を最優先とした対応を取ります。

**【応急対策】** (地震直後の行動)

1 被災住宅の応急危険度判定	7 災害廃棄物処理
2 被災宅地の危険度判定	8 損壊家屋の解体廃棄物処理
3 家屋被害状況調査等	9 教育・保育
4 罹災証明書の交付準備	10 社会公共施設の対応
5 義捐金の募集・受付	11 災害救助法等の適用
6 トイレの確保及びし尿処理	12 激甚災害の指定

**【生活再建対策に係る主な機関の応急復旧活動】**

機関名	発災	1h	24h	72h
	初動態勢の確立期		即時対応期	
市			<ul style="list-style-type: none"> <li>○応急危険度判定の実施 →</li> <li>○住家被害認定調査の実施</li> <li>○都災害対策本部への報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○仮設住宅用地の確保</li> <li>○仮設住宅の建設</li> <li>○民間住宅のあっせん</li> <li>○公的住宅の供給</li> <li>○仮設住宅の入居者の選定</li> <li>○被災者の生活相談</li> <li>○罹災証明書の交付 →</li> </ul>
都都市整備局			<ul style="list-style-type: none"> <li>○応急危険度判定支援本部の設置</li> <li>○応急危険度判定員の派遣 →</li> </ul>	
都住宅政策本部			<ul style="list-style-type: none"> <li>○応急住宅の確保 →</li> </ul>	

【トイレの確保及びし尿処理・ごみ処理・がれき処理に係る主な機関の応急復旧活動】

機関名	発災	1h	24h	72h	168h
	初動態勢の確立期		即時対応期		復旧対応期
市			<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民に対する広報</li> <li>○処理施設の被災情報等収集</li> <li>○集積所及び仮置場の選定・設置</li> <li>○道路障害物の除去</li> <li>○災害用トイレの設置等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○損害家屋の解体・撤去申請窓口</li> <li>○災害廃棄物処理実行計画の策定</li> <li>○ごみ集積所及び仮置場の決定</li> <li>○災害廃棄物の処理の実施</li> <li>○し尿の収集・搬入</li> <li>○都等への応援要請 (災害用トイレ・し尿収集車)</li> </ul>	
都本部				<ul style="list-style-type: none"> <li>○がれき処理部会の設置</li> <li>○広域応援の調整 (し尿収集車)</li> </ul>	
都福祉局			<ul style="list-style-type: none"> <li>○都備蓄品で対応 (災害用トイレ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広域応援の調整 (災害用トイレ)</li> </ul>	
都下水道局			<ul style="list-style-type: none"> <li>○し尿の受け入れ</li> </ul>		

【教育・保育に係る主な機関の応急復旧活動】

機関名	発災	1h	24h	72h
		初動態勢の確立期	即時対応期	
市				○学用品の供与 ○学校納付金等の減免の計画の樹立
学校長		○児童生徒の保護・保護者への引渡し ○被害状況の把握 ○臨時休校等の措置の実施 ○教育委員会との連絡	○応急教育計画に基づく指導措置の実施	○授業の早期再開の実施
保育園長		○被災状況の把握・報告 ○保育園児の保護	○応急保育計画に基づく指導措置の実施	○保育の早期再開の実施
都知事				○学用品の調達

【災害救助法の適用に係る主な機関の応急復旧活動】

機関名	発災	1h	24h	72h
		初動態勢の確立期	即時対応期	
市		○被害状況の把握 ○都総務局への災害発生の報告（以降，適宜状況報告） ○災害救助法の適用申請 ○救助実施状況の報告	○毎日の救助日報の作成	
		○被害状況調査の実施 ○調査結果の取りまとめ，報告 ○応急救助の実施	→	

## 1 被災住宅の応急危険度判定

### (1) 対策内容

建築物の被害については、被災建築物応急危険度判定員により、二次災害防止のための被害状況の把握、被災建築物の余震等に対する危険度の判定(被災建築物応急危険度判定)を行い、必要な措置を講じます。

### (2) 詳細な取組内容

市は、管内で予め定められた震度以上の地震が発生した場合に、震災後の余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、二次災害の発生の危険の程度の判定・表示等を行います。

#### ア 被災建築物応急危険度判定実施本部の設置

##### 災害対策都市整備部

災害対策本部長が被災建築物応急危険度判定業務の実施を決定したときは、被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、必要な措置を講じます。都が設置する被災建築物応急危険度判定支援本部の支援を受け、判定を実施します。

#### イ 判定の実施

##### 災害対策都市整備部

判定は、調布市被災建築物応急危険度判定マニュアルに基づき、地震発生後10日以内に終了することを目標に、実施します。

判定対象住宅	判定の実施
民間住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市長は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施</li> <li>○ 知事は、市長が判定の実施を決定した場合には、東京都防災ボランティア要綱に基づいて登録した建築物の応急危険度判定員の出動要請等、必要な支援を実施</li> <li>○ 市に対する支援を効果的に行うため、都本部の下に被災建築物応急危険度判定支援本部を設置</li> <li>○ 知事は、地震被害が大規模であること等により必要であると判断する場合は、国土交通省、10都県被災建築物応急危険度判定協議会を構成する各県、その他道府県の知事及び独立行政法人都市再生機構理事長に対し必要な応援を要請</li> </ul>
都営住宅 ※都営住宅には都民住宅を含む	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都営住宅については、都立建築物応急危険度判定技術者の資格を有する都住宅政策本部の職員が応急危険度反映を実施</li> </ul>
都住宅供給公社 、独立行政法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構等の公的機関が管理する住宅については、各管理者が応急危険度の判定を</li> </ul>

判定対象住宅	判定の実施
都市再生機構等 が管理する住宅	実施

#### ウ 判定を優先すべき施設への対応

災害対策総務部・災害対策都市整備部・

市庁舎等の重要施設、避難所等優先的に判定すべき施設があり、その他以下の建築物の被災情報を得た場合は、優先的に判定を行います。

- 重要施設（市庁舎、たづくり）
- 避難所
- 福祉避難所
- 救急病院
- 判定員輸送路用を含む緊急交通路としての緊急道路機能確保路の沿道建築物
- 他の重要施設(災害対策本部等から要請された場合や影響度を考慮して判断します)

#### エ 判定結果の表示

災害対策都市整備部

応急危険度判定による調査結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の所有者・使用者・歩行者等に周知を図ります。

#### ※ 応急危険度判定と住家被害認定の関係

応急危険度判定と住家の被害認定調査は、それぞれ異なる目的を有しており、各々の目的にあわせた調査方法などが整備されています。しかし、被災市民や一般職員にとっては混同を生じやすいものであり、それぞれの調査目的と判定の意味を理解したうえで、十分な周知・広報が必要です。

## 2 被災宅地の危険度判定

被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度を判定することによって、二次災害を軽減・防止し住民の安全の確保を図ります。

盛土規制法第2条第2号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林ならびに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となります。

### (1) 危険度判定実施本部の設置

災害対策都市整備部

市は、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地による二次災害防止のための危険度判定業務の実施を決定したときは、危険度判定実施本部を設置する

とともに、必要な措置を講じます。必要な場合は都に対し、被災宅地危険度判定士の派遣等の支援要請を行います。

都は、支援要請を受けた場合は、危険度判定支援本部を設置し、速やかに被災宅地危険度判定士に協力を依頼する等、支援措置を講じます。

## (2) 判定の実施

### 災害対策都市整備部

市は、被災宅地危険度判定士により、判定を実施します。

## (3) 判定結果の表示

### 災害対策都市整備部

被災宅地危険度判定の結果については、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示します。

当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにします。

## 3 家屋被害状況調査等

### 災害対策市民部・災害対策都市整備部・調布消防署

都市復興における被害状況図や家屋被害台帳の作成等に活用するほか、住宅の応急修理や住宅の供給等のための基礎資料とするため、被災直後において、建物の被害状況を把握します。併せて、この結果は、固定資産課税台帳データと共に、罹災台帳の作成に活用します。

国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、住家及び非住家の被害認定調査を行い、都災害対策本部に報告します。

震災に伴う火災による被害状況調査については、調布消防署が実施します。

## 4 罹災証明書の交付準備

### 災害対策市民部

罹災に関する証明書は、地方自治法第2条に定める自治事務として、市が住家等の被害状況について証明するものです。各種の被災者支援制度の適用や、個人加入の保険金等の給付を受けるに当たっての参考資料として必要とされることから、罹災証明書の発行について、遅滞なく確実に被災者への交付処理を行う必要があります。

### (1) 発行者（証明者）

#### 市長・調布消防署長

市長は、申請のあった被災者に対して、罹災証明書を発行します。ただし、火災による罹災証明書は、調布消防署長が発行します。

### (2) 罹災台帳の作成

#### 災害対策市民部

前項に掲げる家屋・住家被害認定調査を踏まえ、罹災証明書の交付に必要な罹災台帳を作成します。

### (3) 罹災証明書の交付

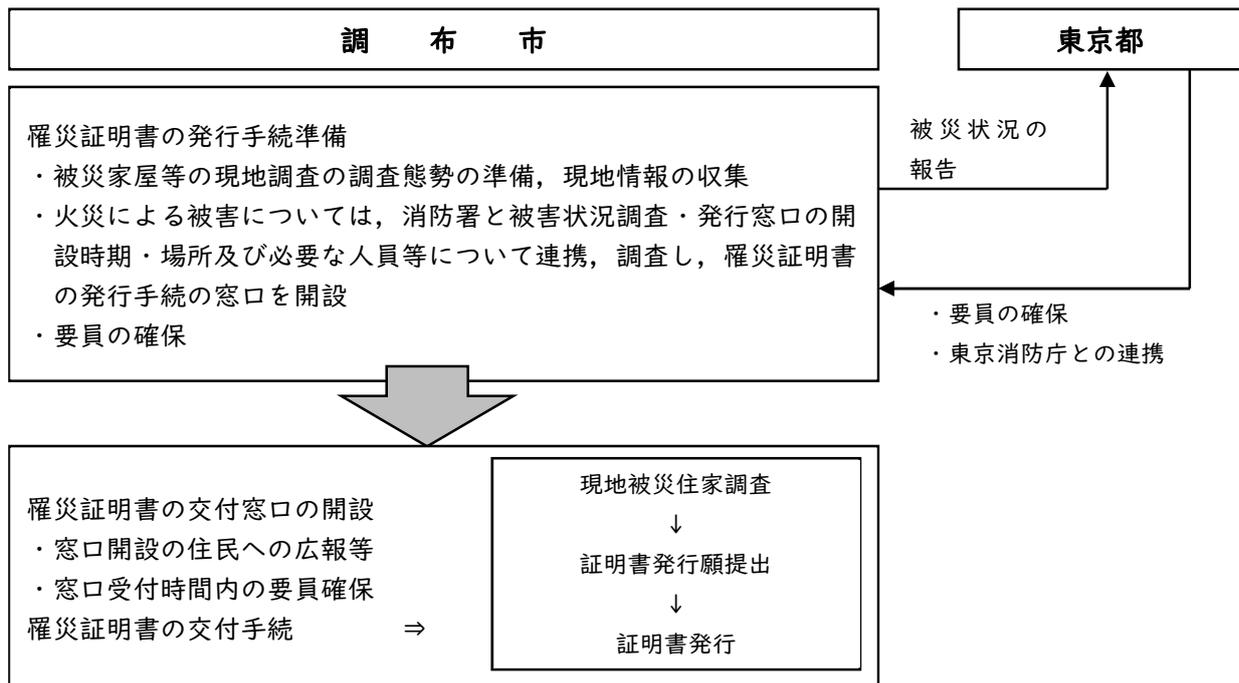
#### 災害対策市民部

罹災台帳に基づき、被災者の申請により交付するものとします。

なお、罹災証明書における建物被害状況について台帳によって確認できないものは、申請者の立証資料により交付することができます。

#### 資料編 66：罹災証明書

#### 【手順】



- 被災者生活再建支援システムに最新の住民情報や家屋情報を登録するなど、システム稼働に向けた準備や資機材の確保を行います。
- 住家被害認定調査の調査方針，調査体制，業務日程などを含む調査計画を策定し，調査員及び庁内外の関係部署と共有したうえで，被害認定調査を実施します。

## 5 義捐金の募集・受付

#### 災害対策福祉健康部

市は、被害の状況を勘案し、義捐金の募集を行うか否かを検討し、決定します。

義捐金の募集・受付に関して、都、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有します。

義捐金の募集が決定した場合は、募集口座を開設します。

都の義捐金募集に協力して受領した義捐金については、寄託者に受領書を発行します。ただし、口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができます。

## 6 トイレの確保及びし尿処理

### 災害対策総務部・災害対策環境部

災害発生時、被災者の生活を速やかに確保するとともに、被災地の公衆衛生、環境衛生の確保、災害関連死の防止を図れるよう、トイレは迅速に確保します。

また、災害時の公衆衛生の観点から、災害時のトイレの利用方法等については周知を図ります。トイレの確保とあわせ、し尿処理の準備を進めるとともに、し尿収集を計画的に実施します。

災害対策環境部は、災害対策総務部と協議のうえ、委託業者等と綿密な協議を行い、これに対処するものとします。

#### (1) 災害用トイレの活用とし尿の収集・搬入

##### ア 発生量（仮設トイレ必要数）の推定

災害の発生により避難所等に避難した被災者が仮設トイレを使用することによって、し尿が発生することが想定されるため、被災者の避難状況等を十分に把握し、速やかにし尿発生量及び必要な仮設トイレ数を推定します。

##### イ 処理方法

トイレ利用の基本的な考え方は、生活用水による既存トイレの利用と仮設トイレ等の災害用トイレの使用により対応することとします。

##### (ア) 既存トイレ及び下水道機能の活用

在宅被災者が断水により従前の処理が不可能となった場合は、防火貯水槽、河川水、井戸等によって水を確保し、可能な限り既存トイレ及び下水道機能の活用を図ります。

なお、避難所となる学校については、断水時、学校トイレの構造上、学校プール等で確保した水を使用した排水ができないため、常設の学校トイレは使用せずに、マンホールトイレを使用します。

##### (イ) 災害用トイレの確保

発災時には、仮設トイレだけでなく、携帯トイレや簡易トイレ、組立てトイレ(マンホール用)など多様な災害用トイレを、関連部署と調整のうえで確保します。

また、要配慮者に配慮して、多目的トイレの確保や設置場所の選定を行います。

発災直後は、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、市は、道路の状況等を考慮しつつ、努めてし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを確保し、対応します。

市は、道路状況回復後は、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応します。

備蓄分が不足した場合には、市は都福祉局に要請し、都は広域応援等により必要数を確保します。

なお、災害用トイレの配布・設置に当たっては、その使用方法、維持管理

方法等について使用管理者等へ周知します。

(ウ) し尿の収集

避難所等の開設状況及び仮設トイレ等の設置状況、道路状況を把握し、し尿収集車等により収集し、市が所管する下水道施設(水再生センター及び主要管きよの指定マンホール)等又は都下水道局流域下水道本部との覚書に基づき、北多摩一号水再生センターに搬入します。

確保できるし尿収集車のみでは対応が困難な場合は、都に応援を要請します。

(2) 避難所における対策

**災害対策総務部**

被災後、断水した場合には、学校のプール、防災用井戸等で確保した水を使用し、下水道機能の活用を図ります。

段階に応じて以下の方針でトイレ機能を確保します。

発災後の段階	対策
発災直後	既設トイレは使用せず、携帯トイレを主として使用
避難所運営本部設置後	マンホールトイレ設置
3日目以降	仮設トイレ・トイレカーの受援、備蓄の組み立てトイレの設置

備蓄分が不足したときは、都に要請し、必要分を確保します。

(3) 事業所・家庭等における対応

上水機能に支障が発生している場合には、汲み置き、防災用井戸、河川水等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用します。ただし、下水道の機能に支障が発生している場合には、事業所・家庭における備蓄(災害用トイレ)を活用します。

(4) 災害廃棄物処理実施計画の策定

**災害対策環境部**

災害対策環境部は、災害時に発生することが予想されるし尿の処理について、災害廃棄物処理実行計画(以下「実行計画」という。)に基づいた対応に当たります。

※ 実行計画は、被害情報の集計及び発生量の推計等を行い、災害廃棄物を災害発生後速やかに策定し、対応に当たるものです。

**7 災害廃棄物処理**

**災害対策環境部**

災害により発生した瓦れき及び建物等の解体撤去にともない発生した廃材等の災害廃棄物の処理は、原則として、調布市災害廃棄物処理計画に基づき行います。

災害対策環境部は、発災後、実行計画を策定し、対処するものとします。

(1) 対策内容

機関名	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ごみ処理に関する窓口設置</li> <li>○ 所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証、確保</li> <li>○ 所管区域内の被災状況を把握し、ごみの発生推定量を算出、一次集積場所の決定など、ごみ処理計画を速やかに策定</li> </ul>
東京都環境局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市区町村を通して、都内全域のごみ処理体制を把握</li> <li>○ 市区町村の応援要請に迅速に対応するため、都内のごみ収集・運搬機材等や廃棄物処理施設の現況を把握、機材の確保や処理体制の協力体制を構築</li> <li>○ 広域的な支援要請を実施</li> <li>○ 災害廃棄物処理に関して、国と国庫補助等の調整</li> </ul>
東京都総務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都の対策全般を総括</li> <li>○ 広域的なごみ処理体制について連携体制の構築を推進</li> <li>○ 都本部の下、災害廃棄物処理のほか応急対策全般に関する調整</li> <li>○ 環境局と連携し、ごみ処理対策に関して広域的に協議</li> </ul>

(2) 詳細な取組

機関名	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、都環境局と協力して、処理機能の確保策に関して各市区町村のマニュアルに示すなどの見直しを行うことで、ごみ処理体制の構築促進</li> <li>○ 可能な限り主体的に対応するが、被災が広範囲に及ぶ時などは、都や事務組合等と情報の共有化を密にし対応</li> <li>○ 市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に明示</li> </ul>
東京都環境局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市区町村から被災状況の報告を受け、市区町村が行うごみの一次集積から運搬、処理施設等で必要となる収集・運搬機材や人員不足等について、市区町村からの要請に基づき、国と連携し、被災地以外の自治体や関係業界団体への応援要請及び調整を行い、迅速に対処</li> <li>○ 可燃ごみの処理については、都内の処理施設のみならず、広域的な処理体勢の構築により、迅速な処理体制を確立</li> <li>○ 都は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市区町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を実施</li> <li>○ 災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合におけ</li> </ul>

	る仮置場の確保や、災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力の在り方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に明示
--	--

## 8 損壊家屋の解体廃棄物処理

災害対策総務部・災害対策環境部・災害対策都市整備部

被災地の応急対策や円滑な復旧・復興を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する損壊家屋の解体廃棄物を適正に処理します。

また、市単独では損壊家屋の解体廃棄物処理の対応が困難と想定される場合、D. Waste-Net、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム、自衛隊等に協力・支援を要請します。

### (1) 損壊家屋の解体廃棄物の発生量の推定

発災後、市における被害状況について情報を収集するとともに、現場調査を行い、損壊家屋の解体廃棄物の発生量を推計します。

### (2) 調布市災害廃棄物処理計画に基づく対応

### (3) 都報告及びD. Waste-Net、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム、自衛隊等への応援要請

被災状況を都に報告し、必要に応じてD. Waste-Net、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム、自衛隊等へ応援を要請します。

### (4) 災害廃棄物処理実行計画策定

集積所及び仮置場を決定し、災害廃棄物処理実行計画を策定します。

## 9 教育・保育

### (1) 応急教育

災害対策教育部・教育委員会・学校長・都

震災時における市立小・中学校の災害対策を通じて、児童・生徒の生命・身体の安全及び教育活動の確保について万全を期する必要があります。

#### ア 応急教育の実施

教育委員会・学校長

##### (ア) 災害時の態勢

- a 学校長は、児童・生徒が学校管理下にあるときに発災した場合、児童・生徒を校内に保護するものとし、安全確認ができた場合又は確実に保護者等への引渡しができる場合には、児童・生徒等を帰宅させます。

また、保護者に対しては、避難計画に基づいて、児童・生徒の安全な引渡しを図ります。

- b 学校長は、災害の規模、児童・生徒、教職員及び施設設備の被害状況を

速やかに把握し、教育委員会に報告しなければなりません。

- c 学校長は、状況に応じ教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等の適切な措置をとります。
- d 学校長は、応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行います。  
また、学校が避難所となる場合は、教育活動再開のための場所の確保を図るほか、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、市民の協力を得るように努めます。
- e 学校長は、応急教育計画を策定したときは、教育委員会に報告するとともに、決定次第、速やかに保護者及び児童・生徒に周知徹底を図ります。
- f 教育委員会及び学校長は、連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期します。

(1) 災害復旧時の態勢

- a 学校長は、教職員を掌握するとともに、次の事項を調査し対策を立て、教育委員会に報告します。
  - (a) 児童・生徒の被害状況
  - (b) 教職員の被害状況
  - (c) 校舎等の被害状況
  - (d) 教材器具の被害状況
  - (e) 保健指導
  - (f) 生活指導
  - (g) 児童・生徒の訪問指導（児童・生徒の教科書ほか学用品の状況）
  - (h) 疎開等の状況
- b 教育委員会は、学校長からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧します。
- c 教育委員会は、学校ごとに担当職員を定め、情報及び指令の伝達について万全を期します。
- d 学校長は、応急教育計画に基づき、学校に収容可能な児童・生徒を収容し、指導する。指導にあたっては、健康、安全教育及び生活指導に重点を置くようにします。また、心のケア対策も十分留意することとします。
- e 教育活動の再開にあたっては、児童・生徒等の安否確認と通学路及び通学経路の安全確認を行い、教育委員会に報告します。
- f 疎開した児童・生徒については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、疎開先を訪問するなどして、前記dに準じた指導を行うよう努めます。
- g 避難所等に学校を提供したため、長期間学校が使用不能となる場合、教育委員会は、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開に努めます。
- h 学校長は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常授業に戻すように努めるとともに、その時期について早急に保護者に連絡します。
- i 教育委員会は、学校間の教職員の応援体制について調整が必要であると

認めるときは、都教育委員会へ調整を要請します。

## イ 学用品の調達及び支給

市長・災害対策教育部・教育委員会・都

### (ア) 支給の対象

震災により住居に被害を受け、学用品を喪失又はき損し、就学上支障の生じた小・中学校の児童・生徒（特別支援学校の小学部，中学部及び中等教育学校の前期課程を含む）に対し、被害の実情に応じ教科書（教材を含む），文房具及び通学用品を支給します。

災害救助法の適用に至らない場合には、市が実施するものとし、支給に必要な計画を樹立しておくものとします。災害救助法適用後は、都が実施し、市はこれに協力します。

### (イ) 支給の時期

教科書については、災害発生日から1ヶ月以内、その他については、15日以内とします。ただし、交通事情等により学用品の調達及び輸送が困難と予想される場合には、都知事が内閣総理大臣の承認を受け、必要な期間を延長します。

### (ウ) 給与の方法

学用品は、原則として都知事が一括購入し、給与対象児童・生徒に対する配分は、市が実施するものとします。

なお、学用品の給与を迅速に行うため、都知事が職権を市長に委任した場合、市長は教育委員会及び学校長等の協力を得て調達から配分までの業務を行います。

### (エ) 費用の限度

#### a 教科書代

支給する教科書（教材を含む）の実費

#### b 文房具及び通学用品

災害救助法施行細則で定める額

## ウ 学校納付金等の減免

災害対策教育部・教育委員会

市は、被災した児童・生徒に対する学校納付金等の減免について、必要な計画を樹立しておくものとします。

## (2) 災害時保育

災害対策子ども生活部・公立保育園（保育園長）・私立保育園

震災時における保育園児の生命及び身体の安全の確保について万全を期する必要があります。

## ア 災害時保育の実施

### 災害対策子ども生活部・公立保育園（保育園長）

#### (ア) 災害時の態勢

- a 保育園長は、保育園児が保育園管理下にあるときに発災した場合、安全確認ができるまでの間、保育園児を保育園内に保護するものとし、確実に保護者等への引渡しができるまで保護するものとします。  
また、保護者に対しては、避難計画に基づいて、保育園児の安全な引渡しを図ります。
- b 保育園長は、災害の規模、保育園児、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、子ども生活部に報告しなければなりません。
- c 保育園長は、状況に応じ子ども生活部と連絡のうえ、臨時休園等の適切な措置をとります。
- d 災害対策子ども生活部は、応急保育計画を策定し、災害状況に即した臨時の編成を行うなど、速やかに調整します。
- e 災害対策子ども生活部は、応急保育計画を策定したときは、決定次第、速やかに保護者に周知徹底を図ります。
- f 保育園長及び子ども生活部は、連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期します。

#### (イ) 災害復旧時の態勢

- a 保育園長は、職員を掌握するとともに、次の事項を調査し対策を立て、災害対策子ども生活部に報告します。
  - (a) 保育園児の被災状況
  - (b) 職員の被災状況
  - (c) 園舎等の被害状況
  - (d) 保健指導
  - (e) 生活指導
- b 災害対策子ども生活部は、保育園長からの園舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧します。
- c 災害対策子ども生活部は、保育園ごとに担当職員を定め、情報及び指令の伝達について万全を期します。
- d 保育園長は、応急保育計画に基づき、保育園に収容可能な保育園児を収容し、保育します。保育に当たっては、健康、安全及び生活指導に重点を置くようにします。  
また、心のケア対策も十分留意します。
- e 保育活動の再開に当たっては、保育園児の安否確認と通園路及び通園経路の安全確認を行います。
- f 保育園長は、災害の推移を把握し、災害対策子ども生活部と緊密な連絡を図るとともに、平常保育に戻すように努めるとともに、その時期について早急に保護者に連絡します。
- g 保育園長は、保育園の職員の応援体制について調整が必要であると認めるときは、子ども生活部へ調整を要請します。

## イ 私立保育園等

### 私立保育園及び認可外保育施設等

私立保育園等の応急保育計画については、本計画に準じて策定しておくものとし、災害時には、子ども生活部との連携を密にしながら、保育活動を行うこととします。

## 10 社会公共施設の対応

### (1) 各医療機関

施設長は、あらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応します。

通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとるなど万全を期します。

### (2) 社会福祉施設等

ア 社会福祉施設等の責任者は、被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認します。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保します。

イ 利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定します。

ウ 施設独自での復旧が困難である場合は、市区町村が組織した「要配慮者対策班」等関係機関に連絡し援助を要請します。

エ 被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保します。

オ 市は、社会福祉施設等の被災による既存の福祉サービスの供給能力低下や、被災後の生活環境の変化等により新たな福祉需要の発生に対応するため、再建支援が必要な社会福祉施設等や新たな福祉需要を把握します。また、社会福祉施設等の再建に係る復旧事業費に対応した財政的支援について、必要に応じて国に要請します。

### (3) 文化財施設

ア 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、直ちに東京消防庁等の関係機関に通報するとともに被害の拡大防止に努め、被災状況を速やかに調査し、都教育委員会を經由して、その結果を文化庁長官に報告します。

イ 関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じます。

ウ 被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、都教育委員会、市区町村教育委員会及び文化財管理者等において修復等について協議を行います。

## 11 災害救助法等の適用

### 総務部

#### (1) 救助実施体制の整備

救助の万全を期し、円滑に救助業務を実施するためには、事前に強力な救助実施組織を確立することが必要です。

#### (2) 被害状況調査体制の整備

救助法を適用するに当たっては、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるため、被害状況等の調査、報告体制の整備に努めます。

#### (3) 救助の実施に必要な関係帳票の整備

救助の実施に当たっては、救助内容ごとの帳票作成が義務づけられています。災害時に遅滞なく救助業務を実施できるよう、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等について習熟しておきます。

## 12 激甚災害の指定

#### (1) 激甚災害の指定手続き

大規模な災害が発生した場合において、激甚災害法に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続きについて定めます。

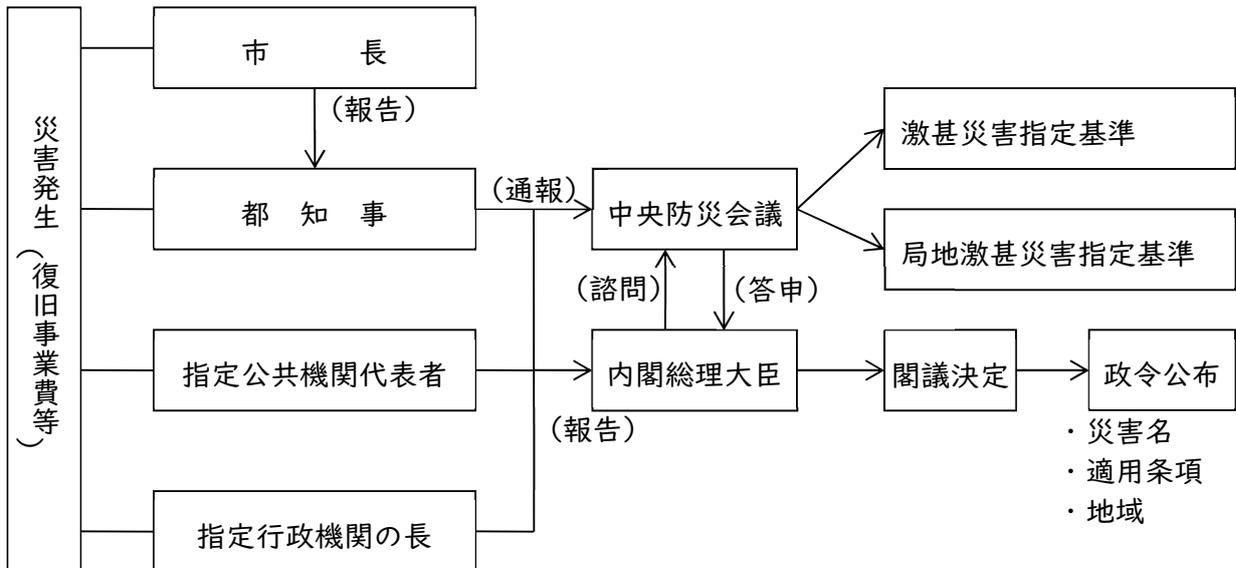
ア 大規模な災害が発生した場合、市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し、知事に報告すること。

イ 内閣総理大臣は、都知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断すること。

ウ 中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべきかどうかを答申すること。

エ 激甚災害の指定を受けたとき市は、速やかに関係調書等を作成し、都各局に提出すること。

【激甚災害の指定手続き】



(注) 局地激甚災害の指定については、1月～12月までに発生した災害を一括して翌年の1月～2月ごろまでに手続きを行います。

(2) 激甚災害に関する調査報告

災害対策総務部

市は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し都知事に報告します。

- ア 市内に大規模な災害が発生した場合、市は、被害状況等を検討のうえ、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる復旧事業について、関係各部に必要な調査を行わせます。
- イ 関係各部は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚災害法に定める必要な事項を速やかに調査し、災害対策総務部に提出します。
- ウ 災害対策総務部は、関係各部の調査をとりまとめ、激甚災害指定の申請について本部長室に付議します。
- エ 災害対策総務部は、激甚災害の指定を受ける必要があると決定した場合は、調査報告書を添えて都知事に申請します。
- オ 市は、都が行う激甚災害に関する調査等について協力します。

(3) 特別財政援助等の申請手続等

災害対策総務部

市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各局に提出します。

## 【復旧対策】（地震後の行動）

1 罹災証明書の交付	11 精神的支援
2 被災住宅の応急修理	12 要支援者及び要配慮者を対象とした支援
3 応急仮設住宅等の供与	13 職業のあっせん
4 市営住宅の応急修理	14 租税等の徴収猶予及び減免等
5 建設資材等の調達	15 その他の生活確保
6 被災者の生活相談	16 中小企業・自営業者への支援
7 被災者台帳の作成及び活用	17 損壊家屋の解体廃棄物処理の実施
8 被災者の安否情報の提供	18 災害救助法の適用
9 義捐金・物資の募集・受付・配分	19 激甚災害の指定
10 被災者生活再建資金援助等	

### （1）市街地及び都市基盤施設の復旧・復興の基本方向を決定するための調査

#### ア 建築物の被災状況に関する調査の実施

市は、応急復旧対策・復興対策を効果的に行うために、被災地全体の全壊、半壊といった建築物の被災状況の概要調査を行います。

#### イ 都市基盤施設被害状況調査の実施

施設管理者は、応急復旧対策・復興対策を的確に行うために、被災地全体のライフライン施設、交通施設等の都市基盤施設の被害調査を行います。

#### ウ 応急住宅対策に関する調査の実施

応急仮設住宅等の住宅対策について、迅速な意思決定や適切かつ計画的な住宅供給を行うための調査を行います。

市は、全壊・焼失・半壊建物数及びデータ、被災者数及びその分布等のデータを活用し、必要とされる応急仮設住宅の戸数、市営住宅の戸数の概要、全壊・焼失・半壊した住宅が数多く存在する地域等を把握し、東京都に報告します。

### （2）復興計画の作成及び復興計画を実施するための調査

#### ア 市街地復興に係わる調査の実施

市は、市街地復興を行っていくために、その事業対象地の被災状況を十分に把握することが必要となるので、全壊・焼失・半壊建築物数及びデータ等を基に、市街地復興を行う必要性が高い地区を特定し、特定された地区について、従前の権利関係等も含め綿密な調査を行います。

#### イ 生活再建支援等に係わる調査

##### （ア）罹災証明書の根拠となる住宅の被災状況調査の実施

市は、災害見舞金等を支給するために、罹災証明書が必要となるため、全壊・焼失・半壊建築物数及びデータ等を基に、罹災証明書の根拠となる住宅の被災状況を把握するとともに、情報が不足している地域等については、補

足調査を行います。

(1) 死亡者数、負傷者数及び行方不明者数等に関する調査の実施

市は、応急対策として行う遺体捜索結果等から死亡者数、災害による負傷者数や負傷の内容についても調査し把握します。なお、災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき災害原因で死亡したものと認められたものについては、災害関連死とし、その数を把握するとともに、死者数の報告の際は、内数として災害関連死の数を報告します。

災害関連死の認定については、内閣府が公表している災害関連死事例集等を参考にして、判断を行います。また、災害状況や市民からの安否情報等をもとに、行方不明者数を把握します。

(ウ) 災害による離職者数についての調査の実施

市は、地域経済の被災状況を把握するとともに、災害による事業停止等による離職者数や離職者の特性等について、調査を行います。

ウ 地域経済の復興施策に係わる調査の実施

被災地全体の概要の把握や、特に中小企業の工場や商店街の商店等の被災状況等は、生活再建支援策と密接に関連するため、可能な限り綿密に調査を行います。

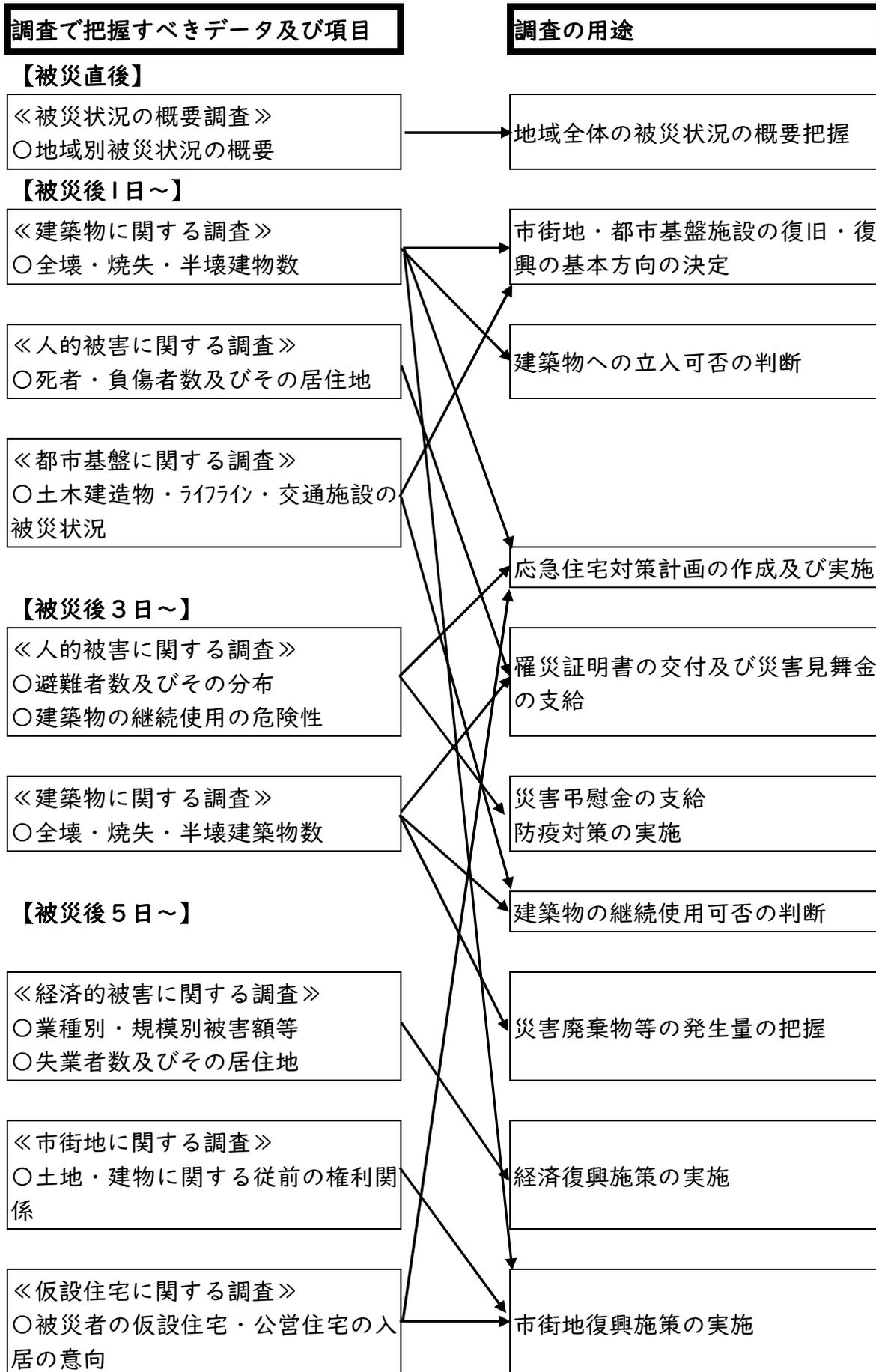
(ア) 物的被害状況調査

市は、災害直後の緊急対応及び復興に向けての施策を検討するために、業種別・規模別被害額や工場・商店等の全壊・焼失数等について、調査を行います。

(1) 地域への影響の把握

市は、産業基盤施設の被災状況や事業者の物的被害状況等を調査し、操業停止期間等を把握します

(3) 被害状況調査の概要フロー



## 1 罹災証明書の交付

被災者生活再建支援システムを活用し、東京都被災者生活再建支援システム利用協議会による「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づく、住家被害認定調査を実施します。この調査結果を基に罹災証明書を交付するとともに、被災者台帳を作成します。なお、被災者生活再建支援システムに必要な住民基本台帳情報及び家屋情報については、平時より市民部において定期的にデータの更新を行うものとします。

### 調布消防署

火災による被害状況調査及び罹災証明書の発行について、市と連携を図り、必要に応じて発行手続きの支援を行います。

### 災害対策市民部

住家被害認定調査を実施するとともに調査結果をデータ化し、罹災証明書の交付に備えます。

住家被害認定調査の進捗状況や仮設住宅住居などの日程を確認しながら、交付日程について庁内調整するとともに、交付場所や資機材を確保します。また、都や市と交付日程の足並みを揃えるなど調整をしたのち、交付日程等について被災者に広報します。

住家被害認定調査の結果を被災者に説明しながら罹災証明書を交付し、被災者から同意が得られない場合には第2次調査を実施します。

罹災証明書交付時に確定した情報等を基に被災者台帳を作成し、各部が被災者の生活再建支援の進捗状況を管理します。

火災による被害状況調査及び罹災証明書の発行について、調布消防署と連携を図ります。

## 2 被災住宅の応急修理

### 災害対策都市整備部・都

#### (1) 応急修理の目的

災害救助法が適用された地域内において、震災により被災した住宅の居住性を維持するとともに取り壊しに伴う災害廃棄物の発生や応急住宅の需要の低減を図ります。

#### (2) 対象者

種類	対象者
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 ※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合。）。
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	① 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることがで

種類	対象者
	きない者 ② 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 ※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合。）。

### （3）応急修理事務の実施

市は、都から委任され実施を決めた際は、都が定める実施要領に基づき、被災者からの応急修理の申込を受け付け、市が発行する罹災証明書等により、対象者であることを確認し、対応します。

### （4）修理

都が一般社団法人東京建設業協会又は全国建設労働組合総連合東京都連合会又は一般社団法人災害復旧職人派遣協会と調整のうえ作成し、市に提示する応急修理を行うことができる建設業者のリストを参考に、市が作成したリストの中から被災者が選定した業者が、以下の修理を行います。

種類	内容
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害により受けた被害を補償するものではなく、住家（屋根、外壁、建具（玄関、窓、サッシ等））について日常生活に必要な最低限度の部分の修理を行うまでの間、ブルーシートやベニヤ板、落下防止ネットなどで緊急的に修理し、住宅の損傷が拡充しないようにします。
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分を修理します。

### （5）経費

1世帯当たりの限度額は、国の定める基準以内。

### （6）期間

種類	期間
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害発生の日から10日以内に完了。
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	原則として、災害発生の日から3ヶ月以内に完了。 国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内に完了。

### （7）帳票の整備

住宅の応急修理をした場合、都及び市は必要な帳票を整備します。

### 3 応急仮設住宅等の供与

#### 災害対策都市整備部

都は、被害状況に応じて、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家が無い者であって、自己の資力では住家を得ることができない被災者に対して、応急仮設住宅等を迅速かつ的確に供与します。市は、応急仮設住宅の供与に当たり、下記の対応を行います。

#### (1) 建設型応急住宅の供給

##### ア 入居対象者

##### (ア) 入居資格

次の各号の全てに該当する者及び知事が必要と認める者とします。ただし、使用申込みは一世帯一箇所限りとします。

- ・住家が全焼、全壊又は流失した者
- ・居住する住家がない者
- ・自らの資力では住家を確保できない者

##### (イ) 入居者の募集・選定

市は、都が定める入居者の選定基準に基づき被災者に対し募集を行うとともに、被災者の資力、その他の生活条件を十分調査し、入居者の選定を行います。その際、避難行動要支援者優先の観点から、入居者の優先順位を設定して選考します。

また、運営管理にあたっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成に努めるとともに、男女共同参画/LGBTQの視点に配慮し、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮します。

##### イ 設置主体

応急仮設住宅の設置は、災害救助法が適用された場合に、都知事が行います。

##### ウ 建設候補地の確保

(ア) 市は、あらかじめ次の点を考慮のうえ、建設候補地を定めます。

- ・接道及び用地の整備状況
- ・ライフラインの状況（埋設配管）
- ・避難場所などの利用の有無

(イ) 市は、年1回都からの求めに応じ、報告します。

##### エ 防火安全対策

建設に当たっては、事前に調布消防署と協議を行い、防火安全対策を講じます。

##### オ 着工

災害発生の日から20日以内に着工します。

#### カ 建設工事

都が一般社団法人東京建設業協会及び一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、又は一般社団法人日本木造住宅産業協会があっせんする建設業者に建設工事を発注します。

なお、必要に応じ、他の建設業者にも発注することとします。

都は、必要に応じて、工事の監督を市に委任します。その場合、災害対策都市整備部（住宅復興班）において、監督します。

#### キ 応急仮設住宅の管理

入居者の管理等は市が行い、必要な帳票を整理します。

市は、入居者台帳を整備し、仮設住宅管理が円滑に進むよう関係部班を調整します。

### 資料編 67：応急仮設住宅入居者台帳

#### (2) 賃貸型応急住宅の供給

都は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供します。

賃貸型応急住宅については、被災者が物件を自ら探す方式により住宅の提供を行う場合には、都から市への住宅の割り当ては実施しないが、募集・申込受付等は、都から市への依頼により、市において所要の事務を行います。

#### (3) 公的住宅の活用による一時提供型住宅

##### 災害対策都市整備部

市は、都及び東京都住宅供給公社等と連携し、応急仮設住宅の提供とあわせ、迅速な住居の供給のため、公的住宅等を供給します。

#### ア 公的住宅の供給

##### (ア) 公的住宅の確保

市は、市営住宅等における空き家住戸を被災者に提供します。

##### (イ) 入居資格

次の各号の全てに該当する者のほか、知事が必要と認める者として。ただし、使用申し込みは一世帯一箇所限りとします。

- ・住家が全焼、全壊又は流失した者
- ・居住する住家がない者
- ・自らの資力では住家を確保できない者

##### (ウ) 入居者の募集・選定

市は都が策定する公的住宅等の入居者の募集計画及び選定基準に基づき、入居者の募集及び選定を行います。

#### イ 帳簿の整理

公的住宅等の供給に伴い、市は入居者管理のため必要な帳簿を整備するものとして。

#### 4 市営住宅の応急修理

災害対策総務部・災害対策都市整備部

市は応急危険度判定後、危険防止等のため応急的な修理が必要な市営住宅等について、応急修理に当たります。

#### 5 建設資材等の調達

都住宅政策本部

応急仮設住宅資材等の調達及び要請は、都住宅政策本部が行います。

##### (1) 災害復旧用材（国有林材）の供給

災害対策都市整備部

国は、都知事、市長等からの要請により、災害復旧用材（国有林材）の供給を行います。

##### (2) 災害救助法の適用に至らない場合

災害対策都市整備部

災害救助法の適用に至らない場合の資材等の調達は、調布市建設業協同組合があっせんする建設業者を通じて、市が調達します。

なお、市は必要に応じて都に対して、資材等の調達を要請します。

#### 6 被災者の生活相談

災害対策総務部・災害対策市民部・災害対策生活文化スポーツ部・災害対策福祉健康部・災害対策都市整備部・調布警察署・調布消防署

##### (1) 相談対応の実施

市は、災害により被害を受けた市民の生活上の不安等の解消を図るため、相談業務を実施します。

##### (2) 臨時災害相談所の開設

市は、必要に応じて臨時災害相談所を設置し、市民の相談を受け、苦情、要望等を聞き取り、速やかに関係部局及び関係機関と連携して早期解決に努めます。

##### (3) 臨時災害相談所の規模等

相談所の箇所数及び人員は、災害の規模や現地の状況により決定します。

相談所では、被災者救護を実施する各部局及び関係機関の職員が相談員として常駐するとともに、弁護士会等の関係団体に協力を要請し、各種相談に応じます。

##### (4) 相談業務の内容

- ア 行方不明者に関する事
- イ 被災者の住居に関する事
- ウ 被災者の生活資金に関する事
- エ 被災事業者の資金に関する事
- オ 市民生活に関する事

カ その他

(5) 情報提供

被災者のための相談所を設置し、効果的かつ迅速な被災者の生活再建に向けて被災者支援に関する各種制度の概要など、必要な情報を提供します。

(6) 役割分担

機関名	内 容
災害対策市民部 災害対策福祉健康部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災者のための相談所を設け、要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請</li> <li>○ 被災者台帳に基づく各種被災者生活再建支援業務を推進</li> </ul>
東京都生活文化スポーツ局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市区町村が被災者台帳の作成のため、都が保有する被災者に関する情報を必要とし、その情報の提供の求めがあったときは、被災者に関する情報の提供を実施</li> <li>○ 常設の都民相談窓口、または災害の規模に応じて臨時相談窓口を開設し、被災者の生活に関する相談、要望等に対応</li> </ul>
調布警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を設置して、警察関係の相談対応</li> </ul>
調布消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内対応</li> <li>○ 市民からの電子メールによる問合せに対応</li> </ul>

7 被災者台帳の作成及び活用

(1) 被災者台帳の作成

市長は、災害が発生した場合、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする「被災者台帳」を作成するものとします。被災者台帳には、災害対策基本法第90条の3第2項に基づき、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとします。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 住家の被害その他の被害の状況
- カ 援護の実施の状況
- キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ク 前各号に掲げるもののほか、災害対策基本法施行規則第8条の5で定める事項

市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとします。

市長は、被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができるものとします。

## (2) 台帳情報の利用及び提供

市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、災害対策基本法第90条の4及び災害対策基本法施行規則第8条の6に基づき被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができるものとします。

ア 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき

イ 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき

ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき

## 8 被災者の安否情報の提供

事務局・災害対策総務部・災害対策市民部

市は、被災者の安否情報について家族又は親族等から照会があった時には、災害対策基本法第86条の15に基づき回答するよう努めます。

なお、回答の際は被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮するほか、照会に対して適切に回答し、又は備えるため、必要な限度で当該情報を利用するものとします。また、必要に応じて関係自治体、警察等に対して、被災者に関する情報提供を求めます。

## 9 義捐金・物資の募集・受付・配分

### (1) 義捐金配分委員会の設置

都

義捐金の募集を決定次第、あらかじめ選任された委員により、都本部に東京都義捐金配分委員会（以下「都委員会」という。）を設置します。

都委員会は、次の事項について審議し、決定します。

ア 被災市区町村への義捐金の配分計画の策定

イ 義捐金の受付・配分に係る広報活動

ウ その他義捐金品の受付・配分等に関して必要な事項

都委員会は、都、市区町村、日本赤十字社東京都支部、及び関係機関等の代表者により構成します。

(2) 義捐金・物資の募集・受付

災害対策福祉健康部

ア 義捐金募集の検討

都，市区町村，日本赤十字社各機関は，被害の状況等を把握し，義捐金の募集を行うか否かを検討し，決定します。

イ 東京都義捐金配分委員会の設置

(ア) 義捐金を，適切に募集・配分するため，都本部に東京都義捐金配分委員会（以下「都委員会」という。）が設置されます。

(イ) 都委員会は，次の事項について審議し，決定されます。

- α 被災市区町村への義捐金の配分計画の策定
- β 義捐金の受付・配分に係る広報活動
- γ その他義捐金の受付・配分等に関して必要な事項

(ウ) 都委員会は，都，市区町村，日本赤十字社東京都支部，その他関係機関等の代表者により構成されます。

ウ 義捐金の募集・受付

機関名	内 容
市	<p>&lt;市区町村独自の義捐金&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 義捐金の募集を行う場合は事前に定めた内容により，適切に取り扱います。</li> <li>○ 義捐金の募集・受付に関して，都，日本赤十字社，関係機関等と情報を共有します。</li> </ul> <p>&lt;都の義捐金募集への協力&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都の義捐金募集に協力して受領した義捐金については，寄託者に受領書を発行します。ただし，口座への振込による場合は，振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。</li> <li>○ 都の義捐金募集に協力して受け付けた義捐金については，都委員会に報告するものとし，都委員会の指定する口座に送金します。なお，送金するまでの間は，「預り金」として銀行口座で一時保管します。</li> </ul>
都福祉局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 義捐金の募集が決定した場合は，募集口座を開設するとともに，ホームページに掲載する等により，広く周知を図ります。</li> <li>○ 受領した義捐金については，寄託者に受領書を発行する。ただし，前記の口座への振込による場合は，振込用紙をもって受領書の発行に代えることができます。</li> <li>○ 都福祉局は，義捐金の受付状況について都委員会に報告するものとし，受け付けた義捐金は，預り金として都委員会が指定する方法で管理します。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市区町村等の義捐金の募集・受付状況等を把握します。</li> <li>○ 義捐金の募集・受付に関して、市区町村、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有します。</li> </ul>
日赤東京都支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日赤東京都支部事務局(振興部振興課)及び都内日赤施設並びに各地区において受付窓口を開設し、直接義捐金を受け付けるほか、郵便局・銀行に災害名を冠した義捐金受付専用口座を開設し、受付期間を定めて振込による義捐金を受け付けます。</li> <li>○ 災害の状況により、都内他の場又は都外においても、日赤本社、全国の日赤支部・日赤各施設及び地区に設置した受付窓口等で受け付けます。</li> <li>○ 受領した義捐金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記の口座振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができます。</li> <li>○ 受領した義捐金は、都委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、預り金として、一時保管します。</li> <li>○ 義捐金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義捐金は、都委員会に送金します。(注)義捐物資は、原則として受け付けません。</li> </ul>

資料編 68：義捐金品受領書

エ 義捐物資の配分・受入れ

(ア) 民間企業や自治体等からの義捐物資

市は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義捐物資について、受入れを希望するもの及び希望しないものを把握します。都及び市は、その内容のリスト及び送り先を国民に対して公表し、周知等を図るものとなります。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改訂するものとし、これを活用し、物資の配分を行います。

(イ) 個人等からの小口義捐物資

市は、個人等からの小口の義捐物資については、原則受け入れないこととし、その方針について周知するものとし、なお、周知にあたっては、記者発表や都及び市のホームページへの掲載のほか、報道機関による情報提供を行います。

10 被災者生活再建資金援助等

災害により被害を受けた市民が、その痛手から速やかに再起し、生活の安定を早期に回復するよう、被災者に対する弔慰金等の支給、災害援護資金、生活福祉資金等の貸付等を行います。

### (1) 被災者生活再建支援金の支給

#### 災害対策福祉健康部

ア 都福祉局・市区町村は、自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給します。

イ 市は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難となった世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給し、支給申請等に係る窓口業務を行います。また、東京都は、実施主体として、これに取組み、市は被害認定や支給申請書の受付等の事務を行います。

### (2) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

#### 災害対策福祉健康部

市は、災害による死亡者の御遺族に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律82号。以下「弔慰金法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令374号）の規定に基づく調布市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第23号。以下「弔慰金条例」という。）の定めるところにより、災害弔慰金を支給します。また、災害により精神的又は身体に著しい障害を受けた者に対しては、弔慰金条例に基づく災害障害見舞金を支給します。

### (3) 災害援護資金、生活福祉資金の貸付

#### 災害対策福祉健康部・災害対策都市整備部・市社会福祉協議会

市は、災害により家屋等に被害を受けた世帯主に対し、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害では、弔慰金条例に従って、災害援護資金の貸し付けを行います。

市社会福祉協議会は、同法の適用に至らない小規模災害時には、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づく生活福祉資金を、低所得者世帯を対象に貸し付けます。

### (4) 災害見舞金等の支給

#### 災害対策福祉健康部

市は、災害により被害を受けた市民に対し、災害見舞金等支給規則に基づき、災害見舞金又は弔慰金を支給します。

### (5) 生活保護

#### 災害対策福祉健康部

被災による生活環境の変化から、新たな要保護者の発生が予想されるので、申請漏れが生じないように、市は、相談窓口の設置等により、生活保護制度の周知を行います。また、被災の状況によっては、申請そのものが困難な場合も考えられるため、積極的に情報を収集して、要保護者の把握に努めます。

## (6) 税の減免等

### 災害対策市民部

市は、被災者の生活再建を支援するため、個人住民税、軽自動車税、固定資産税等の市税について、申告期限・納期等の延長、減免等の納税緩和措置について検討します。

## (7) 社会保険関連

### 災害対策福祉健康部

市は、国民健康保険、介護保険等、社会保険関連の特例措置を実施します。

## 11 精神的支援

### 災害対策生活文化スポーツ部・災害対策福祉健康部

### (1) 被災者の精神的な後遺症に関する相談室の設置及び訪問相談等の実施

市は、被災を体験したことにより、精神的に不安定になっている被災者に対し、専用電話等を設け、医師、保健師、ソーシャルワーカー等が心の相談に応じるとともに、必要に応じ訪問相談を行います。

### (2) 被災者の精神保健活動支援のための拠点の設置

市は、被災者のPTSD（心的外傷後ストレス障害）等に長期的に対応すること、被災精神障害者の地域での生活支援を目的に、被災者の精神保健活動支援のための拠点を設置し、地域に根ざした精神保健活動を行います。

### (3) 男女共同参画の視点に配慮した相談体制の整備

市は、男女共同参画推進センターを拠点として実施する男性及び女性のための相談を通じて、避難所や仮設住宅で生活する方をはじめ多様な悩みを抱える被災者に対し、必要な助言等を行います。

## 12 要支援者及び要配慮者を対象とした支援

### 災害対策生活文化スポーツ部・災害対策福祉健康部

### (1) 高齢者・障害者等への支援の実施

市は、高齢者、障害者等の避難行動要支援者の被災状況を把握し、ホームヘルプサービスや、ショートステイ等の在宅サービスの実施、入所施設等への受入れ、福祉ボランティアの確保等を実施します。

### (2) 外国人被災者への支援の実施

#### ア 日本語を話せない外国人への生活情報の発信

市は、日本語を理解できない外国人被災者に対し、情報を入手できるよう、応急仮設住宅、義捐金など各種交付金の手続きといった被災後の生活情報を、やさしい日本語による発信に加え、多言語で発信します。

#### イ 外国人相談窓口の設置

市は、外国人の相談窓口を設置し、帰国手続き、罹災証明書、義捐金等金銭給付、就労・労働、住宅等に関する相談を受けます。

東京都が設置する外国人災害時情報センターと連携し、外国人被災者等に対する情報提供や相談受付を行います。

### 13 職業のあっせん

災害対策行政経営部・災害対策総務部・災害対策市民部・災害対策生活文化スポーツ部

災害により離職者が生じた場合は、被災者の前職等を調査のうえ、公共職業安定所（ハローワーク）等へ連絡し、職業のあっせんに要請するとともに、必要に応じて都に要請し被災者の雇用の安定を図ります。

機関名	内 容
市	○ 被災者の職業のあっせんについて、都に対する要請措置等の必要な計画を策定します。
東京労働局	○ 災害による離職者の把握に努めるとともにその就職については、市区町村の被災状況等を勘案の上、都内各公共職業安定所（17箇所）と緊密な連絡をとり、公共職業安定所を通じ速やかに、そのあっせんを図ります。 ○ 他府県への就職希望者については、ハローワークシステムの活用等により、他府県と連絡調整を行い雇用の安定を図ります。 ○ 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所の長を通じ、次の措置を講じます。 ア 被災者のための臨時職業相談窓口の設置 イ 公共職業安定所に出向いて行くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

### 14 租税等の徴収猶予及び減免等

災害対策市民部

被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法又は調布市税賦課徴収条例等により、市税等（市民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、都民税を含みます。以下「市税等」という。）の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して、適時、適切な措置を講じます。

#### （1）期限の延長

災害により納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は市税等を納付若しくは納入することができないと認めるときは、指定された地域に限り災害が収まったあと、2ヶ月以内に限り当該期限を延長します。

#### （2）徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が、市税等を一時に納入又は納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において

徴収を猶予します。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行います。

(3) 滞納処分の実行の停止等

災害により滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の実行の停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講じます。

(4) 減免等

被災した納税義務者等に対し該当する各税目について、災害のあった年度内に限り災害のあった日以降の納期の市税等について、調布市税減免基準により減額及び免除等を行います。

15 その他の生活確保

調布郵便局・NTT東日本

各機関の生活確保の対応は、次のとおりです。

【各機関の生活確保の対応】

機関名	内 容
調布郵便局	<p>災害が発生した場合、公衆の被災状況並びに、被災地の実情に応じて郵政事業にかかる災害特別事務取扱及び援護対策を実施します。</p> <p>1 郵便事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災者世帯に対し、通常はがき及び郵便書簡の無償交付</li> <li>・ 被災者が差し出す郵便物の料金免除</li> <li>・ 被災地あて救助用郵便物の料金免除</li> <li>・ 寄附金を内容とする郵便物の料金免除</li> </ul> <p>(注) 対象地域、期間等については、郵便局に掲示</p> <p>2 保険事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険料払込猶予期間の延伸</li> <li>・ 保険料前納払込みの取消しによる保険料の還付</li> <li>・ 基本契約の保険金、倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払</li> <li>・ 行方不明となった被保険者に係る基本契約の保険金、倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払</li> <li>・ 特約の保険金及び未経過保険料の非常即時払</li> <li>・ 保険契約者による基本・特約契約の解除の非常取扱い及び基本・特約契約の解約還付金の非常即時払</li> <li>・ 普通貸付金の非常即時払</li> </ul> <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害に備えて、郵便局では災害時に必要なものの用意          救助工具一式、医薬品（包帯、三角巾、消毒薬、傷薬等）、非常食、飲料水</li> <li>・ 避難場所の提供</li> </ul>

機関名	内 容
	災害時における一時的避難所として郵便局舎を開放（通信の秘密に関わらない場所に限る） ・ 郵便物や救助物資の迅速な配達 郵便局では、可能な限り配達に努力
NTT 東日本	災害が発生又は発生するおそれがある場合に、災害救助法が発動又は発動されると認められるときは、電話利用規定等に基づき、被災者が行う災害に関する通話料金を減免します。

## 16 中小企業・自営業者への支援

### 災害対策生活文化スポーツ部

国、都（産業労働局）及び政府系金融機関は、災害により、被害を受けた中小企業及びその組合並びに農林漁業者及びその組合等に対し、事業の復旧に必要な資金の融資等を行います。

市は、国及び関係機関が行う様々な制度を活用・周知し、被災者の生活再建の支援を実施します。

被災後の経済状況	活用できる支援制度
中小事業の再建資金が必用	災害復旧貸付 高度化事業（災害復旧貸付） 経営安定関連保証4号 災害関係保証
農林漁業の再建資金が必用	天災融資制度 株式会社日本政策金融公庫による融資

## 17 損壊家屋の解体廃棄物処理の実施

### (1) 処理方法等

#### 災害対策環境部・災害対策都市整備部

市内の集積所及び仮置場の集積や運搬状況等を把握するとともに、処理施設の被災状況を調査し、施設復旧策を検討したうえで、都に報告します。

#### ア 道路障害物の除去等に伴い発生した損壊家屋の解体廃棄物の受入れ

道路障害物の除去等に伴い発生した損壊家屋の解体廃棄物を、仮置場に受入れ、各種類分別を行い、可能な限り再資源化を行い、埋立て処分ゼロの維持・継続を目指します。

#### イ 損壊家屋の解体

損壊家屋の解体廃棄物は、個人住宅や一部の中小事業所に限ります。市被災者生活再建支援本部において市民からの申請受付、民間業者との契約事務を行うとともに、その適正処理についての指導等を行います。

また、損壊家屋の解体は、原則的に所有者が行うこととしますが、個人住宅

や一部の中小事業所等について特例措置を国が講じた場合は、倒壊建物の解体に関してもがれきの撤去と同様の事務を行います。具体的な事務の内容は、次のとおりです。

(ア) 受付事務

発災後速やかに市民からの解体・撤去申請を受付ける窓口を設置します。申請を受付けた後、その建物に関する権利関係等を確認し、解体撤去することが適当かどうかを判断します。

(イ) 民間業者との契約事務

緊急道路機能確保終了後、解体・撤去することが適当と認められたものについては、建物の危険度や復旧・復興計画上の優先順位等を考慮しつつ、民間業者と解体・撤去作業の委託契約を締結します。

(ウ) 適正処理の指導事務

解体・撤去作業の際は、損壊家屋の解体廃棄物を種類別に分別して搬出し、また、アスベスト等の有害物質については、災害廃棄物等処理計画のほか所定の指針(※)に基づき適正に取り扱うよう委託業者に対し指導を徹底します。

搬出した損壊家屋の解体廃棄物については、仮置場に搬入します。

※主な参考資料

- ・災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）（環境省，令和5年4月）
- ・建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（環境省・厚生労働省，令和4年3月改定）
- ・災害廃棄物対策指針 技術資料・参考資料【技 24-14】廃石綿等・石綿含有廃棄物の処理（環境省，平成26年3月）

ウ 仮置場の設置

積み替えによる輸送効率の向上と、分別の徹底及び再利用施設が円滑に機能するまでの貯留用地として、関連部署と調整して、仮置場を設置します。

エ 中間処理・再利用・最終処分

分別を徹底し、破碎・選別処理等を実施し、リサイクル関連法令に基づいて、可能な限り再利用・再資源化を推進します。再利用・再資源化が困難なものについては、焼却処理等により減容減量化したうえで、環境汚染防止に十分配慮しながら、最終処分を行います。

(2) 処理に必要な協力体制について

**災害対策環境部**

損壊家屋の解体廃棄物処理に当たっては、次の業務について資器材の提供を含め、関連部署と調整のうえ、D. Waste-Net、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム、自衛隊等に協力を求めて、効率的に実施します。

ア 損壊家屋の解体廃棄物の撤去

(ア) 損壊家屋の解体業務

(イ) 道路障害物の除去等に伴い発生した損壊家屋の解体廃棄物の撤去業務

イ 仮置場の設置

(ア) 仮置場の管理運營業務

(イ) 仮置場からの災害廃棄物の搬出

ウ 中間処理，再利用，最終処分

(ア) 損壊家屋の解体廃棄物破碎処理

(イ) 損壊家屋の解体廃棄物のストックヤードの提供

(ウ) 再利用施設への搬入

(エ) 再利用施設での優先的な処理

(オ) 最終処分場への搬入

## 18 災害救助法の適用

我が国の災害対策法制は，災害の予防，大規模な災害が発生するおそれがある場合又は発災後の応急期の対応及び災害からの復旧・復興の各ステージを網羅的にカバーする「災害対策基本法」を中心に，各ステージにおいて，災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みとなっており，「災害救助法」は，応急期における応急救助に対応する主要な法律です。

令和3年5月20日，「災害対策基本法」の改正により，大規模な災害の発生のおそれのある段階において，国が災害対策本部を設置して広域避難等の実施に向けた自治体間の調整・支援を行うこととされ，併せて「災害救助法」の改正により，国が当該本部を設置した場合に，都道府県等が「災害救助法」を適用し，広域避難等の実施に必要な避難所の供与等の救助を行うことが可能となりました。

### (1) 災害救助法の適用

ア 災害救助の実施機関

(ア) 東京都の地域に災害が発生し，災害救助法（昭和22年法律第118号）（以下，「救助法」という。）の適用基準に該当する被害が生じた場合，知事は救助法第2条の規定に基づき，被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助を実施します。

(イ) 市区町村長は，救助法に基づき知事が救助に着手したときは，知事を補助し，被災者に対して必要な救助を実施します。また，知事は，救助を迅速に行う必要があるときは，救助に関する職権の一部を市区町村長に委任します。

(ウ) 災害の事態が急迫し，知事による救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは，市区町村長は，救助に着手し，その状況を直ちに知事に報告し，その後の処理について知事の指示を受けます。

【災害救助法適用時の自治体の業務】

		市町村（基礎自治体）	都道府県
救助法を『適用しない』場合		救助の実施主体 (基本法5条)	救助の後方支援総合調整 (基本法4条)
救助法『適用』した 場合	救助の実施	都道府県の補助 (法13条2項)	救助の実施主体(法2条) (救助実施の区域を除く(法2条の2))
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体 (法13条1項)	救助事務の一部を市町村に委任可 (法13条1項)
	費用負担	費用負担なし (法21条)	係った費用の最大100分の50 (残りは国が負担)(法21条)

イ 救助法の適用基準

救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に定めるところによるが、都においては、次のいずれか一つに該当する場合、救助法を適用します。

調布市の災害救助法適用基準 (人口は令和6年7月1日現在の住民基本台帳に基づく)
人口：239,549人
基準1号：（調布市の被害が次の世帯数以上であること）100世帯
基準2号：（東京都の被害世帯数が、①に示す数以上であって、調布市の被害世帯数が、②に示す世帯数以上であること）①2500世帯②50世帯

- (ア) 市区町村の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第1に定める数以上であること
- (イ) 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第2に定める数以上あって、市区町村の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第3に定める数以上であること
- (ウ) 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第4に定める数以上の場合又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと
- (エ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと

ウ 被災世帯の算定基準

(ア) 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなします。

(イ) 住家の滅失等の認定

- α 住家が滅失したもの

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも

b 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも

c 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

a及びbに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は土石竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(ウ) 世帯及び住家の単位

a 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位のことをいいます。

b 住家とは、現実に居住のため使用している建物のことをいいます。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱います。

エ 救助法の適用手続

(ア) 報告

a 市による報告

**災害対策総務部**

災害に際し、市区町村における災害が、前記の救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、当該市区町村長(島しょの町村長は支庁長を経由して)は、直ちにその旨を知事に報告することとなっています。

b 都による報告

知事は、市区町村からの報告又は要請に基づき、救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに、法に基づく救助の実施について、当該市区町村及び都各局に指示するとともに、関係指定地方行政機関等、内閣総理大臣に通知又は報告します。

(イ) 公布

救助法を適用したときは、速やかに、次により公布します。

(ウ) 事前連絡と適用

知事は、救助法を適用しようとするときは、事前に内閣総理大臣(内閣府防災担当)にその旨を連絡する。また、都本部が設置されている場合は、本部長室の審議を経て救助法を適用します。

## オ 救助の種類

救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助があります。

- (ア) 避難所及び応急仮設住宅の供与
  - (イ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
  - (ウ) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
  - (エ) 医療及び助産
  - (オ) 被災者の救出
  - (カ) 被災した住宅の応急修理
  - (キ) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
  - (ク) 学用品の給与
  - (ケ) 埋葬
  - (コ) 前各号で定めるもののほか、政令で定めるもの
- 救助は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができます。
- 救助の程度・方法及び期間については、資料のとおりとします。基準額については災害救助法施行細則（昭和38年都規則136号）により適宜改訂を行います。

資料編 13：災害報告様式

資料編 14：日毎の記録を整理するために必要な書類（都総務局）

資料編 15：災害救助法による救助の程度・方法及び期間（都・市区町村）

- 基準額については、都規則により適宜改訂を行います。  
（東京都地域防災計画 風水害編 別冊資料第209「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」）

## （2）救助実施体制の整備

### ア 救助実施体制の整備

- (ア) 救助の万全を期し、円滑に救助業務を実施するためには、事前に強力な救助実施組織を確立することが必要です。
- (イ) 都総務局は、救助法適用後、救助法実施組織として活用できるよう、組織の整備を図るとともに、要員に対する事前研修を実施するなど、救助業務の習熟に努めます。

### イ 被害状況調査体制の整備

東京都、及び市は、救助法の適用に当たって、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるため、被害状況等の調査、報告体制の整備に努めます。

#### ウ 救助の実施に必要な関係帳票の整備

(ア) 救助の実施に当たっては、救助ごとに帳票の作成が義務付けられています。

(イ) 救助業務に当たる者は、災害時に遅滞なく業務を実施できるよう、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等について習熟しておかねばなりません。

(東京都地域防災計画 風水害編 別冊資料第210「救助法上(災害の発生から終了まで)の流れ」)

(東京都地域防災計画 風水害編 別冊資料第211「各担当別災害救助関連必要帳票一覧」)

### (3) 災害報告及び救助実施状況の報告

#### ア 災害報告

(ア) 救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過にあわせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階があります。

(イ) これらの報告は、救助用物資、義捐金の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、市区町村は迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告します。

#### 資料第212：災害報告の様式

#### イ 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要なため、都各局・市区町村は、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告します。

(東京都地域防災計画 風水害編 別冊資料第213「日毎の記録を整理するために必要な書類」)

### (4) 従事命令

#### ア 従事命令の種類

迅速な救助業務を遂行するために必要な人員、物資、施設等を確保する手段として、知事に次のような権限が付与されています。

##### (ア) 従事命令

一定の業種のもを、救助に関する業務に従事させる権限

(例) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、土木技術者、建築技術者、大工、左官、とび職 等

##### (イ) 協力命令

被災者その他近隣のもを、救助に関する業務に協力させる権限

(例) 被災者を炊き出しに協力させる 等

##### (ウ) 管理、使用、保管命令及び収用

特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限

- a 管理  
 救助を行うため特に必要があると認めるとき、知事が病院，診療所，旅館，飲食店等を管理する権限
- b 使用  
 家屋を収容施設として用いるような場合で，管理と異なり土地，家屋，物資を物的に利用する権限
- c 保管  
 災害の混乱時に，放置すれば他に流れてしまうおそれのある救助その他緊急措置に必要な物資を，一時的に業者に保管させておく権限
- d 収用  
 災害の際，必要物資を多量に買いためし，売り惜しみしているような場合は，その物資を収用する権限  
 なお，収用は，特定業者に限らず一般人等何人に対してもなし得ます。

イ 従事命令を受けた者の実費弁償

範囲	令和4年度費用の限度額	機関	備考
災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり医師・21,600円以内 歯科医師……………20,700円以内 薬剤師……………17,900円以内 保健師，助産師，看護師 ………………16,800円以内 土木・建築技術者…16,200円以内 大工……………25,600円以内 など	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別途東京都規則で定める額

(5) 災害救助基金の運用

ア 災害救助基金の積立

災害救助法に基づく応急救助の実施に要する費用については，緊急時に相当の額を必要とするので，都総務局はその財源に充てるため災害救助基金を積み立てます。

(ア) 法定積立最小額は，当該年度の前年度前3か年間における地方税法に定める普通税収入額の決算額の平均年額の1,000分の5相当額です。

(イ) 平成30年度法定必要額は，140億7,701万8,400円です。

イ 災害救助基金の運用

災害救助基金は，預金又は公社債として運用しているほか，発災時に緊急に必要なとする食料，生活必需品などの給与品の事前購入に充てています。

19 激甚災害の指定

大規模な被害が発生した場合には，「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下，「激甚法」という。)による財政援助等を受け，迅速かつ適切な復旧を実施する必要があります。

(1) 激甚災害制度

ア 政府は、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、中央防災会議の意見を聴いた上で、政令でその災害を「激甚災害」として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置を合わせて指定することとしています。

イ 激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業者への補償の特例等、特別の財政助成措置が講じられます。

ウ 激甚災害の指定は、中央防災会議が定めている「激甚災害指定基準」（本激の基準）及び「局地激甚災害指定基準」（局激の基準）によります。

エ 激甚災害指定基準による指定、いわゆる「本激」が地域を特定せず、災害そのものを指定するのに対し、局地激甚災害指定基準による指定、いわゆる「局激」は市町村単位での災害指定を行います。

オ ただし、激甚災害に指定されても、被害を受けた地方公共団体等のすべてが特例措置を受けられるわけではなく、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体等に限って特例措置が適用されます。

(2) 激甚災害に関する調査報告

機関名	内 容
市	○ 市区町村長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し知事に報告します。
東京都	<p>○ 都内に大規模な災害が発生した場合、知事（都総務局）は、市区町村の被害状況等を検討の上、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各局に必要な調査を行わせます。</p> <p>○ 局地激甚災害の指定については、関係各局に必要な調査を翌年当初において行わせます。          （東京都地域防災計画 風水害編 別冊資料第215「激甚法に定める事業及び関係局」）</p> <p>○ 上記の各局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、都総務局に提出します。</p> <p>○ 都総務局長は各局の調査をとりまとめ、激甚災害の指定に関しては都本部に付議します。</p> <p>○ 知事は、市区町村長の報告及び前記各局の調査結果をとりまとめ、内閣総理大臣に報告します。</p>

(3) 特別財政援助等の申請手続等

機関名	内 容
市	○ 激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各局に提出します。
東京都	○ 都関係局は、激甚法に定められた事業を実施します。 ○ 激甚災害の指定を受けたときは、都関係局は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助等を受けるための手続その他を実施します。

第2部 施策ごとの具体的計画  
第12章 住民の生活の早期再建  
第5節 具体的な取組【復旧対策】